



福島医発第1405号 (小郡三井医師会)
平成24年 8月31日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

津波防災地域づくりに関する法律について

平成23年3月11日に発生し甚大な被害を引き起こした東日本大震災による津波を受け、平成23年12月7日に津波防災地域づくりに関する法律が成立し、今般、津波災害特別警戒区域に関する規定「津波防災地域づくりに関する法律（第9章関係）」について発出された旨、国土交通省都市局長、水管理・国土保全局長及び住宅局長より、日本医師会を通じ通知が参りました。

「津波防災地域づくりに関する法律」では、特に、都道府県により津波災害警戒区域（警戒区域）及び津波災害特別警戒区域（特別警戒区域）を定めることになっております。

前者の警戒区域では、避難促進施設（医療施設、介護関係施設等。対象施設は、別紙3参照）に対して避難確保計画の策定や避難訓練の実施等が義務づけられております。（別紙2参照）

後者の特別警戒区域では、さらに、建築物の建築とそのための開発行為に関して建築物の居室の高さや建造等に対する制限が行われることとなります。（別紙1参照）対象の建築物は医療施設等（別紙3参照）であり、技術的基準と併せて、居室（A）（病院・診療所は病室）の床面の高さが、都道府県知事の定める基準水位以上であることが求められます。改築や増築の場合も対象となります。

本件につきまして、日本医師会は国土交通省に対して医療機関等に過大な負担を強い
ることのないよう主張がなされ、その結果、「都道府県知事等は、居室（Ａ）の上層に、
基準水位以上の高さで他の居室（Ｂ）があつて、居室（Ａ）からの避難上有効な経路が
あり、津波の発生時において居室（Ａ）の利用者等に開放される場合には、当該他の居
室（Ｂ）をもって、同法に適合するものとして認めることが可能である」との取扱いが
なされることとなりました。また、特別警戒区域の指定に当たっては、医師会等の関係
団体等が緊密な連携を図って連絡調整等を行うことが必要であること、避難確保計画へ
の具体的な記載内容については、施設の規模や入院患者の有無等各施設の実情に応じて
適切に定める必要があるとされております。（別紙２参照）

つきましては、貴会におかれましても、本件につきご了解いただきますようお願い申
し上げます。

(地 I 101)

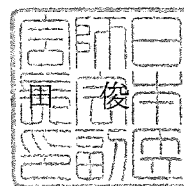
平成 2 4 年 8 月 2 1 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会副会長

羽 生



津波防災地域づくりに関する法律について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

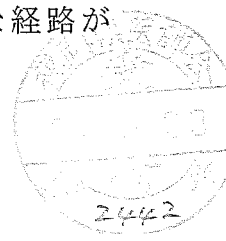
さて今般、昨年に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」につきまして、国土交通省都市局長、水管理・国土保全局長及び住宅局長より、各都道府県知事宛に通知「津波防災地域づくりに関する法律（第 9 章関係）の施行について」が発出されました。

「津波防災地域づくりに関する法律」では、特に、都道府県により津波災害警戒区域（警戒区域）及び津波災害特別警戒区域（特別警戒区域）を定めることになっております。

前者の警戒区域では、避難促進施設（医療施設、介護関係施設等。対象施設は、添付の法律三段表参照）に対して避難確保計画の策定や避難訓練の実施等が義務づけられております（平成 2 4 年 3 月通知）。

後者の特別警戒区域では、さらに、建築物の建築とそのための開発行為に関して建築物の居室の高さや構造等に対する制限が行われることとなります（平成 2 4 年 7 月通知）。対象の建築物は医療施設等（法律三段表参照）であり、技術的基準と併せて、居室（A）（病院・診療所は病室）の床面の高さが、都道府県知事の定める基準水位以上であることが求められます。改築や増築の場合も対象となります。

ただし、本会の強い要求により、都道府県知事等は、居室（A）の上層に、基準水位以上の高さで他の居室（B）があつて、居室（A）からの避難上有効な経路が



あり、津波の発生時において居室（Ａ）の利用者等に開放される場合には、当該他の居室（Ｂ）をもって、同法に適合するものとして認めることが可能であるとされております。

本件につきましては、本会として、国土交通省に対して医療機関等に過大な負担を強いることのないよう主張して参りました。その結果、上記の「居室」の取り扱いがなされるとともに、特別警戒区域の指定に当たっては、医師会等の関係団体等が緊密な連携を図って連絡調整等を行うことが必要であるとされております。

また、避難確保計画への具体的な記載内容については、施設の規模や入院患者の有無等各施設の実情に応じて適切に定める必要があるとされております（平成２４年３月通知）。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、警戒区域や特別警戒区域の指定、指定後の継続的な意思疎通等について、貴都道府県関係部局との対応方につきご高配賜りますようお願いいたします。併せて、市町村推進計画の作成に関し、貴会管下関係郡市区医師会への周知方につきましても、よろしくお願い申し上げます。

<添付書類>

- ・「津波防災地域づくりに関する法律（第９章関係）の施行について」（平成２４年７月３１日付国土交通省都市局長、水管理・国土保全局長、住宅局長連名通知）（平成２４年７月通知）
- ・「津波防災地域づくりに関する法律等の施行について」（平成２４年３月９日付内閣府政策統括官、国土交通省総合政策局長等連名通知）（平成２４年３月通知）
- ・津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（平成２４年１月１６日付国土交通省告示）（基本指針）
- ・津波防災地域づくりに関する法律について（国土交通省作成資料）
- ・津波防災地域づくりに関する法律三段表（抜粋）

<参考>

国土交通省関連サイト

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>

国 都 計 第 4 1 号
国 水 政 第 5 0 号
国 住 指 第 1 5 7 7 号
平成 2 4 年 7 月 3 1 日

各都道府県知事 殿

国土交通省 都 市 局 長

水管理・国土保全局長

住 宅 局 長

津波防災地域づくりに関する法律（第9章関係）の施行について

平成23年3月11日に発生し甚大な被害を引き起こした東北地方太平洋沖地震による津波を受け、平成23年12月7日に津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「法」という。）が成立し、一部については、既に施行されているところである。

今般、法第9章の津波災害特別警戒区域に関連する規定について施行されたことから、その施行に当たって、下記の事項に十分留意し、適切な運用に努められるとともに、速やかに関係事項を貴管内関係市町村に周知方取り計らわれるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言とする。

記

第1 法の施行について

法第9章の津波災害特別警戒区域に関連する規定が平成24年6月13日に施行され、これに併せ、津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成24年政令第158号。以下「整備政令」という。）、津波防災地域づくりに関する法律施行規則及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（平成24年国土交通省令第58号）が施行されたところである。

法の施行に当たっては、これらの関係法令のほか、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（平成24年1月16日国土交通省告示第51号。以下「基本指針」という。）に基づき適切な運用を図るとともに、本通知についても参照されたい。

第2 津波災害特別警戒区域について

1 本制度の概要

法第72条第1項により、都道府県知事が、基本指針の「五 警戒区域及び特別警戒区域の指定について指針となるべき事項」に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、法第53条に基づき都道府県知事が指定した津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民、勤務する者、観光旅客その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができることとしたものである。

警戒区域は、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する予報又は警報の発令及び伝達、津波避難訓練の実施、避難施設その他の避難場所や避難路その他の避難経路の確保、津波ハザードマップの作成、市町村地域防災計画に記載された地下街等や社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用するものとして整備政令による改正後の津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成23年政令第426号。以下「施行令」という。）第19条に規定する施設における避難確保計画の作成など警戒避難体制の整備を図る区域である。このうち、避難確保計画の作成に当たっては、地域の実情等を踏まえ避難の実現性に十分配慮した実践的な計画を検討する必要がある。

一方、特別警戒区域は、高齢者、障害者、乳幼児等津波から逃げることに困難である特に防災上の配慮を要する者があらかじめ津波を「避ける」ことができるよう、法第75条及び第84条第1項に基づき、施行令第21条に規定する用途の建築物の建築とそのための開発行為に関して建築物の居室の高さや構造等に対して制限する区域である。

また、施行令第21条に規定する用途の他、特別警戒区域内の市町村は、条例で区域を限って、津波の発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができないおそれが大きいものとして、条例で制限用途を定めて、当該利用者が、夜間、荒天時等来襲した時間帯等によっては円滑な避難が期待できない津波であってもあらかじめ「避ける」ことができるよう、当該用途の建築物の建築とそのための開発行為を制限することができる。

2 特別警戒区域の指定（法第72条関係）

（1）関係部局等との連絡調整等

特別警戒区域の指定に当たっては、地域の現況や将来像等を十分に勘案する必要があるとともに、制限の対象となる用途等と関連する都市・建築、福祉・医療、教育、防災等の関係部局、市町村や医師会等の福祉・医療、教育関係団体等が緊密な連携を図って連絡調整等を行うことが必要である。

なお、警戒区域や特別警戒区域が指定される市町村については、法第10条に基づく推進計画の事務・事業と特別警戒区域制度等との連携や整合性を図るため、法第11条に規定する協議会に医師会等の福祉・医療、教育関係団体等も参画させることが望ましい。

（2）住民及び利害関係者への周知等

特別警戒区域の指定をしようとするときは、あらかじめ、法第72条第3項から第5項までの規定に基づき、公衆への公告・縦覧手続、住民や利害関係者による意見書提出手続、関係市町村長の意見聴取手続により、住民等の意向を十分踏まえて行うことが重要であり、また、住民等に対し制度内容の周知、情報提供を十分に行いその理解を深めつつ行うことが望ましい。

上記公告等の手続が終了し、特別警戒区域の指定をするときは、法第72条第6項及び第7項の規定に基づき、特別警戒区域の指定の公示手続、関係市町村が縦覧に供することとなる図書の送付手続を速やかに行い、住民等に周知する必要がある。

また、特別警戒区域の公告又は公示に当たっては、警戒区域及び基準水位に関する情報との一覧性に配慮するとともに、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等が容易かつ確実に

その提供を受けることができる状態に置くことが重要である。

第3 特別警戒区域における特定開発行為の制限等について

1 特定開発行為の制限（法第73条関係）

法第73条により、特別警戒区域において、施行令第20条に定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（以下「予定建築物」という。）の用途が法第73条第2項に規定する制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（指定都市、中核市又は特例市の区域内にあっては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。

制限用途とは、予定建築物の用途で、法第73条第2項各号に掲げる用途以外の用途でないものをいう。同項第1号の用途は、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設として施行令第21条に列举する用途である。同条第1号に定める「その他これらに類する施設」には、小規模多機能型居宅介護事業の用に供する施設、認可外保育施設、盲人ホーム、日中一時支援事業の用に供する施設、児童相談所（児童一時保護施設を有するもの）などが該当する。

また、法第73条第2項第2号の用途は、同号に基づき、特別警戒区域内の市町村の条例で定める区域内において、津波の発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができないおそれ大きいものとして条例で定める用途、例えば、住宅等の夜間、荒天時等津波が来襲した時間帯等によっては円滑な避難が期待できない用途である。

なお、法第73条第2項の「次に掲げる用途以外の用途でないもの」という二重否定の規定の趣旨は、同項各号に掲げる用途に該当する場合のみならず、開発段階では当該用途を含むか含まないかが未定である場合にあっては、当該用途に該当しないことが確定していない限り都道府県知事等の許可を受けなければならないことを意味するものであり、十分留意されたい。

また、複数の建築物の建築を目的とした一体的な開発が行われる場合において、法第73条第1項に規定する土地の区画形質の変更が、制限用途の建築物とそれ以外の建築物の敷地に連続的にまたがる場合は、制限用途でない建築物も含む一団の土地を特定開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）とすることとする。

2 特定開発行為の許可の基準（法第75条関係）

（1）概要

特定開発行為を行うときは、津波発生時に開発区域内の土地が遡上した津波による洗掘又は侵食により崩壊等をする、その上に建設された制限用途の建築物を利用する者の生命・身体に被害が生じるおそれがあるので、これを防止するため、開発区域内の土地を津波に対し安全なものとする必要がある。このため、特定開発行為の許可に当たっては、法第74条第1項第3号の特定開発行為に関する工事の計画について、崖面の保護その他の津波が発生した場合における開発区域内の土地の安全上必要な措置を、法第75条の技術的基準として定める津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成23年国土交通省令第99号。以下「施行規則」という。）第39条から第44条までに定める技術的基準に従い講じるものであることが求められる。

（２）施行規則第39条から第42条までに定める技術的基準

施行規則第39条に定める地盤について講ずる措置に関する技術的基準については、特定開発行為により造成される地盤や特定開発行為によって生じる崖については、都市計画法（昭和43年法律第100号）の開発行為の場合と同等の安全上必要な措置が講じられる必要があるという趣旨であり、当該措置は遡上した津波による洗掘や侵食の作用に対しても基本的に有効である。

なお、施行規則第42条については、特定開発行為によって生ずる崖の崖面を擁壁で覆わない場合の保護措置として芝張りのみが例示され、石張りやモルタルの吹付けについては例示されていない。これは、石張りやモルタルの吹付けを行う場合については、津波浸水想定を設定する際に想定する津波の発生頻度に照らし、施工してから当該津波が来襲するまでの長期にわたって、背後の地盤との一体性が失われないようこれらの適正な維持管理を継続していく必要がある一方、芝等の植生で覆う場合については、当該津波に対する耐力が十分確かめられているのみならず、適正な維持管理に係る負担が少なく、当該津波に対する永続的な保護措置としてより適当であることによるものである。ただし、石張りやモルタルの吹付けについても、津波浸水想定を設定する際に想定する津波の発生頻度に照らし十分な期間適切な維持管理を継続できる場合には、それらによる保護も可能である。また、これは都市計画法の開発行為の場合においても同様である。

（３）施行規則第43条に定める技術的基準

施行規則第43条に定める崖の上端の周辺の地盤等について講ずる措置に関する技術的基準については、津波特有の作用を考慮した基準である。

特定開発行為によって生ずる崖の上端の周辺の地盤面については、施行規

則第43条第1項により、当該崖の上端が基準水位より高い場合を除き、津波の越流による侵食に対して保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等の措置を講ずることとしており、この措置は当該崖の崖面の保護と同じ工種を用いるのが望ましいので留意されたい。

特定開発行為によって生ずる崖の崖面の下端の周辺の地盤面については、流水が集中する崖の隅角部から洗掘が進み、崖面のすべり破壊や擁壁の倒壊が懸念されることから、同条第2項により、根固め、根入れ等の措置を講ずることとしている。なお、当該崖の崖面の下端に道路等を配置する場合には、アスファルト等の道路舗装（路盤までの厚さが薄い簡易舗装を除く。）によることも可能である。また、地盤の安定計算により崖面等の安全性が確かめられた場合又は津波による洗掘を前提として盛土若しくは切土上の建築物のセットバックが行われた場合には、人的災害が生ずるおそれがないため、この措置は不要である。

（4）施行規則第44条に定める技術的基準

施行規則第44条に定める排水施設の設置に関する技術的基準については、想定される特定開発行為の規模にかんがみて、特定開発行為により造成される敷地において崖崩れや土砂災害の発生を防止する観点から、排除すべき雨水その他の地表水又は地下水を支障なく流下させることができるよう排水施設が設置される必要があるという趣旨である。

3 許可の特例（法第76条関係）

国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、都道府県知事等との協議が成立すれば、法第73条第1項の許可を受ける必要はない。また、特定開発行為を行う可能性のある独立行政法人及び地方独立行政法人についても、整備政令により改正された各独立行政法人法等の施行令の規定により同様の特例が適用される。

また、都市計画法に基づく開発行為の許可が必要な場合については、同法第33条第1項第7号の規定において、同法の開発区域内の土地の全部又は一部が特別警戒区域内の土地であるときは、当該土地における特定開発行為に関する工事は、本法と同様の技術的基準に適合することを求めることとしているため、都市計画法に基づく開発行為の許可を受けたものについては、法第73条第1項の許可を受けることは要しない。

4 工事完了の検査（法第79条関係）

特定開発行為の許可を受けた者は、特定開発行為に関する工事の全てを完

了したときは都道府県知事等に届け出なければならないものとし、都道府県知事等は、検査の結果、法第75条の技術的基準に適合していると認めたときは、検査済証を当該者に交付することとしている。

都道府県知事等は、工事が完了した旨を公告するときには、当該工事に係る開発区域に地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときはその区域を公告しなければならない。これは、特定開発行為に関する工事により地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域の有無が、当該区域における法第82条の特定建築行為の許可の要否を決める重要な情報となることから、工事完了の公告と併せて当該区域の公告を行うものである。なお、特定開発行為として、複数の建築物の建築を目的とした一体的な開発が行われる場合には、特定開発行為に関する工事の全体に一举に着手するのではなく、工区ごとに工事を進行させることが考えられることから、工区が設定された場合には、工区ごとに工事完了の届出を行わせ、検査及び公告を行うことも可能である。

第4 特別警戒区域における特定建築行為の制限等について

1 特定建築行為の制限（法第82条関係）

法第82条により、特別警戒区域内において、法第73条第2項各号に掲げる用途の建築物の建築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築をいい、既存の建築物を変更して制限用途の建築物とすることを含む。以下「特定建築行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

2 特定建築行為の申請の手続（法第83条関係）

特定建築行為の許可を受けようとする者は、申請書を提出する際に、当該特定建築行為が特定開発行為の許可又は都市計画法の開発許可を受けた土地の上に行うものであるときは、施行規則第54条により、法第79条第2項に規定する検査済証の写し若しくは都市計画法第36条第2項に規定する検査済証の写し又はこれらに準ずる書面を添付することとしている。工事完了の検査後に交付される検査済証の写しの提出を原則としているのは、特定開発行為又は都市計画法に基づく開発行為に関する工事が無許可で行われることを防止する必要があるという趣旨のみならず、当該工事が法第75条の技術的基準に適合しているかどうかを確認することが特定建築行為の安全な施行を期す上で極めて重要であるという趣旨によるものである。

なお、本制度の運用に当たっては、許可の申請から許可その他の処分までの期間が長引かないよう努められたい。

3 特定建築行為の許可の基準（法第84条関係）

（1）概要

特定建築行為を行うときは、法第73条第2項各号に掲げる用途の建築物が津波により損壊又は浸水等をする、当該建築物を利用する者の生命・身体に被害が生じるおそれがあるため、当該建築物を津波に対し安全なものとする必要がある。このため、特定建築行為の許可に当たっては、当該建築物が、法第73条第2項各号に掲げる用途に応じ、それぞれ法第84条第1項又は第2項に定める基準に適合するものであることが求められる。

法第73条第2項第1号に定める用途の建築物に係る法第84条第1項の許可の基準は、以下のとおりである。

- ① 津波に対して安全な構造のものとして施行規則第55条に定める技術的基準に適合するものであること。
- ② 施行令第24条で定める居室の床面の高さ（当該居室の構造その他の事由を勘案して都道府県知事等が津波に対して安全であると認める場合にあっては、当該居室の床面の高さに都道府県知事等が当該居室について指定する高さを加えた高さ）が基準水位以上であること。

また、法第73条第2項第2号に基づき、特別警戒区域内の市町村の条例で定める区域内では、津波の発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができないおそれ大きいものとして条例で定める用途の建築物に係る法第84条第2項の許可の基準は、以下のとおりである。

- ① 津波に対して安全な構造のものとして施行規則第55条に定める技術的基準に適合するものであること。
- ② 次のいずれかに該当するものであることとする基準を参酌して市町村の条例で定める基準に適合するものであること。

イ 居室（共同住宅その他の各戸ごとに利用される建築物にあっては、各戸ごとの居室）の床面の全部又は一部の高さが基準水位以上であること。

ロ 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。

特定開発行為の許可により地盤の安全性が確認された基準水位以上である土地の区域については、法第79条第3項により工事完了の公告と併せて公告することとしているが、当該区域については、法第73条第2項各号に掲げる用途の建築物の建築であっても、当該建築物の居室の高さが基準水位

以上となることは明らかであるため、当該区域における特定建築行為に係る許可は要しない。

なお、特定建築行為のうち増築の場合は、施行令第24条で定める居室の床面の高さに係る都道府県知事等の審査を要するのは増築部分に限られることに留意されたい。

また、特定建築行為の許可の事務に当たっては、申請者の負担軽減の観点にも鑑み、建築基準法の建築確認を行う建築主事等とも十分連携し、関係部局においては、地震に対する安全性に係る審査について建築確認における審査内容の活用を、また、津波に対する構造耐力上の安全性に係る審査について民間の専門機関の活用を検討するなど審査体制の充実を図る等、手続の効率化・円滑化に配慮されたい。

(2) 施行規則第55条に定める技術的基準

法第73条第2項各号に掲げる用途の建築物の建築の許可に当たっては、法第84条第1項第1号又は第2項第1号に定めるとおり、当該建築物が、津波に対して安全な構造のものとして施行規則第55条に定める技術的基準に適合するものであることが求められる。

施行規則第55条に定める技術的基準は、法第56条第1項第1号に定める指定避難施設の技術的基準と同様の基準としている。この技術的基準については、津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成23年国土交通省告示第1318号）に定めており、施行に当たっての留意点等については、津波防災地域づくりに関する法律等の施行について（平成24年3月9日付け府政防第256号、国総参社第5号、国土企第48号、国都計第138号、国水政第102号、国住街第226号、国住指第3755号各都道府県知事あて内閣府政策統括官（防災担当）、国土交通省総合政策局長、土地・建設産業局長、都市局長、水管理・国土保全局長、住宅局長通知）第9.5.（3）を参照されたい。

(3) 法第73条第2項第1号に掲げる用途の建築物に係る基準

特別警戒区域内において、法第73条第2項第1号に掲げる用途の建築物の建築を許可するに当たっては、施行規則第55条に定める技術的基準と併せて、当該建築物に存する施行令第24条で定める居室の床面の高さ（当該居室の構造その他の事由を勘案して都道府県知事等が津波に対して安全であると認める場合にあつては、当該居室の床面の高さに都道府県知事等が当該居室について指定する高さを加えた高さ）が基準水位以上であることを確認する必要がある。

法第73条第2項第1号に掲げる用途に係る特定建築行為の制限は、一定の居室を基準水位以上に設けることにより、特に防災上の配慮を要する者が津波を避けることができるようにするための措置である。

居室の床面の高さを基準水位以上の高さにすべき居室は、施行令第24条各号に列挙されている。第2号の「日常生活に必要な便宜の供与」は、食事の提供、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上必要な便宜を供与することを想定しており、「その他これらに類する目的のために使用されるもの」は、教養の向上やレクリエーションのための便宜の供与等を想定している。第3号の「教室」は、幼稚園については、保育室、遊戯室等教育の用に供する居室を想定している。第4号の「その他これに類する居室」は、助産所の妊婦、産婦、じょく婦の収容施設を想定している。

また、施行令第24条の規定に基づき、都道府県知事等は、同条各号に掲げる用途の建築物の基準水位以上の高さに避難上有効な場所として他の居室があつて、当該居室まで避難上有効な経路があり、津波の発生時において同条各号に定める居室の利用者等に開放される場合には、同条各号に定める居室に代えて、当該他の居室を法第84条第1項第2号に適合するものとして認めることが可能であるので、当該建築物全体の利用状況等を踏まえて、当該他の居室について適切に判断されたい。なお、都道府県知事等が当該他の居室を認めるに当たっては、施行令第24条第1号及び第4号に定めた用途の施設については、例えば、常駐する職員数、車椅子等の搬送器具の常備状況、エレベーター等の非常用電源の設置状況などから、夜間就寝時も含めて迅速な避難を行う態勢が確保されていると認められる必要があることに留意されたい。また、老人デイサービスセンターと有料老人ホームが上下の階に併設されている施設など、一つの建築物内に複数の用途が存在する施設で、建築物全体が一体として利用されている場合等であつて、いずれかの用途の上層階の居室の床面の高さが基準水位以上となるときは、当該建築物全体の利用状況等を踏まえて、当該上層階の居室を避難上有効な他の居室とするかどうか適切に判断することが望ましい。

なお、「当該居室の構造その他の事由を勘案して都道府県知事等が津波に対して安全であると認める場合」としては、居室の床面の一部の高さが基準水位未満となるものの、居室の出入口や窓の高さが基準水位以上であり、居室の出入口や窓以外から浸水するおそれがない場合などが該当する。

(4) 法第73条第2項第2号に掲げる用途の建築物に係る基準

特別警戒区域内の区域であつて、法第73条第2項第2号に基づき市町村の条例で定める区域において、津波の発生時における利用者の円滑かつ迅速

な避難を確保することができないおそれが大きいものとして同号に基づき市町村の条例で定める用途の建築物の建築を許可するに当たっては、施行規則第55条に定める技術的基準と併せて、当該建築物が法第84条第2項第2号イ又はロに規定するいずれかの基準を参酌して市町村の条例で定める基準に適合するものであることを確認する必要がある。

同号イの基準によれば、例えば、住宅の2階の高さが基準水位を超える地域においては、2階部分の居室の高さが基準水位以上である2階建ての戸建て住宅は許可できることとなる。しかし、共同住宅その他の各戸ごとに利用される建築物については、全体として2階建てであっても、それぞれの各戸に基準水位以上の居室がなければならず、メゾネット形式のように各戸の中で2階に上がれるような構造であって、当該2階部分の居室が基準水位以上であることが求められる。同号ロの基準によれば、例えば、基準水位が高いために同号イを満たさない住宅又は共同住宅であっても、避難上有効な屋上が設置され、当該場所までの階段などの経路が利用可能な状態に管理されている場合には許可できることとなる。

市町村においては、これらの基準を参酌し、地域の実情に応じて同号イに類似する基準を設定したり、又は同号ロに類似する基準を設定したりするほか、戸建て住宅については同号イに類似する基準とし、共同住宅については同号ロに類似する基準とするといった様々な組み合わせが可能であるので、地域の実情を勘案して条例で適切に基準を定められたい。

4 許可の特例（法第85条関係）

国又は地方公共団体が行う特定建築行為については、都道府県知事等との協議が成立すれば、法第82条の許可を受ける必要はない。また、特定建築行為を行う可能性のある独立行政法人及び地方独立行政法人についても、整備政令により改正された各独立行政法人法等の施行令の規定により同様の特例が適用される。

府政防第256号
国総参社第5号
国土企第48号
国都計第138号
国水政第102号
国住街第226号
国住指第3755号
平成24年3月9日

各 都道府県知事 殿

内 閣 府 政策統括官（防災担当）

国土交通省 総 合 政 策 局 長

土地・建設産業局長

都 市 局 長

水管理・国土保全局長

住 宅 局 長

津波防災地域づくりに関する法律等の施行について

平成23年3月11日に発生し甚大な被害を引き起こした東北地方太平洋沖地震の津波を受け、平成23年12月7日に津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「法」という。）が成立した。今後は、最大クラスの津波に備えるため、全国において法等を活用した津波防災地域づくりの推進が求められることになる。

今般、法等が津波災害特別警戒区域に関連する規定を除き施行されたことから、その施行に当たって、下記の事項に十分留意し、適切な運用に努められるとともに、速やかに関係事項を貴管内関係市町村に周知方取り計らわれるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言とする。

記

第1 法の施行について

平成23年12月27日に津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成23年政令第426号。以下「施行令」という。）、津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成23年国土交通省令第99号。以下「施行規則」という。）及び津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成23年12月27日国土交通省告示第1318号。以下「告示」という。）等が法とともに施行されたところである。

法の施行に当たっては、これらの関係法令のほか、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（平成24年1月16日国土交通省告示第51号。以下「基本指針」という。）に基づき適切な運用を図るとともに、本通知についても参照されたい。

また、法の対象は、最大クラスの津波により被害が及ぶおそれのある地域である。沿岸域を有していない地方公共団体においても、津波が河川を遡上することによって法の対象になりうることに留意されたい。

なお、本通知のうち第9の5の指定避難施設及び管理協定が締結された避難施設に係る部分（技術的基準を除く。）は内閣府及び国土交通省の共管となっている。

第2 国及び地方公共団体の責務、施策における配慮について

1 国及び地方公共団体の責務（第4条関係）

津波防災地域づくりを効果的に推進するためには、ハード・ソフトの施策を地域の実情に応じて適切に組み合わせるとともに、官民が一体となって取り組む必要がある。

このため、法においては、国及び地方公共団体は、津波による災害の防止又は軽減が効果的に図られるようにするため、津波防災地域づくりに関する施策を、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用 に配慮しつつ、地域の実情に応じ適切に組み合わせ て一体的に講ずるよう努めるものとしている。

2 施策における配慮（第5条関係）

津波防災地域づくりの推進は、国と地方公共団体のみによって行えるものではなく、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備や津波災害特別警戒区域における一定の建築物の建築とそのための開発行為の制限をはじめとして、地域住民、民間事業者等の理解と協力が不可欠である。

また、防災の観点 を重視するあまり、地域の発展を阻害するような対策に偏ることなく、地域の創意工夫を活かすとともに、住民の生活の安定や地域経済の活性化に配慮する必要がある。

このため、法においては、国及び地方公共団体は、法に規定する津波防災地域づくりを推進するための施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに住民の生活の安定及び福祉の向上並びに地域経済の活性化に配慮するとともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めるものとしている。

第3 基礎調査について

1 本制度の概要

国土交通大臣及び都道府県が、基本指針の「二 法第六条第一項の基礎調査について指針となるべき事項」に基づき、津波による災害の発生のおそれがある地域を対象に、法第8条第1項に規定する津波浸水想定 の設定又は変更のために必要な基礎調査を、法第6条及び第7条に基づき実施するものである。

2 留意事項

海域や陸域の地形は津波の伝播や遡上に大きく影響を与えるため、こうした津波の挙動を予測するためには地形に関する情報が不可欠である。

このため、基本指針の二の2の「ア 海域、陸域の地形に関する調査」においては、都道府県が津波浸水シミュレーションを実施する際に用いる格子状の

数値情報からなる地形データを作成することとしている。

津波浸水想定の設定又は変更に当たっては、津波浸水シミュレーションによって得られる浸水の区域や水深が基となるため、本調査の結果が浸水の広がりや深さに影響を与えることとなることから、最新の地形データとなるよう努めるとともに、東北地方太平洋沖地震等による地盤変動等についてもできる限り考慮する必要がある。

地形データの基となる海域の水深データ（海底地形データ）については、日本海洋データセンターや財団法人日本水路協会が提供している各種データのほか、海岸管理者、港湾管理者及び漁港管理者等が保有する測量成果や工事用図面等を活用されたい。また、陸域の標高データについては、国土交通大臣等による航空レーザ測量の結果や国土地理院が提供している数値地図等を活用されたい。

これらのデータから格子状の数値情報からなる地形データを作成するに当たっては、実際の地形や地図と比較して不自然なものとなっていないか留意する必要がある。

第4 津波浸水想定の設定について

1 本制度の概要

都道府県が、基本指針の「三 法第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定について指針となるべき事項」に基づき、法第6条の基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を対象に、津波浸水シミュレーションにより予測される浸水の区域及び水深を、法第8条第1項の津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）として設定するものである。

2 留意事項

（1）精度の確保

津波浸水シミュレーションに用いる格子状の数値情報からなる地形データについては、外洋においては津波の伝播が速いことから比較的大きな格子間隔で十分だが、沿岸部や陸域においては局所的な地形等を考慮する必要があることから格子間隔も小さいものが要求される。このため、シミュレーションから得られる結果の精度とシミュレーションに要する時間等を総合的に検討した上で、適切な格子間隔を設定するものとする。

また、予測のための津波浸水シミュレーションを実施する前に、過去に発生した津波による痕跡等を用いて、シミュレーションモデルの再現性を考察されたい。

(2) 各種条件設定

対象とする最大クラスの津波やそれを引き起こす断層モデルの設定に当たっては、隣接する都道府県間等で齟齬が生じないように留意する必要がある。

また、最大クラスの津波を発生させる海溝型巨大地震により想定される地盤変動については、特に地盤沈下が大きい場合にはこれを考慮されたい。

海岸堤防や河川堤防等の条件については、東北地方太平洋沖地震による津波のような最大クラスの津波で見られたように、各管理者が想定している設計レベルを超過した場合には施設が破壊されないことが担保できないと考えられることから、越流した場合には破壊されることを基本設定とすることとする。なお、この際、津波防波堤を有する港湾のみならず、三大湾等の港湾の海岸管理者の意見を聴くものとする。

なお、津波浸水シミュレーションにおいては、津波浸水想定で定める津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深のほか、津波の到達時間や到達経路、法第53条第1項の基準水位等についても計算結果として得ることができることから、避難計画等の検討にこれらを十分活用するよう留意する必要がある。

第5 推進計画の作成について

1 本制度の概要

市町村が、基本指針の「四 法第十条第一項に規定する推進計画の作成について指針となるべき事項」に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成することができることとしたものである。

推進計画を作成する意義は、最大クラスの津波を想定してどのように津波防災地域づくりを進めていくのか、市町村が地域の実情に応じてその具体の姿を総合的に描き、住民をはじめ地域全体で共有することにある。このため、推進計画の作成に当たっては、避難路や避難施設等の整備といったハード施策や警戒避難体制の整備や一定の建築物の建築及びそのための開発行為の制限といったソフト施策を地域の実情に応じて適切に組み合わせ、かつ、計画の内容を住民等にわかりやすく示すことに十分に配慮する必要がある。

また、推進計画の区域においては、津波防災地域づくりを推進するための特例措置が適用されることとなる。各種の特例措置を含めた様々なハード・ソフト施策を適切に組み合わせることにより、効果的な津波防災地域づくりが実現されることが期待される。

2 推進計画の作成に当たっての留意事項等

(1) 推進計画区域（法第10条第2項関係）

推進計画には、推進計画区域を必ず定める必要がある。この区域は、市町村単位で設定することを基本とするが、地域の実情に応じて柔軟に定めることができる。ただし、推進計画区域を定める際には、浸水想定区域外において行われる事業等もあること、推進計画の区域内において、土地区画整理事業に関する特例、津波避難建築物の容積率の特例及び集団移転促進事業に関する特例が適用されること、津波防護施設の整備に関する事項を推進計画に定めることができることに留意するとともに、推進計画に定める事業・事務の範囲がすべて含まれるようにする必要がある。

(2) 推進計画に記載する事業・事務（法第10条第3項第3号関係）

津波防災地域づくりの推進のために行う事業・事務に関する事項（法第10条第3項第3号イからへまで）には、実施する事業等の位置、規模、実施時期、期待される効果等を記載し、津波防災地域づくりの全体像と各事業等がもつ意義が分かるように記載することとする。また、他の事業・事務との関係性についても記載することが望ましい。

ただし、事業・事務についての詳細が固まっていない段階においては、必要に応じて関係者と調整の上、記載する事項を判断することとなる。

また、推進計画には、推進計画の作成主体となる市町村以外の者が実施する事業・事務についても記載できるが、記載する場合は、あらかじめ、これらの者と協議を行う必要がある。（協議については「(4) 関係者との調整（法第10条及び第11条関係）」及び「(5) 協議会（法第11条関係）」を参照されたい。）

このほか、各事業・事務について記載する場合の留意すべき事項として、以下の事項が挙げられる。

- 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項を記載する場合には、夜間や荒天時といった悪条件下においても津波の発生のおそれがあることにも留意しつつ定めることが望ましい。
- 地籍調査の実施に関する事項を記載する場合には、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定める事業計画等と十分に整合を図るよう留意する必要がある。

等

(3) 推進計画の期間

津波防災地域づくりを持続的に推進するため、推進計画には計画期間を設

定することとしていないが、個々の施策には実施期間を伴うものがあるため、定期的にフォローアップを行うなど適時適切に計画の進捗状況を検証し、ハード・ソフトの施策の組み合わせを必要に応じて見直していくことが望ましい。

(4) 関係者との調整（法第10条及び第11条関係）

推進計画を作成する際には、推進計画の実効性を確実なものとする観点から、関係者との十分な調整を図る必要がある。このため、市町村は推進計画の作成に当たって、関係管理者等（関係する海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、保安施設事業を行う農林水産大臣若しくは都道府県又は津波防護施設管理者をいう。）や民間事業者を含めた計画に定めようとする事業・事務を実施することになる者と協議しなければならないこととしている。

また、都道府県との協議は、事業・事務を実施することになる者である都道府県とは別途、必要となることに留意するものとする。なお、津波防災地域づくりにおける避難誘導等の重要性に鑑み、ここでいう都道府県には、知事部局だけでなく、都道府県公安委員会が含まれることにも留意する必要がある（「(5) 協議会（法第11条関係）」において同じ。）。

また、市町村マスタープランとの調和を図る観点から、当該市町村の都市計画部局と十分な調整を図る必要があることにも留意が必要である。

なお、市町村は、協議の円滑化・効率化を図るため、推進計画の作成前の構想の段階から、関係者と十分に相談することが望ましい。

法第10条第6項においては、市町村の方針とこれらの施設の事業計画の調整を図るため、推進計画のうち、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設及び津波防護施設の整備に関する事項については、関係管理者等の案に基づいて定めることとしているため、十分な時間的余裕をもってこれらの関係管理者等と相談する必要がある。この際、市町村は、必要に応じて、関係管理者等に対し、津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から配慮すべき事項を申し出ることができる。申出を受けた関係管理者等は、予算上の制約や隣接する地域の事情、各施設の整備計画等との整合性等を総合的に勘案しつつ、可能な限り申出を尊重することが求められる。

(5) 協議会（法第11条関係）

推進計画を作成しようとする市町村は、関係者との協議等を円滑かつ効率的に進めるための場として協議会を活用することができる。この協議会では、推進計画の作成に関する協議とともに実施に係る連絡調整も行うことができ

る。

協議会の構成員には、①推進計画の作成主体となる市町村、②市町村の区域を含む都道府県、③関係管理者等の推進計画に記載しようとしている事業・事務の実施主体のほか、④学識経験者や住民の代表者等の市町村が必要と判断した者を加えることができることとしている。なお、④としては、津波によって被災した場合、周辺地域の被害を拡大させるおそれのある施設（石油コンビナート等）の管理者等を加えることも検討することが望ましい。

また、協議会において協議を行う場合は、あらかじめ、定足数、議決等の協議会の運営に必要な事項を協議会で定めておくものとする。

（６）推進計画の公表・送付（法第１０条第９項から第１２項まで関係）

市町村は、推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。公表に当たっては、市町村の広報、インターネット等を活用し十分に周知されるよう努めるとともに、計画の内容をわかりやすく示すように配慮するものとする。

また、作成した推進計画の写しを国土交通大臣、都道府県及び関係管理者等をはじめとする事業・事務の実施主体に書面で送付するものとする。なお、国土交通大臣、都道府県が事業・事務の実施主体となっている場合には、事業・事務の実施主体としての送付とは別途、国土交通大臣（総合政策局参事官（社会資本整備）室）、都道府県への送付が必要となる。このため、都道府県は事業・事務の実施主体としての送付先とは別途、送付を受けることとなる担当部局を定めるとともに、関係市町村に対して当該担当部局を速やかに周知するものとする。

なお、推進計画の送付を受けた都道府県は、市町村に対して、事業実施に当たっての助成制度の紹介や近隣の地方公共団体の取組に関する情報提供等の必要な助言を行うことができる。

また、推進計画を変更した際の扱いも、上記に準ずることとする。

第６ 推進計画区域における特別の措置について

１ 土地区画整理事業の特例（津波防災住宅等建設区）（法第１２条から第１４条まで関係）

（１）本制度の概要

本制度は、津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域内の土地を含む土地（推進計画区域内にあるものに限る。）の区域において津波による災害を防止し、又は軽減することを目的とする土地区画整理事業の事業計画において、盛土、

嵩上、高台切土による措置など施行地区内の津波による災害の防止又は軽減のための措置が講じられた又は講じられる土地の区域における住宅及び居住者の生活の基盤となる公益的施設（教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。）の建設を促進するため特別な必要があると認められる場合には、津波防災住宅等建設区を定めることができるとするものである。

津波防災住宅等建設区が定められたときは、施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地の所有者は、施行者に対し、換地計画において当該宅地についての換地を当該建設区内に定めるべき旨の申出をすることができ、当該申出が法第13条第1項各号に掲げる要件に該当する場合は、当該申出に係る宅地は、津波防災住宅等建設区内に換地されることとなるものであり、本制度は、防災性の高い市街地の整備に資するものである。

（２）留意事項

津波防災住宅等建設区の設定に当たっては、あらかじめ施行予定地区内の需要の動向、土地の所有者等の意向等を十分調査することにより、住宅及び公益的施設が建設される見込みを把握することが必要である。また、津波防災住宅等建設区に定められる換地の概ねの総面積に、事業計画において定める津波防災住宅等建設区の宅地の面積が相応しない場合には、施行者は速やかに事業計画の変更を行い、津波防災住宅等建設区の区域等の変更を行う必要がある。

２ 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例（法第15条関係）

（１）本制度の概要

本特例は、津波防災地域づくりを推進するため、推進計画区域内（津波災害警戒区域である区域に限る。）において、津波からの避難に資する一定の基準を満たす建築物の、防災上有効な災害用備蓄倉庫、自家発電設備室等の部分について、建築審査会の同意が不要な特定行政庁の認定により、当該部分の床面積を容積率算定の基礎となる延べ面積から不算入とすることができることとし、容積率制限の特例の適用について、認定による手続き迅速化を図り、災害用備蓄倉庫等を備えた津波からの避難に資する建築物の建築を推進するものである。

なお、東日本大震災の被災地については、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第76条第2項により、一定の復興整備計画の区域を推進計画区域とみなして、本特例を適用することもできる。

(2) 運用の方針

本特例は、法第56条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合する建築物に設けられる、防災上有効な災害用備蓄倉庫、自家発電設備室等の、津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から、防災上有効で設置の必要性が高いと判断される施設・設備を対象とするものである。各特定行政庁におかれては、本特例が津波からの避難に資する建築物の建築を推進するものであることを踏まえ、下記①及び②について、遺漏なきよう適切に運用されたい。

①本特例の対象

本特例の対象となる施設・設備は、津波災害が発生した際に防災上有効な機能が確保されるものに限られることから、基準水位以上に配置されること又は密閉性の高い地下室に設けること等の配慮が必要である。また、災害時に避難スペース等となるが、通常時において体育館や集会場等の用途に供するスペースについては、居住、執務、作業、集会、娯楽等の目的のために継続的に使用される部分であるため、本特例の対象とはならない。本特例は、容積率規制の趣旨に鑑み、公共施設に対する負荷の増大のないものを対象とすること。

②本特例の適用方法

本特例は、災害用備蓄倉庫や自家発電設備等を設置するスペースに供される部分の床面積相当分について、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定し容積率制限の特例を適用するものであるが、当該認定の際には、法の趣旨に基づき、周辺市街地環境に十分留意の上運用すること。なお、本特例の適用に際しては、当該建築物の所有者、管理者に対し、本特例の趣旨の周知に努めるとともに、他の用途への転用がなされることのないよう、必要に応じ、報告を求め、又は立入検査等により実態の把握や違法状態の是正に努めること。

3 集団移転促進事業に関する特例（法第16条関係）

推進計画区域内に存する防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）第2条第1項に規定する移転促進区域に係るものであって、住民の生命、身体及び財産を津波による災害から保護することを目的とする集団移転促進事業について、都道府県は市町村から一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る必要があることにより集団移転促進事業計画を定めることが困難である旨の申し出を受けた場合においては、例外的に当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができる。

第7 一団地の津波防災拠点市街地形成施設について（法第17条関係）

都市計画運用指針（平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知）を参照されたい。

第8 津波防護施設等について

1 津波防護施設（法第18条から第49条まで関係）

（1）本制度の概要

津波防護施設とは、盛土構造物（津波による浸水を防止する機能を有するものに限る。）、護岸、胸壁及び閘（こう）門（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く。）であって、法第8条第1項に規定する津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町村長が管理するものをいう。

津波防護施設は、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備される海岸保全施設等を代替するものではなく、発生頻度が極めて低い最大クラスの津波が、陸上に遡上した場合に、その浸水の拡大を防止するために内陸部に設ける施設である。

発生頻度が極めて低い津波に対応するものであるため、法第71条第1項の避難促進施設や住家の立地状況等背後地の市街地の状況等を踏まえ、道路・鉄道等の施設を活用できる場合に、当該施設管理者の協力を得ながら、これらの施設を活用して延長の短い小規模盛土や閘門を設置するなど、効率的に整備し、一体的に管理していくことが適当である。なお、津波防護施設の技術上の基準については、法第29条及び施行規則第18条並びに別途定める技術的助言を参照されたい。

（2）津波防護施設管理者（法第18条関係）

津波防護施設は、広域的な効果が期待できるものであること、津波浸水想定を踏まえて整備・管理するものであることから、法第18条第1項により、その管理は、原則都道府県知事が行うこととしている。

また、津波防護施設の管理は、当該津波防護施設の存する都道府県の知事が行うことが原則であるが、二以上の都府県にわたる場合においてその境界に係る部分については、関係都府県知事が相互に協議し、その管理方法を定め、合理的区分により統一的管理を行うことが適当であるため、法第20条第1項に境界に係る津波防護施設の管理の特例を設けている。

なお、小規模な津波防護施設については、地域づくりと一体で整備される

場合等市町村長が管理することが適切な場合があることから、法第18条第2項により、都道府県知事が指定したものについては、市町村長が管理を行うこととしている。

(3) 推進計画への位置づけ

津波防護施設の整備に関する事項を市町村が定める推進計画に記載する場合には、当該施設は、ソフト施策との組み合わせによる津波防災地域づくり全体の将来的なあり方の中で、地域の選択として、推進計画に位置づけられるものであることから、津波浸水想定を踏まえた上で、法第71条第1項の避難促進施設や住家の立地状況等背後地の市街地の状況等を考慮して定めることとする。

なお、既存の道路や鉄道を津波防護施設との兼用工作物として推進計画に位置付けようとする場合には、津波防護施設管理者が案を作成する際に、あらかじめ当該道路や鉄道の管理者とも十分に協議を行うこととする。協議を実施するに当たっては、できる限り早い段階から協議を行い、道路や鉄道の整備の計画や管理等に支障を来さないように配慮するものとする。

なお、東日本大震災の被災地については、推進計画に代えて、東日本大震災復興特別区域法第76条第1項により、一定の復興整備計画の区域内において、当該復興整備計画に即して、津波防護施設の新設又は改良を行うことができる。

(4) 津波防護施設区域の指定（法第21条関係）

津波防護施設は、地域における津波災害を防止し、又は軽減するために重要な機能を果たすものであるため、その保全に支障を及ぼすおそれがある行為を制限し施設を適切に管理するため、法第21条により、津波防護施設区域を指定するものとしている。

なお、当該施設に隣接する土地の区域については、権利を過度に制限することがないように十分配慮しつつ、施設の保全上必要な最小限度に限り津波防護施設区域に指定することができる。また、当該土地の区域を指定しようとする場合には、津波防護施設管理者と当該土地の所有者・管理者との間で、あらかじめできる限りの調整を行うことが望ましい。

(5) 津波防護施設区域の占用（法第22条及び第37条関係）

法第22条第1項の規定による占用の許可は、津波防護施設区域内の土地（津波防護施設管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）については、津波防護施設の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可するようにする必要がある。

また、許可には、管理上必要があると認められる場合に条件を付することができる。

なお、ある行為が法第 22 条及び第 23 条に該当する場合は、法第 22 条及び第 23 条の許可をそれぞれ受ける必要がある。

(6) 津波防護施設区域における行為の制限（法第 23 条及び第 37 条関係）

法第 23 条第 1 項各号に掲げる行為を許可するに当たっては、区域内の地形、地質並びに掘削等の行為の態様を十分に考慮し、当該行為が津波防護施設の保全に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可するようにする必要がある。

また、許可には、管理上必要があると認められる場合に条件を付することができる。

なお、施行令第 6 条第 1 項の規定により指定する津波防護施設を損壊するおそれがある行為としては、例えば、土石、竹木等を堆積し、設置する行為等が想定されるが、津波防護施設が設置される地形、地質等の状況を踏まえて、必要な行為を指定することが望ましい。

(7) 兼用工作物の協議（法第 30 条関係）

道路や鉄道等の既存施設を津波防護施設との兼用工作物とする場合には、法第 30 条第 1 項により、管理方法等に関して協議して定めることとしているが、協議に際しては、可能な限り早期の段階から他の施設等の管理者と調整を行うとともに、他の施設等が有する本来の目的を阻害しないよう調整を行うといった点に配慮するものとする。また、津波防護施設が発生頻度の極めて低い最大クラスの津波に対してその効果を発現する施設であることに鑑み、できる限り効率的に施設の管理を行うものとする。

(8) 津波防護施設台帳（法第 36 条関係）

津波防護施設台帳の調製及び記載事項等は、施行規則第 20 条に規定するところであるが、当該津波防護施設台帳は、津波防護施設及び津波防護施設区域を把握する唯一のものであり、津波防護施設の保全及び国民の権利に重大な関係があるので、その正確性を期するとともに、速やかに調製する必要がある。

2 指定津波防護施設（法第 50 条から第 52 条まで関係）

(1) 本制度の概要

指定津波防護施設とは、推進計画区域内の浸水想定区域において、津波による人的災害を防止し、又は軽減するために有用であると認める施設（海岸

保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設及び津波防護施設であるものを除く。)について、法第50条第1項に基づき都道府県知事が指定するものである。

なお、東日本大震災の被災地については、東日本大震災復興特別区域法第76条第2項により、一定の復興整備計画の区域を推進計画区域とみなして、本措置を適用することができる。

(2) 指定津波防護施設の指定の考え方

指定津波防護施設の指定に当たっては、津波浸水想定を踏まえ、当該施設の有無により浸水範囲、浸水深等に有意な差があり、当該施設が浸水拡大の防止に有用であると認められる場合に、避難促進施設や住家の立地状況等背後地の市街地の状況等を考慮し、当該施設の所有者の同意を得て指定するものである。また、指定に当たり指定津波防護施設の形状等を確認する際は、法第29条及び施行規則第18条に定める津波防護施設の技術上の基準並びに別途定める技術的助言を目安として参照するものとする。

(3) 指定津波防護施設の標識（法第51条関係）

指定津波防護施設の指定を受けた施設は、法第51条第1項により、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めるところにより、標識を設けなければならないこととされている。なお、道路、鉄道が指定津波防護施設に指定された場合には、交通安全上、盛土上の道路、鉄道の敷地内に避難すると危険な場合には、その旨を記載することが望ましい。

(4) 指定津波防護施設に係る届出（法第52条関係）

法第52条により、指定津波防護施設について土地の掘削等や施設の改築等の一定の行為をしようとする者は、都道府県知事に届け出なければならないこととされている。当該届出を要しない通常管理行為、軽易な行為等として施行令第17条で定める指定津波防護施設の維持管理のためにする行為には、指定津波防護施設の修繕、電線、水道管等の埋設、信号、防風壁等の設置等のために行うものが該当する。

なお、都道府県知事は、届出があった場合に、法第52条第3項に基づき必要な助言又は勧告をすることができるが、当該助言又は勧告の内容は、届出をした者が通常行っている管理行為の範囲内で対応できるものであることが望ましい。また、当該助言又は勧告に対し、届出をした者による対応が困難である場合は、津波防護の観点から代替的な対応の要否について十分に検討することが望ましい。

さらに、指定津波防護施設の管理者から同条に基づく届出に先立って事前

に相談がなされた場合には、都道府県知事は必要な助言を行うことが望ましい。

第9 津波災害警戒区域について

1 本制度の概要

法第53条第1項により、都道府県知事が、基本指針の「第四 警戒区域及び特別警戒区域の指定について指針となるべき事項」に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができることとしたものである。

警戒区域の指定に当たっては、津波浸水想定に定める浸水の区域を基本とするが、地域の津波への警戒避難体制の確立のため、周辺の地形、土地利用状況等を考慮し、隣接する区域もその対象に含めて検討することが適当である。

2 基準水位

警戒区域の指定に当たっては、法第53条第4項により、当該指定の区域のほか、同条第2項の基準水位を公示することとしている。

基準水位は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、来襲した津波が建築物等に衝突する時点で有しているエネルギーの大きさによるものであることから、津波浸水シミュレーションを活用してこれを算定することとする。この基準水位が、5の指定避難施設及び管理協定が締結された避難施設の避難場所の高さの基準となる。

具体的には、都道府県知事が津波浸水想定を設定するための津波浸水シミュレーションを実施する際、最大浸水深の算定と同時に、基準水位に相当する比エネルギー（地盤面を基準面に、運動エネルギー等を含む津波の有する全エネルギーを水位に換算したもの）の最大値を計算格子ごとに予め算定しておき、警戒区域の指定時にこの平面分布を、原則として地盤面からの高さで公示することとする。

3 市町村地域防災計画に定めるべき事項等（法第54条、第57条及び第66条関係）

市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の長）は、警戒区域の指定があったときは、災害対策基本法（昭和36年法

律第 2 2 3 号) の特則として、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、法第 5 4 条に規定する警戒避難体制に関する事項を定めるものとしている。

法第 6 9 条により、市町村防災会議の協議会が設置されているときは、当該協議会が市町村相互間地域防災計画で定めることとなる。

市町村地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画（以下「市町村地域防災計画等」という。）に定めるべき事項は、以下のとおりである。

第一に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項である。当該事項を定めるに当たっては、昼間及び夜間における予報・警報の伝達に用いる具体的な手段を定めることが適当である。

第二に、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項である。当該事項を定めるに当たっては、高台にある広場・公園や避難施設などの避難場所と当該避難場所までの避難経路の名称や所在地を定めることが適当である。また、法第 5 7 条及び第 6 6 条により、指定避難施設及び管理協定が締結された避難施設については、これらの避難施設に関する事項を定めるものとしている。

第三に、災害対策基本法第 4 8 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う津波避難訓練の実施に関する事項である。当該事項を定めるに当たっては、津波避難訓練の具体的な実施内容やその実施時期を定めることが適当である。また、当該津波避難訓練は、地理的条件、時間帯等様々な条件を考慮し、かつ、津波浸水想定、津波浸水シミュレーションで算定した津波の到達時間等を踏まえ、具体的かつ実践的な訓練を行うとともに、高齢者等の災害時要援護者に十分に配慮するよう努める必要がある。

なお、水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 3 2 条の 3 により、警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、この津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならないこととされているので、市町村長は、これらの者に津波避難訓練の実施について連絡するとともに、その役割分担等について協議されたい。

第四に、警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものがあると認められる場合における、これらの施設の名称及び所在地である。市町村地域防災計画等に定められたこれらの施設が、6 の避難確保計画の策定等が義務づけられる避難促進施設となる。

第五に、第一から第四までの事項のほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項であり、避難誘導體制

等について定めることが望ましい。

なお、上記の警戒避難体制については、より一層の津波防災への安全性を確保するため、地形的状況や町丁目界などを参考に警戒区域の周辺地域もその対象に含めて検討することが望ましい。

4 住民等に対する周知のための措置（法第55条関係）

法第55条により、警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画等に基づき、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならないこととしている。これは、いわゆる「津波ハザードマップ」の作成について規定したものである。

「津波ハザードマップ」には、警戒区域及び当該区域における最大浸水深を表示した図面に法第55条に規定する事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること、当該図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くものとしている。

また、その作成・周知に当たっては、防災教育の充実の観点から、ワークショップの活用など住民等の協力を得て作成し、説明会の開催、避難訓練での活用等により周知を図る等、住民等の理解と関心を深める工夫を行うことが望ましい。また、津波浸水想定や市町村地域防災計画等が見直された場合など「津波ハザードマップ」の見直しが必要となったときは、できるだけ速やかに改訂することが適当である。

なお、水防法第15条第4項により、警戒区域をその区域に含む市町村において同項に基づくいわゆる「洪水ハザードマップ」を作成する場合には、一覧性の観点から、「津波ハザードマップ」に記載する事項を併せ記載することとしていることに留意する必要がある。

5 指定避難施設及び管理協定が締結された避難施設

（1）指定避難施設（法第56条から第59条まで及び第70条関係）

法第56条により、市町村長は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であって、次の施設の基準に適合するものを、当該施設の管理者の同意を得て指定避難施設として指定することができることとしている。

施設の基準は、以下のとおりである。

第一に、当該施設が津波に対して安全な構造のものとして施行規則第31条に定める技術的基準に適合するものであることである。

第二に、基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があることである。

第三に、当該施設の管理方法について、津波の発生時において当該施設が住民等に開放されること及び指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成23年内閣府令・国土交通省令第8号）で定める基準に適合するものであることである。

また、指定に当たっては、避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路について、階数、部屋番号等によりそれぞれの位置（階数、部屋番号等）や面積等を明確にしておく必要があるとともに、図面等により確認できるようにしておくことが適当である。

このとき、建築主事を置かない市町村の市町村長においては、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならないこととしている。協議を受けた都道府県知事におかれては、主として第一に掲げる基準に適合しているかどうかについて確認することとされたい。

さらに、法第70条により、指定避難施設の管理者は、津波避難訓練が行われるときは、これに協力しなければならないこととされており、その際、住民等が円滑かつ迅速に避難できることを確認しておく必要がある。

また、指定避難施設が津波発生時にその役割を果たすことができるためには、当該施設の管理者の協力が不可欠であり、指定後も施設の管理者が引き続き管理すること、施設の管理者は津波避難訓練に協力する義務があること、施設の現状に重要な変更を加えようとする場合に届け出なければならないこと等から、指定の前に、制度について管理者に十分に説明した上で、管理者と平時及び津波発生時における施設の管理方法について十分な協議・調整を行うとともに、指定後は日頃より緊密な意思疎通を図ること重要である。

なお、第6の2の法第15条の容積率の特例の適用を受ける建築物については、本指定避難施設又は（2）の管理協定の制度により避難施設として位置づけることが望ましい。

（2）管理協定が締結された避難施設（法第60条から第68条まで関係）

法第60条により、市町村は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であって、施設の基準に適合するものについて、その避難用部分（津波の発生時における避難の用に供する部分）を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等（当該施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有す

る者）との間において、管理協定を締結して当該施設の避難用部分の管理を行うことができることとしている。

また、法第61条により、市町村長は、警戒区域内において建設が予定されている施設又は建設中の施設であって、施設の基準に適合する見込みのもの（当該市町村が管理する施設を除く。）について、上記と同様に、施設所有者となろうとする者（当該施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定施設所有者等」という。）との間において、管理協定を締結して建設後の当該施設の避難用部分の管理を行うことができることとしている。このため、区分所有権が設定されるマンション等について、完成後に管理協定を締結する場合は区分所有権を有する者全員と管理協定を締結する必要があるが、マンションの販売前にデベロッパーとの間であらかじめ管理協定を締結しておけば、法第68条に規定する承継効により、管理協定の締結後に区分所有者となる者に対しても管理協定が適用されることとなる。

このとき、建築主事を置かない市町村の市町村長においては、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならないこととしている。協議を受けた都道府県知事におかれては、主として第一に掲げる基準に適合しているかどうかについて確認することとされたい。

施設の基準は、以下のとおりである。

第一に、当該施設が津波に対して安全な構造のものとして施行規則第31条に定める技術的基準に適合するものであることである。

第二に、基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があることである。

また、市町村は、施設所有者等の協力の下、津波避難訓練において管理協定が締結された避難施設を使用するなどして、住民等が円滑かつ迅速に避難できることを確認しておく必要がある。

なお、協定避難施設が津波発生時にその役割を果たすためには、施設所有者等の協力が不可欠であり、また、避難用部分を市町村が自ら管理すること、管理協定の公告後において施設所有者等又は予定施設所有者等となった者に対してもその効力が及ぶこと等から、協定締結の前に、制度についてこれらの者に十分に説明した上で、これらの者と平時及び津波発生時における施設の管理方法について十分な協議・調整を行うとともに、協定締結後も日頃より緊密な意思疎通を図ることが重要である。

管理協定に記載する必要がある事項は、以下のとおりである。

第一に、管理協定の目的となる協定避難用部分である。当該事項を定めるに当たっては、協定避難用部分を明確にするよう避難場所の階数、部屋番号、面積等の事項を記載するとともに、図面等を添付することが適当である。

第二に、協定避難用部分の管理の方法に関する事項であり、津波の発生時において協定避難用部分が住民等に開放されること、協定避難用部分について物品の設置等により避難上の支障を生じさせないことその他津波の発生時において円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項及び協定避難用部分の維持修繕その他協定避難用部分の適切な管理に必要な事項について定めなければならないこととしている。また、市町村が協定避難用部分を自ら管理するものであることに十分留意して当該事項を定める必要がある。

第三に、管理協定の有効期間であり、５年以上２０年以下としなければならない。なお、避難施設の重要性にかんがみれば、できるだけ有効期間は長期となるよう設定することが適当である。また、法第６７条の規定により管理協定の延長も可能である。

第四に、管理協定に違反した場合の措置であり、例えば、協定の有効期間中に施設所有者等が正当な事由がなく協定避難用部分の返還を申し出た場合、管理協定に基づく市町村の管理行為を妨害する場合などの違反行為に対し、管理協定に定められた義務の履行の請求を定めることなどが考えられる。

なお、第６の２の法第１５条の容積率の特例の適用を受ける建築物については、本管理協定又は（１）の指定避難施設の制度により避難施設として位置づけることが望ましい。

（３）施行規則第３１条に定める技術的基準

施行規則第３１条に定める技術的基準は、告示において、以下のとおりとしている。

①津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全な構造方法（施行規則第３１条第１号・告示第１関係）

第一に、建築物等に水平方向に作用する圧力である津波による波圧について、堤防等による軽減効果が見込まれるか否か、当該効果が見込まれる場合における海岸及び河川からの距離が５００ｍ以上か否かに応じて、その計算方法を規定している。ここで、津波による波圧は、津波の進行方向が、シミュレーション等による浸水想定予測分布や海岸線の形状から想定できる場合を除き、実情に応じて引き波も考慮し、すべての方向から生じることとする。また、ピロティ等の開放部分を有し、津波が通り抜けることにより建築物等の部分に津波が作用しない構造を有する建築物等については、当該開放部分（柱、はりその他の部分を除くことに留意すること。）に津波による波圧は作用しないものとしてすることができる。加えて、開口部（開放部分を除く。）を有する建築物等については、建築物等に水平方向に作用する力である津波による波力（津波による波圧が作用する建築物等の受圧面積に、津波による波圧を乗じたものをいう。）を計算するに当たって、当該津波による

波力を、開口部の面積を考慮して、7割を下限に減じて計算することができることを規定している。なお、津波による波力の低減については、津波による波圧が建築物等の内部に強く作用することのないよう、水流の通り道や出口となるような部分が内部や受圧面の反対側の外壁等にも存在することを前提とするものである。さらに、建築物等における津波による波圧が作用する受圧部分が著しく偏在し、当該津波による波圧の作用により建築物等にねじれが生じるおそれがあるなど、建築物等の実況を考慮する必要がある場合は、当該ねじれによる影響も踏まえて安全性を確認することとする。

第二に、津波の作用時に、建築物等の構造耐力上主要な部分に生ずる力の計算方法を規定し、当該構造耐力上主要な部分に生ずる力が、それぞれ建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節第4款の規定による材料強度によって計算した当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめなければならないことを規定している。具体的な構造計算の方法としては、保有水平耐力の検証と同様に、津波による波力によって計算した各階に生ずる力が、建築物等の水平耐力を超えないことを確かめる方法等を用いて安全性を確かめることとする。この場合においても、外壁等の津波による波圧が直接作用する構造耐力上主要な部分が破壊を生じないことを確かめることが必要である。ただし、同等以上に安全性を確かめる構造計算の方法として、例えば、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第3号に適合する鉄筋コンクリート造の建築物の場合については、津波による波力によって計算した各階に生ずる力が、建築基準法施行令第36条の2第5号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成19年国土交通省告示第593号）第2号イ（1）に定める式の左辺により計算した各階の耐力を超えないことを確かめる方法によることなども可能である。また、構造耐力上主要な部分に生ずる力の計算に当たっては、津波による浮力の影響その他の事情を勘案することとし、この場合において、津波による浮力は、水位上昇に応じた開口部及び開放部分からの水の流入を考慮して算定する場合を除き、津波に浸かった建築物等の体積（建築物等の内部の空間の容積を含む。）に応じて計算することとする。

第三に、第二によるほか、津波の作用時に、津波による浮力の影響その他の事情を勘案し、建築物等が転倒し、又は滑動しないことが確かめられた構造方法を用いることを規定している。構造耐力上主要な部分である基礎ぐい等自体が破壊を生じないことについては、第二により確かめることとしているが、当該規定については、例えば、基礎ぐいを用いる構造の場合、転倒モーメントによる力が基礎ぐいの引き抜き耐力を超えないことなどを確かめることとする。ただし、地盤改良等を行うことにより建築物等が転倒し、又は滑動しないことが確かめられたときは、この限りではない。

第四に、津波により洗掘のおそれがある場合にあっては、基礎ぐいを使用することを規定している。ただし、地下室の設置や十分な深さの基礎根入を行うこと、地盤改良や周辺部の舗装等を行うことにより、建築物等が転倒し、滑動し、又は著しく沈下しないことが確かめられたときは、この限りではない。

第五に、漂流物の衝突により想定される衝撃が作用した場合においても建築物等が容易に倒壊、崩壊等するおそれのないことが確かめられた構造方法を用いることを規定している。当該規定は、あらゆる漂流物を想定し、その衝撃に対し部材が損傷しないことを確かめることは困難であることから、漂流物の衝撃によって一部の柱等が破壊しても、当該柱等が支持していた鉛直荷重を他の柱等で負担することにより、建築物等が容易に倒壊、崩壊等しないことを確かめることなどを想定している。

②地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全上これらに準ずる基準（施行規則第31条第2号・告示第2関係）

地震に対する安全性という観点から、新築の建築物については、地震に対する安全性に係る建築基準法令の規定によることとし、既存の建築物については、これによらない場合（建築基準法第3条の適用を受けている既存不適格建築物である場合）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準（地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）。昭和56年6月1日における建築基準法令の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。）に限る。いわゆる「新耐震基準」をいう。）を含む。）に適合しなければならない。

6 避難確保計画の策定等（第71条関係）

3の第四のとおり、市町村地域防災計画等には、地下街等及び一定の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものの名称及び所在地を定めることとしているが、法第71条第1項により、その名称及び所在地が定められたもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならないこととしている。

なお、社会福祉施設、学校、医療機関その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設として施行令第19条に定める児童相談所には、児童相談所に設置する一時保護施設を含むものとする。また、同条に定めるその他これらに類する施設には、小規模多機能型居宅介護事業の用に供する施設、盲人ホーム、日中一時支援事業の用に供する施設、社会事業授産施設、認可外保育施設等が該当する。

避難確保計画に定める事項は、以下のとおりであり、避難確保計画への具体的な記載内容については、施設の規模や入院患者の有無等各施設の実情に応じて適切に定める必要がある。

第一に、津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項である。当該事項を定めるに当たっては、所有者・管理者及び従業員の職務分担並びに指揮命令系統について定めることが適当である。

第二に、津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項である。当該事項を定めるに当たっては、避難場所及び避難経路を示す図面等の施設内への掲示、津波発生時における利用者及び従業員に対する避難場所等への誘導方法等について定めることが適当である。

第三に、津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項である。当該事項を定めるに当たっては、避難訓練の実施内容、実施回数等や、避難誘導方法や避難訓練の内容の周知等について定めることが適当である。また、避難訓練は、それぞれの施設、施設利用者等の特性を踏まえ、津波から逃げるための具体的かつ実践的な訓練を行うことが適当である。

第四に、上記のほか、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な措置に関する事項である。当該事項を定めるに当たっては、他の機関が実施する避難訓練や津波防災に関する講習会への参加等を定めることが想定される。

また、避難促進施設の所有者又は管理者は、法第71条第1項及び第2項により、避難確保計画及び避難訓練の結果を市町村長に報告しなければならないとされており、これらの報告を受けた市町村長は、同条第3項により、必要な助言又は勧告を行うことにより円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう支援することが適当である。

なお、避難促進施設について、他の法令に基づき防災上の避難の確保等の計画（以下「他法令計画」という。）を作成することとされている場合には、負担軽減の観点から、他法令計画と重複する記載事項がある場合には、重複しない記載事項の部分を避難確保計画として定めた上で、重複する部分については当該他法令計画の該当部分を添付するなどにより、避難確保計画の記載事項として他法令計画の記載事項を流用できるものとして取り扱うことも可能であ

る。

また、地方公共団体は、警戒区域内では、市町村地域防災計画等に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定めること等から、当該市町村地域防災計画等に記載する事項も活用して救助・救急活動に努めるものとする。

第10 その他

1 監視区域の指定（法第94条関係）

推進計画区域において地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがある場合には、適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあることから、推進計画区域内のうち地価が急激に上昇している等の区域を国土利用計画法（昭和49年法律第92号）による監視区域として指定するよう努めることとしたものである。

監視区域については、「国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針について」（平成20年11月10日国土利第55号）別添Ⅷ一を参考にして地価の動向、土地取引の状況等を綿密に精査し、その指定の要否を判断するものとする。

2 地籍調査の推進に資する調査を行う努力義務（法第95条関係）

推進計画区域において地籍調査の推進に資する調査としては、国土調査法第2条の規定に基づいて地籍調査の基礎とするために国が行う基本調査等があり、具体的には、地区の骨格となる官民境界（道路等の官有地と民有地の間の境界）の明確化を図る都市部官民境界基本調査等を想定している。

市町村が行う地籍調査等に先行して国が都市部官民境界基本調査等を実施すれば、その成果は円滑な公共事業の着手や地籍調査の促進に貢献できる。特に津波による浸水被害が想定される地域において地籍調査が未実施である場合には、速やかに土地境界の明確化を推進する必要があるため、このような地域を中心として、国が都市部官民境界基本調査を実施するよう努めることとしている。

○国土交通省告示第五十一号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第三条第一項の規定に基づき、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十四年一月十六日

国土交通大臣 前田 武志

津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針

一 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項

1 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下「津波防災地域づくり基本指針」という。）の位置づけ

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国の観測史上最大のマグニチュード九・〇という巨大な地震と津波により、広域にわたって大規模な被害が発生するという未曾有の災害となった。「災害には上限がない」こと、津波災害に対する備えの必要性を多くの国民があらためて認識し、最大規模の災害が発生した場合においても避難等により「なんとしても人命を守る」という考え方で対策を講ずることの重要性、歴史と経験を後世に伝えて今後の津波対策に役立てることの重要性などが共有されつつある。

また、東海・東南海・南海地震など津波による大規模な被害の発生が懸念される地震の発生が高い確率で予想されており、東北地方太平洋沖地震の津波による被災地以外の地域においても津波による災害に強い地域づくりを早急に進めることが求められている。

このような中、平成二十三年六月には津波対策に関する基本法ともいえるべき津波対策の推進に関する法律（平成二十三年法律第七十七号）が成立し、多数の人命を奪った東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、津波に関する基本的認識が示されるとともに、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波からの迅速かつ円滑な避難を確保するための措置、津波対策のための施設の整備、津波対策に配慮したまちづくりの推進等により、津波対策は総合的かつ効果的に推進されなければならないこととされた。また、国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるようにするため、一八五四年に発生した安政南海地震の津波の際に稲に火を付けて暗闇の中で逃げ遅れていた人たちを高台に避難させて救った「稲むらの火」の逸話にちなみ、十一月五日を「津波防災の日」とすることとされた。

一方、これまで津波対策については、一定頻度の津波レベルを想定して主に海岸堤防等のハードを中心とした対策が行われてきたが、東北地方太平洋沖地震の経験を踏まえ、このような低頻度ではあるが大規模かつ広範囲にわたる被害をもたらす津波に対しては、国がその責務として津波防災及び減災の考え方や津波防災対策の基本的な方向性や枠組みを示すとともに、都道府県及

び市町村が、津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくり（以下「津波防災地域づくり」という。）を、地域の実情等に応じて具体的に進める必要があると認識されるようになった。

このため、平成二十三年十二月、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号。以下「法」という。）が成立した。

津波防災地域づくり基本指針は、法に基づき行われる津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本的な方向を示すものである。

2 津波防災地域づくりの考え方について

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、都道府県及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

このため、津波防災地域づくりを推進するに当たっては、国が、広域的な見地からの基礎調査の結果や津波を発生させる津波の断層モデル（波源域及びその変動量）をはじめ、津波浸水想定

の設定に必要な情報提供、技術的助言等を都道府県に行い、都道府県知事が、これらの情報提供等を踏まえて、津波防災地域づくりを実施するための基礎となる法第八条第一項の津波浸水想定を設定する。

その上で、当該津波浸水想定を踏まえて、法第十条第一項のハード・ソフト施策を組み合わせた市町村の推進計画の作成、推進計画に定められた事業・事務の実施、法第五章の推進計画区域における特別の措置の活用、法第七章の津波防護施設の管理等、都道府県知事による警戒避難体制の整備を行う法第五十三条第一項の津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）や一定の建築物の建築及びそのための開発行為の制限を行う法第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）の指定等を、地域の実情に応じ、適切かつ総合的に組み合わせることにより、発生頻度は低いが地域によつては近い将来に発生する確率が高まっている最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

また、海岸保全施設等については、引き続き、発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるように構造物の技術開発を進め、整備していくものとする。

これらの施策を立案・実施する際には、地域における創意工夫を尊重するとともに、生活基盤となる住居や地域の産業、都市機能の確保等を図ることにより、地域の発展を展望できる津波防

災地域づくりを推進するよう努めるものとする。

また、これらの施策を実施するに当たっては、国、都道府県、市町村等様々な主体が緊密な連携・協力を図る必要があるが、なかでも地域の実情を最も把握している市町村が、地域の特性に応じた推進計画の作成を通じて、当該市町村の区域における津波防災地域づくりにおいて主体的な役割を果たすことが重要である。その上で、国及び都道府県は、それぞれが実施主体となる事業を検討することなどを通じて、積極的に推進計画の作成に参画することが重要である。

さらに、過去の歴史や経験を生かしながら、防災教育や避難訓練の実施、避難場所や避難経路を記載した津波ハザードマップの周知などを通じて、津波に対する住民その他の者（滞在者を含む。以下「住民等」という。）の意識を常に高く保つよう努めることや、担い手となる地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めることが極めて重要である。

二 法第六条第一項の基礎調査について指針となるべき事項

1 総合的かつ計画的な調査の実施

都道府県が法第六条第一項の基礎調査を実施するに当たっては、津波による災害の発生のおそれがある地域のうち、過去に津波による災害が発生した地域等について優先的に調査を行うなど、計画的な調査の実施に努める。

また、都道府県は、調査を実施するに当たっては、津波災害関連情報を有する国及び地域開発

の動向をより詳細に把握する市町村の関係部局との連携・協力体制を強化することが重要である。

2 津波による災害の発生のおそれがある地域に関する調査

津波による災害の発生のおそれがある地域について、津波浸水想定を設定し又は変更するために必要な調査として、次に掲げるものを行う。

ア 海域、陸域の地形に関する調査

津波が波源域から海上及び陸上へどのような挙動で伝播するかについて、適切に津波浸水シミュレーションで予測をするため、海底及び陸上の地形データの調査を実施する。

このため、公開されている海底及び陸上の地形データを収集するとともに、航空レーザ測量等のより詳細な標高データの取得に努めることとする。なお、広域的な見地から航空レーザ測量等については国が実施し、その調査結果を都道府県に提供する。これらに基づき、各都道府県において、地形に関する数値情報を構築した上で、津波浸水の挙動を精度よく再現できるように適切な格子間隔を設定する。

イ 過去に発生した地震・津波に係る地質等に関する調査

最大クラスの津波を想定するためには、被害をもたらした過去の津波の履歴を可能な限り把握することが重要であることから、都道府県において、津波高に関する文献調査、痕跡調査、津波堆積物調査等を実施する。

歴史記録等の資料を使用する際には、国の中央防災会議等が検討に当たって用いた資料や気象庁、国土地理院、地方整備局、都道府県等の調査結果等の公的な調査資料等を用いることとする。また、将来発生の可能性が高いとされた想定地震、津波に関する調査研究成果の収集を行う。

国土交通大臣においては、各都道府県による調査結果を集約し、津波高に関する断片的な記録を広域的かつ分布的に扱うことで、当該津波を発生させる断層モデルの設定に係る調査を今後継続的に行っていくものとする。

ウ 土地利用等に関する調査

陸上に浸水した津波が、市街地等の建築物等により阻害影響を受ける挙動を、建物の立地など土地利用の状況に応じた粗度として表現し、津波浸水シミュレーションを行うため、都道府県において、土地利用の状況について調査を行い、既存の研究成果を用い、調査結果を踏まえた適切な粗度係数を数段階で設定する。

その際、建物の立地状況、建物の用途・構造・階数、土地の開発動向、道路の有無、人口動態や構成、資産の分布状況、地域の産業の状況等のほか、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設の整備状況など津波の浸水に影響のある施設の状況について調査・把握し、これらの調査結果を、避難経路や避難場所の設定などの検討の際の参

考として活用することとする。

三 法第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定について指針となるべき事項

法第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して、その津波があつた場合に想定される浸水の区域及び水深を設定するものとする。

最大クラスの津波を発生させる地震としては、日本海溝・千島海溝や南海トラフを震源とする地震などの海溝型巨大地震があり、例えば、東北地方太平洋沖地震が該当する。

これらの地震によつて発生する最大クラスの津波は、国の中央防災会議等により公表された津波の断層モデルも参考にして設定する。

中央防災会議等により津波の断層モデルが公表されていない海域については、現時点で十分な調査結果が揃っていない場合が多く、過去発生した津波の痕跡調査、文献調査、津波堆積物調査等から、最大クラスの津波高を推定し、その津波を発生させる津波の断層モデルの逆算を今後行っていくものとする。

上記による最大クラスの津波の断層モデルの設定等については、高度な知見と広域的な見地を要することから、国において検討し都道府県に示すこととするが、これを待たずに都道府県独自の考え方に基づき最大クラスの津波の断層モデルを設定することもある。

なお、最大クラスの津波について、津波の断層モデルの新たな知見が得られた場合には、適切に

見直す必要がある。

都道府県知事は、国からの情報提供等を踏まえて、各都道府県の各沿岸にとって最大クラスとなる津波を念頭において、津波浸水想定を設定する。その結果として示される最大の浸水の区域や水深は、警戒区域の指定等に活用されることから、津波による浸水が的確に再現できる津波浸水シミュレーションモデルを活用する必要がある。

なお、津波浸水シミュレーションにより、津波が沿岸まで到達する時間が算定できることから、最大クラスの津波に対する避難時間等の検討にも活用できる。その際、最大クラスの場合よりも到達時間が短くなる津波の発生があることにも留意が必要である。

津波浸水想定により設定された浸水の区域（以下「浸水想定区域」という。）においては、「少なくとも人命を守る」という考え方でハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせた津波防災地域づくりを検討するため、東北地方太平洋沖地震の津波で見られたような海岸堤防、河川堤防等の破壊事例などを考慮し、最大クラスの津波が悪条件下において発生し浸水が生じることを前提に算出することが求められる。このため、悪条件下として、設定潮位は朔望平均満潮位を設定すること、海岸堤防、河川堤防等は津波が越流した場合には破壊されることを想定することなどの設定を基本とする。

なお、港湾等における津波防波堤等については、最大クラスの津波に対する構造、強度、減災効

果等を考慮する必要があるため、当該施設に係る地域における津波浸水想定の設定に当たっては、法第八条第三項に基づき関係海岸管理者等の意見を聴くものとする。

また、津波浸水想定は、建築物等の立地状況、盛土構造物等の整備状況等により変化することが想定されるため、津波浸水の挙動に影響を与えるような状況の変化があった場合には、再度津波浸水シミュレーションを実施し、適宜変更していくことが求められる。

津波浸水想定の設定に当たっては、都道府県知事は、法第八条第二項に基づき、国土交通大臣に對して、必要な情報の提供、技術的助言その他の援助を求めることができるとしている。

都道府県知事は、津波浸水想定を設定又は変更した場合には、法第八条第四項及び第六項に基づき、速やかに、国土交通大臣へ報告し、かつ、関係市町村長へ通知するとともに、公表しなければならぬこととされている。

津波浸水想定は、津波防災地域づくりの基本ともなるものであることから、公表にあたっては、都道府県の広報、印刷物の配布、インターネット等により十分な周知が図られるよう努めるものとする。

四 法第十条第一項に規定する推進計画の作成について指針となるべき事項

1 推進計画を作成する際の考え方

推進計画を作成する意義は、最大クラスの津波に対する地域ごとの危険度・安全度を示した津

波浸水想定を踏まえ、様々な主体が実施するハード・ソフト施策を総合的に組み合わせることで低頻度ではあるが大規模な被害をもたらす津波に対応してどのような津波防災地域づくりを進めていくのか、市町村がその具体の姿を地域の実情に応じて総合的に描くことにある。これにより、大規模な津波災害に対する防災・減災対策を効率的かつ効果的に図りながら、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを実現しようとするものであり、「一 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項」に示した考え方を踏まえて作成するよう努めるものとする。

また、市町村が推進計画に事業・事務等を定める際には、都道府県が指定する警戒区域や特別警戒区域の制度の趣旨や内容を踏まえ、当該制度との連携や整合性に十分配慮することによって、津波防災地域づくりの効果を最大限発揮できるよう努めるものとする。

津波防災地域づくりにおいては、地域の防災性の向上を追求することで地域の発展が見通せなくなるような事態が生じないように推進計画を作成する市町村が総合的な視点から検討する必要がある、具体的には、推進計画は、住民の生活の安定や地域経済の活性化など既存のまちづくりに関する方針との整合性が図られたものである必要がある。このため、地域のあるべき市街地像、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的に定めている市町村マスタープラン（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）との調和が保たれている必要がある。また、景観法（平成十六

年法律第百十号）第八条第一項に基づく景観計画その他の既存のまちづくりに関する計画や、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく地域防災計画等とも相互に整合性が保たれるよう留意する必要がある。

なお、隣接する市町村と連携した対策を行う場合等、地域の選択により、複数の市町村が共同で推進計画を作成することもできる。

2

推進計画の記載事項について

ア 推進計画区域（法第十条第二項）について

推進計画区域は、必ず定める必要がある事項であり、市町村単位で設定することを基本とするが、地域の実情に応じて柔軟に定めることができる。ただし、推進計画区域を定める際には、浸水想定区域外において行われる事業等もあること、推進計画区域内において土地区画整理事業に関する特例、津波避難建築物の容積率の特例及び集団移転促進事業に関する特例が適用されること、津波防護施設の整備に関する事項を推進計画に定めることができることに留意するとともに、推進計画に定める事業・事務の範囲がすべて含まれるようにする必要がある。

イ 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針（法第十条第三項第一号）について

本事項は、推進計画の策定主体である市町村の津波防災地域づくりの基本的な考え方を記載

することを想定したものである。また、津波浸水想定を踏まえ、様々な主体が実施する様々なハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせ、市町村が津波防災地域づくりの姿を総合的に描くという推進計画の目的を達成するために必要な事項である。

このため、推進計画を作成する市町村の概況（人口、交通、土地利用、海岸等の状況）、津波浸水想定により示される地域ごとの危険度・安全度、想定被害規模等について分析を行った上で、その分析結果及び地域の目指すべき姿を踏まえたまちづくりの方針、施設整備、警戒避難体制など津波防災・減災対策の基本的な方向性や重点的に推進する施策を記載することが望ましい。

また、市町村の津波防災地域づくりの考え方を住民等に広く周知し、推進計画区域内で津波防災地域づくりに参画する公共・民間の様々な主体が、推進計画の方向に沿って取り組むことができるよう、図面等で分かりやすく推進計画の全体像を示すなどの工夫を行うことが望ましい。

ウ 浸水想定区域における土地利用及び警戒避難体制の整備に関する事項（法第十条第三項第二号）について

本事項は、推進計画と浸水想定区域における土地利用と警戒避難体制の整備に関する施策、例えば警戒区域や特別警戒区域の指定との整合的・効果的な運用を図るために必要な事項を記

載することを想定したものである。

都道府県知事が指定する警戒区域においては、避難訓練の実施、避難場所や避難経路等を定める市町村地域防災計画の充実などを市町村が行うことになり、一方、推進計画区域では、推進計画に基づき、避難路や避難施設等避難の確保のための施設の整備などが行われるため、これらの施策・事業間及び実施主体間の整合を図る必要がある。

また、頻度が低いが大規模な被害をもたらす最大クラスの津波に対して、土地区画整理事業等の市街地の整備改善のための事業や避難路や避難施設等の避難の確保のための施設等のハード整備を行う区域、ハード整備の状況等を踏まえ警戒避難体制の整備を特に推進する必要がある区域、ハード整備や警戒避難体制の整備に加えて一定の建築物の建築とその他の開発行為を制限することにより対応する必要がある区域等、地域ごとの特性とハード整備の状況に応じて、必要となる手法を分かりやすく示しておくことが重要である。

そこで、本事項においては、推進計画に定める市街地の整備改善のための事業、避難路や避難施設等の整備等に係る事業・事務と、警戒避難体制を整備する警戒区域や一定の建築物の建築とその他の開発行為を制限する特別警戒区域の指定などを、推進計画区域内において、地域の特性に応じて区域ごとにどのように組み合わせることが適当であるか、基本的な考え方を記載することが望ましい。また、これらの組み合わせを検討するに当たっては、津波浸水想定

により示されるその地域の津波に対する危険度・安全度を踏まえるとともに、津波被害が想定される沿岸地域は市街化が進んだ都市的機能が集中するエリアであったり、水産業などの地域の重要な産業が立地するエリアであることも多いことから、市街化や土地利用の現状、地域の再生・活性化の方向性を含めた地域づくりの方針など多様な地域の実態・ニーズに適合するよう努めるものとする。

エ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項（法第十条第三項第三号）について

本事項は、推進計画の区域内において実施する事業又は事務を列挙することを想定したものである。

法第十条第三項第三号イの海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備に関する事項をはじめ、同号イからへまでに掲げられた事項については、一及び四・１に示した基本的な考え方を踏まえ、実施する事業等の全体としての位置と規模、実施時期、期待される効果等を網羅的に記載し、津波防災地域づくりの意義と全体像が分かるように記載することが望ましい。

同号ロの津波防護施設は、津波そのものを海岸で防ぐことを目的とする海岸保全施設等を代替するものではなく、発生頻度が極めて低い最大クラスの津波が、海岸保全施設等を乗り越え

て内陸に浸入するという場合に、その浸水の拡大を防止しようとするために内陸部に設ける施設である。このため、津波防護施設は、ソフト施策との組み合わせによる津波防災地域づくり全体の将来的なあり方の中で、当該施設により浸水の拡大が防止される区域・整備効果等を十分に検討した上で、地域の選択として、市町村が定める推進計画に位置づけ整備する必要がある。また、発生頻度が低い津波に対応するものであるため、後背地の状況等を踏まえ、道路・鉄道等の施設を活用できる場合に、当該施設管理者の協力を得ながら、これらの施設を活用して小規模盛土や閘門を設置するなど効率的に整備し一体的に管理していくことが適当である。なお、推進計画区域内の道路・鉄道等の施設が、人的災害を防止・軽減するため有用であると認めるときは、当該施設の所有者の同意を得て、指定津波防護施設に指定できることとしており、指定の考え方等については国が助言するものとする。

同号ハの一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業は、津波が発生した場合においても都市機能の維持が図られるなど、津波による災害を防止・軽減できる防災性の高い市街地を形成するためのものであり、住宅、教育施設、医療施設等の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な公益的施設、公共施設等の位置について十分勘案して実施する必要がある。「その他の市街地の整備改善のための事業」としては、特定利用斜面保全事業、密集市街地の整備改善に

関する事業等が含まれる。また、同号ホにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的に集団移転促進事業について定めることができ、推進計画に定めた場合には、津波による災害の広域性に鑑み、都道府県が計画の策定主体となることも可能である。

同号ニの避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設は、最大クラスの津波が海岸保全施設等を超えて内陸に來襲してきたときに、住民等の命をなんとしても守るための役割を果たすものであり、津波浸水想定を踏まえ、土地利用の状況等を十分に勘案して適切な位置に定める必要がある。また、警戒区域内では、法第五十六条第一項、第六十条第一項及び第六十一条第一項に基づく指定避難施設及び管理協定の制度により、市町村が民間建築物等を避難施設として確保することができることから、当該制度の積極的な活用を図ることが適当である。特に、人口が集中する地域など多くの避難施設が必要な地域にあつては、指定避難施設等の制度のほか、法第十五条の津波避難建築物の容積率規制の緩和などの支援施策を活用し、民間の施設や既存の施設を活用して、必要な避難施設を効率的に確保するよう努める必要がある。

同号への地籍調査は、津波による災害の防止・軽減のための事業の円滑な施行等に寄与するために行うものであり、また、法第九十五条により、国は、推進計画区域における地籍調査の推進を図るため、その推進に資する調査を行うよう努めることとしている。

同号トは、同号イからへまでに掲げられた事業等を実施する際に、民間の資金、経営能力等を活用するための事項を記載することを想定した項目である。例えば、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（PFI法）に基づく公共施設の整備、指定管理者制度の活用等が考えられる。なお、具体的な事業名を記載することができない場合においても、民間資金等を積極的に活用するという方針そのものを掲げることも含めて検討することが望ましい。

なお、法第五章第一節の土地区画整理事業に関する特例及び同章第三節の集団移転促進事業に関する特例を適用するためには、本事項に係る事業を推進計画に記載する必要がある。

オ 推進計画における期間の考え方について

津波防災地域づくりは、発生頻度は低いが地域によっては近い将来に発生する確率が高まっている最大クラスの津波に対応するものであるため、中長期的な視点に立ちつつ、近い将来の危険性に対しては迅速に対応するとともに、警戒避難体制の整備については常に高い意識を持続させていくことが必要である。

このため、それぞれの対策に必要な期間等を考慮して、複数の選択肢の中から効果的な組み合わせを検討することが必要である。例えば、ハード整備に先行して警戒避難体制の整備や特別警戒区域の指定等のソフト施策によって対応するといったことが想定される。

なお、津波防災地域づくりを持続的に推進するため、推進計画には計画期間を設定することとしていないが、個々の施策には実施期間を伴うものがあるため、適時適切に計画の進捗状況を検証していくことが望ましい。

3

関係者との調整について

推進計画を作成する際には、推進計画の実効性を確実なものとする観点から、計画に定めようとする事業・事務を実施することになる者と十分な調整を図るとともに、市町村マスタープランとの調和を図る観点から、当該市町村の都市計画部局と十分な調整を図る必要がある。事業・事務を実施することになる者の範囲については、推進計画の策定主体である市町村において十分に検討し、協議等が必要となるかどうか当事者に確認することが望ましい。

また、推進計画を作成しようとするときには、津波防災地域づくりの推進のための事業・事務等について、推進計画の前提となる津波浸水想定の設定や、推進計画と相まって津波防災地域づくりの推進を図る警戒区域及び特別警戒区域の指定を行う都道府県と協議を行う必要がある。なお、この場合には、第十条第五項及び第十一条第二項第二号の都道府県には都道府県公安委員会も含まれていることに留意が必要である。

法第十条第六項から第八項までの規定は、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設等の施設について、市町村と、これらの施設の関係管理者等との調整

方法について定めている。その趣旨は、津波防災地域づくりを円滑に推進する観点から、関係する施設の管理者が作成する案に基づくこととし、市町村の方針とこれらの施設の事業計画との調整を図ろうというものである。各施設の管理者は、予算上の制約や隣接する地域の事情、関係する事業との関係等を総合的に勘案して事業計画を作成する必要があるが、市町村から申出があった場合には可能な限り尊重することが求められるものである。

4 協議会の活用について

関係者との調整を円滑かつ効率的に行うため、法第十一条第一項の協議会の活用を検討することが望ましい。特に、複数の市町村が共同で作成する場合には、協議会を活用する利点は大きいと考えられる。

また、協議会には、学識経験者、住民の代表、民間事業者、推進計画に定めようとする事業・事務の間接的な関係者（例えば、兼用工作物である津波防護施設の関係者）等、策定主体である市町村が必要と考える者を構成員として加えることができる。

五 警戒区域及び特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

1 警戒区域及び特別警戒区域の位置づけ

警戒区域は、最大クラスの津波が発生した場合の当該区域の危険度・安全度を津波浸水想定や法第五十三条第二項に規定する基準水位により住民等に「知らせ」、いざというときに津波から

住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、予報又は警報の発令及び伝達、避難訓練の実施、避難場所や避難経路の確保、津波ハザードマップの作成等の警戒避難体制の整備を行う区域である。

また、特別警戒区域は、警戒区域のうち、津波が発生した場合に建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域において、防災上の配慮を要する住民等が当該建築物の中においても津波を「避ける」ことができるよう、一定の建築物の建築とそのため開発行為に関して建築物の居室の高さや構造等を津波に対して安全なものとすることを求める区域である。

なお、これらの区域の指定は、推進計画に定められたハード施策等との整合性に十分に配慮して行う必要がある。

2 警戒区域の指定について

警戒区域は、最大クラスの津波に対応して、法第五十四条に基づく避難訓練の実施、避難場所や避難経路等を定める市町村地域防災計画の拡充、法第五十五条に基づく津波ハザードマップの作成、法第五十六条第一項、第六十条第一項及び第六十一条第一項に基づく指定及び管理協定による避難施設の確保、第七十一条に基づく防災上の配慮を要する者等が利用する施設に係る避難確保計画の作成等の警戒避難体制の整備を行うことにより、住民等が平常時には通常の日常生活

や経済社会活動を営みつつ、いざというときには津波から「逃げる」ことができるように、都道府県知事が指定する区域である。

このような警戒区域の指定は、都道府県知事が、津波浸水想定を踏まえ、基礎調査の結果を勘案し、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における人的災害を防止するために上記警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域について行うことができるものである。警戒区域における法第五十三条第二項に規定する基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位）は、指定避難施設及び管理協定に係る避難施設の避難上有効な屋上その他の場所の高さや、特別警戒区域の制限用途の居室の床の高さの基準となるものであり、警戒区域の指定の際に公示することとされている。これについては、津波浸水想定の設定作業の際に併せて、津波浸水想定を設定するための津波浸水シミュレーションで、想定される津波のせき上げ高を算出しておき、そのシミュレーションを用いて定めるものとし、原則として地盤面からの高さで表示するものとする。

警戒区域の指定に当たっては、法第五十三条第三項に基づき、警戒避難体制の整備を行う関係市町村の長の意見を聴くこととされているが、警戒避難体制の整備に関連する防災、建築・土木、福祉・医療、教育等の関係部局、具体の施策を実施する市町村、関係者が緊密な連携を図って

連絡調整等を行うとともに、指定後においても継続的な意思疎通を図っていくことが必要である。
なお、警戒区域内における各種措置を効果的に行うために、市町村長等が留意すべき事項については、以下のとおりである。

ア 市町村地域防災計画の策定

市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の長）は、法第五十四条により、市町村地域防災計画に、警戒区域ごとに、津波に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難場所及び避難経路、避難訓練等、津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めることとなるが、その際、高齢者等防災上の配慮を要する者への配慮や住民等の自主的な防災活動の育成強化に十分配慮するとともに、避難訓練の結果や住民等の意見を踏まえ、適宜適切に実践的なものとなるよう見直していくことが望ましい。また、特に、地下街等又は防災上の配慮を要する者が利用する施設については、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項を定める必要がある。

イ 津波ハザードマップの作成

市町村の長は、法第五十五条により、市町村地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路等、住民等の円滑な警戒避難

を確保する上で必要な事項を記載した津波ハザードマップを作成・周知することとなるが、その作成・周知に当たっては、防災教育の充実の観点から、ワークショップの活用など住民等の協力を得て作成し、説明会の開催、避難訓練での活用等により周知を図る等、住民等の理解と関心を深める工夫を行うことが望ましい。また、津波浸水想定や市町村地域防災計画が見直された場合など津波ハザードマップの見直しが必要となったときは、できるだけ速やかに改訂することが適当である。併せて、市町村地域防災計画についても、必要な事項は平時から住民等への周知を図るよう努めるものとする。

ウ 避難施設

法第五十六条第一項の指定避難施設は、津波に対して安全な構造で基準水位以上に避難場所が配置等されている施設を、市町村長が当該施設の管理者の同意を得て避難施設に指定し、施設管理者が重要な変更を加えようとするときに市町村長への届出を要するもの、法第六十条第一項又は第六十一条第一項の管理協定による避難施設は、市町村と上記と同様の基準に適合する施設の施設所有者等又は施設所有者等となろうとする者が管理協定を締結し、市町村が自ら当該施設の避難の用に供する部分の管理を行うことができるものである。

これらの避難施設は、津波浸水想定や土地利用の現況等地域の状況に応じて、住民等の円滑かつ迅速な避難が確保されるよう、その配置、施設までの避難経路・避難手段等に留意して設

定することが適当である。また、避難訓練においてこれらの避難施設を使用するなどして、いざというときに住民等が円滑かつ迅速に避難できることを確認しておく必要がある。なお、法第十五条の容積率の特例の適用を受ける建築物については、当該指定又は管理協定の制度により避難施設として位置づけることが望ましい。

エ 避難確保計画

避難促進施設（市町村地域防災計画に定められた地下街等又は一定の防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者は、法第七十一条第一項により、避難訓練その他当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（避難確保計画）を作成することとなるが、市町村長は、当該所有者又は管理者に対して、避難確保計画の作成や避難訓練について、同条第三項に基づき、助言又は勧告を行うことにより必要な支援を行うことが適当である。

3 特別警戒区域の指定について

特別警戒区域は、都道府県知事が、警戒区域内において、津波から逃げることに困難である特に防災上の配慮を要する者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築並びにそのための開発行為について、法第七十五条及び第八十四条第一項に基づき、津波に対して安全なものとし、津波が来襲した場合であっても倒壊等を防ぐとともに、用途ごとに定める居室の床面の

高さが基準水位以上であることを求めることにより、住民等が津波を「避ける」ため指定する区域である。

また、法第七十三条第二項第二号に基づき、特別警戒区域内の市町村の条例で定める区域内では、津波の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保できないおそれ大きいものとして条例で定める用途（例えば、住宅等の夜間、荒天時等津波が来襲した時間帯等によっては円滑な避難が期待できない用途）の建築物の建築及びそのための開発行為について、法第七十五条及び第八十四条第二項に基づき、上記と同様、津波に対して安全なものであること、並びに居室の床面の全部又は一部の高さが基準水位以上であること（建築物内のいずれかの居室に避難することで津波を避けることができる。）又は基準水位以上の高さに避難上有効な屋上等の場所が配置等されること（建築物の屋上等に避難することで津波を避けることができる。）のいずれかの基準を参酌して条例で定める基準に適合することを地域の選択として求めることができる。

このような特別警戒区域は、都道府県知事が、津波浸水想定を踏まえ、基礎調査の結果を勘案し、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、上記の一定の建築物の建築及びそのための開発行為を制限すべき土地の区域について指定することができるものである。その指定に当たっては、基礎調査の結果を踏まえ、地域の現況や将来像等を十分に勘案する必要がある。

あるとともに、法第七十二条第三項から第五項までの規定に基づき、公衆への縦覧手続、住民や利害関係人に対する意見書提出手続、関係市町村長の意見聴取手続により、地域住民等の意向を十分に踏まえて行うことが重要であり、また、住民等に対し制度内容の周知、情報提供を十分に行いその理解を深めつつ行うことが望ましい。

また、その検討の目安として、津波による浸水深と被害の関係について、各種の研究機関や行政機関等による調査・分析が行われており、これらの結果が参考になる。なお、同じ浸水深であっても、津波の到達時間・流速、土地利用の状況、漂流物の存在等によって人的災害や建物被害の発生が異なりうることから、地域の実情や住民等の特性を踏まえるよう努める必要がある。

特別警戒区域の指定に当たっては、制限の対象となる用途等と関連する都市・建築、福祉・医療、教育、防災等の関係部局、市町村や関係者が緊密な連携を図って連絡調整等を行うとともに、指定後においても継続的な意思疎通を図っていくことが必要である。

4 警戒区域及び特別警戒区域の指定後の対応

警戒区域及び特別警戒区域を指定するときは、その旨や指定の区域等を公示することとなるが、津波ハザードマップに記載するなど様々なツールを活用して住民等に対する周知に万全を期するよう努めるものとする。

また、地震等の影響により地形的条件が変化したり、新たに海岸保全施設や津波防護施設等が整備されたりすること等により、津波浸水想定が見直された場合など、警戒区域又は特別警戒区域の見直しが必要となったときには、上記の指定の際と同様の考え方により、これらの状況の変化に合わせた対応を図ることが望ましい。

津波防災地域づくりに関する法律について

津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)の概要 国土交通省

将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進。

概要

基本指針(国土交通大臣)

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、**津波浸水想定**(津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深)を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、**津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)**を作成することができる。

特例措置

(推進計画区域内における特例)

津波防災住宅等建設区の創設

津波避難建築物の
容積率規制の緩和

都道府県による
集団移転促進事業計画の作成

一団地の津波防災
拠点市街地形成施設に関する都市計画

津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の**津波防護施設**の新設、改良その他の管理を行う。

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- ・都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、**津波災害警戒区域**として指定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、**津波災害特別警戒区域**として指定することができる。

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う 関係法律の整備等に関する法律(平成23年法律第124号)の概要

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、関係法律の整備等を行う。

概要

関係法律の規定の整備

- 津波防災地域づくりに関する法律において津波防護施設を位置づけることに伴い、関係規定を整備する(津波防護施設を収用対象事業に追加等)。
- 津波防災地域づくりに関する法律において津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域に係る規定を設けることに伴い、関係規定を整備する(特別警戒区域内の開発許可の許可に係る特例等)。
- その他所要の規定の整備(都市施設に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を追加等)。

水防法、建築基準法、土地収用法、都市計画法等の改正

法の施行に伴う津波災害対策等の強化のためのその他の措置

- 水防法の目的等の規定において「津波」を明確化する。
- 水防計画について、津波の発生時の水防活動等危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないこととする。
- 国土交通大臣は、著しく激甚な水災が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、洪水、津波又は高潮により浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができることとする。
- その他所要の規定の整備。

水防法等の改正

【基本指針】

- 津波防災地域づくり法に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本的方向を示す。
- 法に基づく様々な措置の基本となる。
- 国土交通大臣が策定。

【策定手続】

策定者：国土交通大臣

意見

社会資本整備審議会

協議

内閣総理大臣、
総務大臣、農林水産大臣

【記載事項】

①津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項

②基礎調査について指針となるべき事項

③津波浸水想定の設定について指針となるべき事項

④推進計画の作成について指針となるべき事項

⑤警戒区域及び特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

基本指針に基づいて
実施

津波浸水想定（基礎調査の結果を踏まえ設定）

津波災害警戒区域

避難訓練の実施、避難施設の確保、
ハザードマップの作成等による
円滑かつ迅速な避難を確保
（警戒避難体制の整備）

津波災害特別警戒区域

一定の開発行為・建築物の建築等に対する都道府県知事等の許可制

推進計画

地域の実情に応じて
津波防災地域づくりの方針や
施策等を定める

- ・推進計画区域の設定
 - ・海岸保全施設、津波防護施設等の整備
 - ・市街地の整備改善のための事業
 - ・避難路・避難施設等の整備
- 等

推進計画区域における 特別の措置

- ・土地区画整理事業
- ・津波避難建築物の容積率
- ・集団移転促進事業の特例

推進計画の概要

推進計画とは

- 津波防災地域づくりを総合的に推進するため市町村が作成する計画。
- 様々な主体が実施するハード・ソフト施策を総合的に組み合わせ津波防災地域づくりの姿を地域の実情に応じて描く。

推進計画の記載事項

- 推進計画の区域
- 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備
- 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務
 - ・海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設の整備
 - ・津波防護施設の整備
 - ・一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業
 - ・避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理
 - ・集団移転促進事業
 - ・地籍調査の実施
 - ・津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用
の促進

津波防災住宅等建設区制度の創設

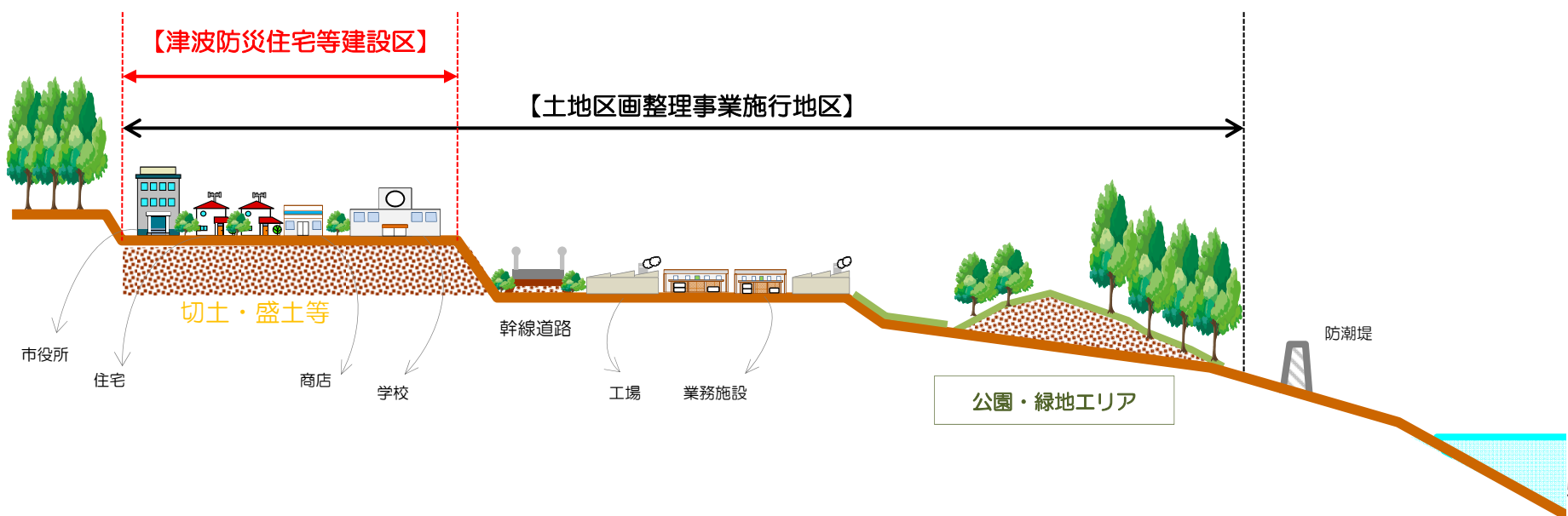
趣旨

今般の震災の被災地域では、津波により、住宅や当該住宅の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な市役所、学校、病院、商店等が壊滅的な被害を受けている。津波による災害の発生のおそれの著しい地域では、宅地の盛土・嵩上げ等、津波災害の防止措置を講じた、又は講じられる土地へ住宅及び公益的施設を集約し、津波被害に対する安全性の向上を図ることが喫緊の課題である。

内容

推進計画区域内で施行される土地区画整理事業の施行地区内の津波災害の防止措置を講じられた又は講じられる土地に、住宅及び公益的施設の宅地を集約するための区域を定め、住宅及び公益的施設の宅地の所有者が、当該区域内への換地の申出をすることができる申出換地の特例を設ける。

施行地区イメージ図



特例の目的

津波避難建築物の整備を推進するため、建築基準法の特例として、容積率規制を緩和するもの

特例措置

推進計画区域内において、津波からの避難に資する一定の基準を満たす建築物の防災用備蓄倉庫等について、建築審査会の同意を不要とし、特定行政庁の認定により、容積率を緩和できることとする

迅速な緩和が可能となり、
津波避難ビルの整備に資する

例) 都市計画上の指定容積率200%
→220%相当に

※本特例の適用を受ける建築物については、指定避難施設又は管理協定の制度により避難施設として位置づけることが望ましい。

防災用備蓄倉庫

容積率
不算入

自家発電設備室

都市計画等で
定められた容積率

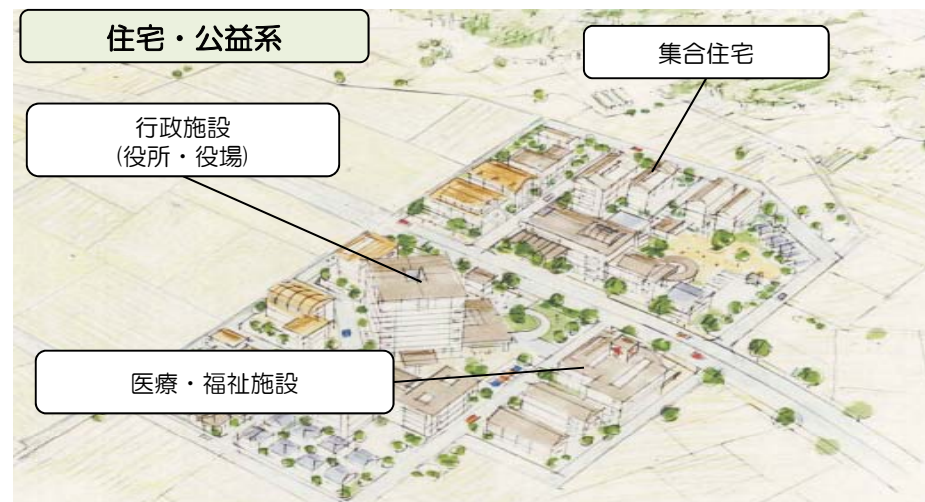
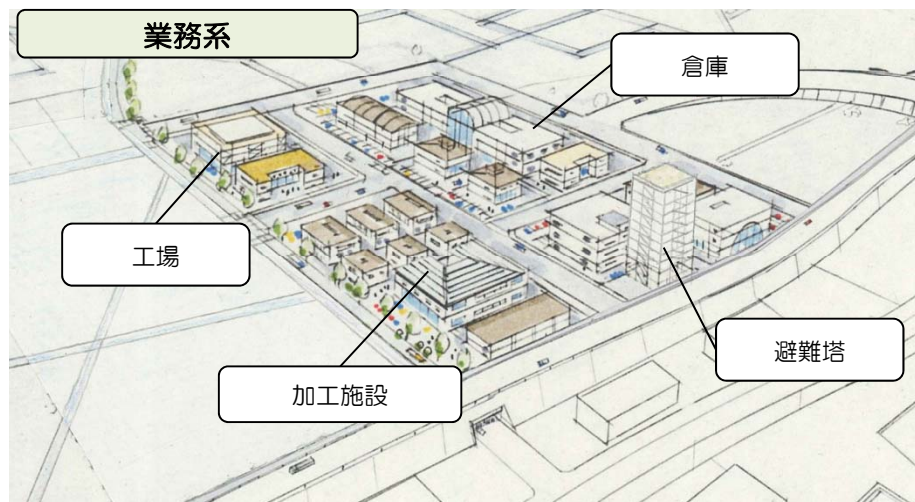
避難スペース

避難用外階段

拠点市街地の整備に関する制度

内容

津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる市街地を整備するため、住宅・業務・公益等の各種施設を一体的に整備するための都市計画を決定できることとする（全面買収方式で整備することを可能とする。）。



＜整備手法の例＞

・公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路等の公共施設を整備し、民間は公共団体から用地の譲渡を受け、上物の整備を実施

・公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路等の公共施設を整備し、民間は公共団体から借地等を行い上物の整備を実施

	インフラ (道路等)	公的施設 (官公庁施設等)	民間施設 (住宅・工場等)
上物の整備 ※	—	公共	民間
用地の取得・造成	公共	公共	公共→ 民間（譲渡等）

	インフラ (道路等)	公的施設 (官公庁施設等)	民間施設 (医療施設等)
上物の整備 ※	—	公共	民間
用地の取得・造成	公共	公共	公共→ 民間（借地等）

予算概要

○内容：安全な拠点市街地を整備するために必要な費用（拠点市街地を整備するにあたり必要となる計画作成費等の支援、公共施設等整備費、用地取得造成費） ※上物の整備については、既存制度がある場合は当該制度で対応

○対象：被災地限定

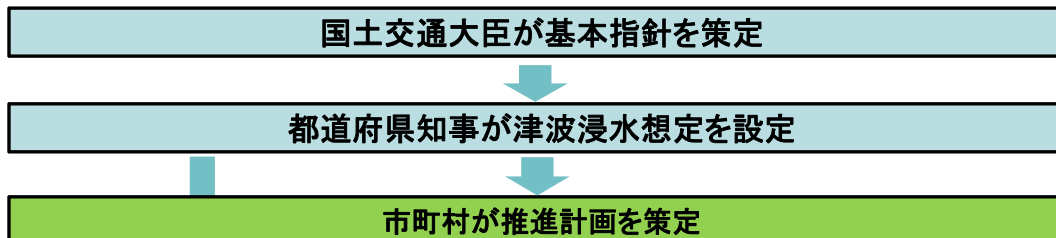
税制概要

○内容：新たな都市施設に関する収用代替資産の取得に係る5,000万円控除等（所得税・法人税）

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域 津波防護施設等



避難施設のイメージ



避難施設における避難訓練の例

津波から
逃げる

都道府県知事が
「津波災害警戒区域」を指定できる
(イエローゾーン＝警戒避難体制の整備)

- ①市町村地域防災計画への津波警戒避難体制（避難施設・避難経路、津波避難訓練、情報伝達等）に関する事項の記載
- ②市町村による津波ハザードマップの作成
- ③市町村による避難施設の指定・管理協定（承継効有り）の締結
- ④地下施設、避難困難者利用施設における避難確保計画の作成、津波避難訓練の実施

税制改正

管理協定が締結された避難施設の避難用スペース等に関する固定資産税の課税標準について、5年間1/2とする。

津波防護施設の整備等

浸水の拡大
を防ぐ

- 都道府県知事（一定の場合は市町村長）は、津波災害を防止・軽減する「津波防護施設」の整備・管理を行う。

税制改正

収用等に伴い代替資産を取得した場合に係る5,000万円特別控除等の特例措置の対象とする。

- 都道府県知事は、津波被害を防止・軽減するため有用な施設等を「指定津波防護施設」として指定する。

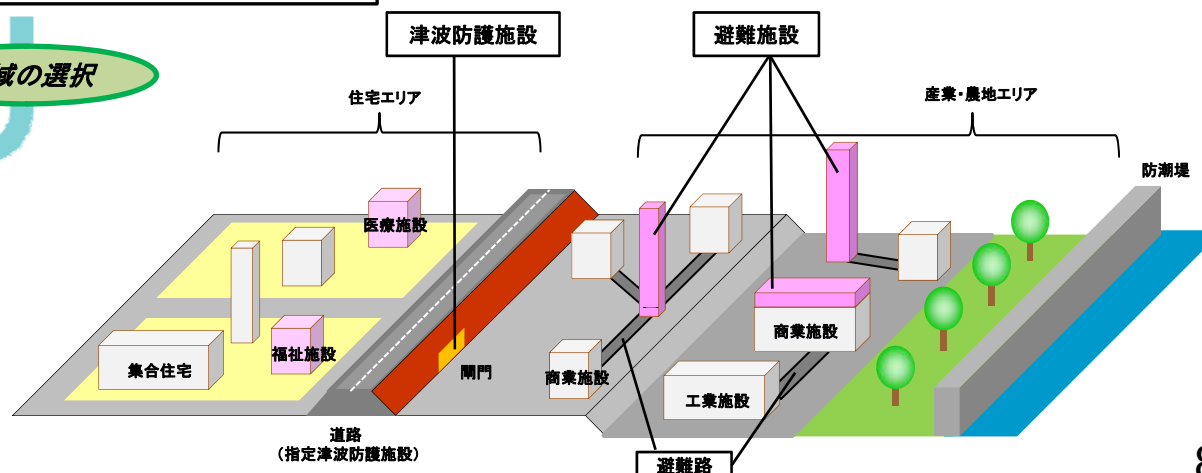
津波を
避ける

都道府県知事が
「津波災害特別警戒区域」を指定できる
(オレンジ・レッドゾーン＝土地利用規制)

・病院、社会福祉施設等については、病室等の居室の床の高さが津波の水深以上であること等を求める(オレンジゾーン)。

・市町村条例で定めた区域について、住宅等の規制を追加することができる(レッドゾーン)。

地域の選択



被災地における津波防災地域づくりに関する法律による支援について

ポイント

東日本大震災の被災地における将来にわたって安心して暮らせる復興まちづくりを支援

津波防災地域づくり法によって
可能となる支援

<安全・安心な復興まちづくりの支援>

○拠点市街地の整備に関する制度の創設
住宅、公益的施設、地域の基幹産業を
成す業務施設を一体的に整備 等

<警戒避難体制の充実>

○指定避難施設・管理協定施設制度の創設
(津波災害警戒区域内で適用可能)
○津波避難建築物の容積率の緩和特例
(津波災害警戒区域内で適用可能) 等

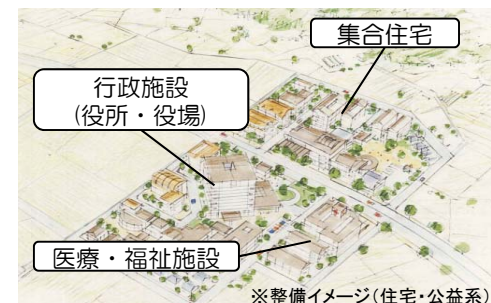
<多重防御による津波災害の防止・軽減>

○津波防護施設、指定津波防護施設制度
の創設 等

復興関連予算・税制、東日本大震災復興特別
区域法との一体的運用による復興支援

【東日本大震災復興関連予算】

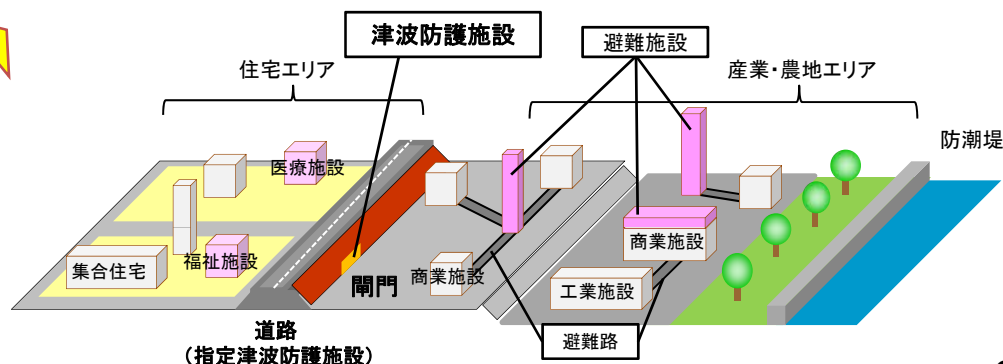
東日本大震災復興交付金を
活用した津波復興拠点整備事業の
実施



【税制改正】

管理協定を結んだ避難施設の場合、避難用スペース等に
関する固定資産税の課税標準を5年間1/2とするよう措置

【東日本大震災復興特別区域法と連携】



基本指針の概要

基本指針とは

津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本的な指針として国土交通大臣が定める。

記載事項

1. 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項

- 東日本大震災の経験や津波対策推進法を踏まえた対応
- 最大クラスの津波が発生した際も「なんとしても人命を守る」
- ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」
- 地域活性化も含めた総合的な地域づくりの中で効果的に推進
- 津波に対する住民等の意識を常に高く保つよう努力

- ハード事業と警戒区域の指定等のソフト施策を効果的に連携
- 効率性を考えた津波防護施設の整備
- 防災性と生活の利便性を備えた市街地の形成
- 民間施設も活用して避難施設を効率的に確保
- 記載する事業等の関係者とは、協議会も活用して十分に調整
- 対策に必要な期間を考慮して将来の危機に対し効果的に対応

2. 基礎調査について指針となるべき事項

- 津波対策の基礎となる津波浸水想定の設定等のための調査
- 都道府県が、国・市町村と連携・協力して計画的に実施
- 海域・陸域の地形、過去に発生した地震・津波に係る地質等、土地利用の状況等を調査
- 広域的な見地から必要なもの（航空レーザ測量等）については国が実施

5. 警戒区域・特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

<津波災害警戒区域>

- 住民等が津波から「逃げる」ことができるよう警戒避難体制を特に整備するため、都道府県知事が指定する区域
- 避難施設や特別警戒区域内の制限用途の建築物に制限を加える際の基準となる水位（基準水位）の公示
- 警戒区域内で市町村が以下を措置。
 - － 実践的な内容を盛り込んだ市町村防災計画の作成・避難訓練の実施
 - － 住民の協力等による津波ハザードマップの作成・周知
 - － 指定・管理協定により、地域の実情に応じて避難施設を確保
 - － 社会福祉施設等で避難確保計画の作成・避難訓練の実施

<津波災害特別警戒区域>

- 防災上の配慮を要する者等が建築物の中に居ても津波を「避ける」ことができるよう、都道府県知事が指定する区域
- 生命・身体に著しい危害が生ずる恐れがあり、一定の建築行為・開発行為を制限すべき区域を指定
- 指定の際には、公衆への縦覧、関係市町村の意見聴取等により、地域の実情を勘案し、地域住民の理解を深めつつ実施

3. 津波浸水想定の設定について指針となるべき事項

- 都道府県知事が、最大クラスの津波を想定し、悪条件下を前提に浸水の区域及び水深を設定
- 津波浸水シミュレーションに必要な断層モデルは、中央防災会議等の検討結果を参考に国が提示
- 中央防災会議等で断層モデルが検討されていない海域でも、今後、過去の津波の痕跡調査等を実施し、逆算して断層モデルを設定
- 広報、印刷物配布、インターネット等により、住民等に十分周知

4. 推進計画の作成について指針となるべき事項

- 市町村が、ハード・ソフトの施策を組み合わせ、津波防災地域づくりの姿を地域の実情に応じて総合的に描く
- 既存のまちづくりに関する方針等との整合性を図る

右上に続く

津波防災地域づくりに関する法律 (平成二十三年法律第百二十三号)	津波防災地域づくりに関する法律施行令 (平成二十三年政令第四百二十六号)	津波防災地域づくりに関する法律施行規則 (平成二十三年国土交通省令第九十九号)→凡例：第〇条 指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令 (平成二十三年内閣府令・国土交通省令第八号)→凡例：避第〇条 津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件 (平成二十三年国土交通省告示第千三百十八号)→規則31・55関係
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 基本指針等（第三条―第五条） 第三章 津波浸水想定の設定等（第六条―第九条） 第四章 推進計画の作成等（第十条・第十一条） 第五章 推進計画区域における特別の措置 第一節 土地区画整理事業に関する特例（第十二条―第十四条） 第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例（第十五条） 第三節 集団移転促進事業に関する特例（第十六条） 第六章 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画（第十七条） 第七章 津波防護施設等 第一節 津波防護施設の管理（第十八条―第三十七条） 第二節 津波防護施設に関する費用（第三十八条―第四十九条） 第三節 指定津波防護施設（第五十条―第五十二条） 第八章 津波災害警戒区域（第五十三条―第七十一条） 第九章 津波災害特別警戒区域（第七十二条―第九十二条） 第十章 雑則（第九十三条―第九十八条） 第十一章 罰則（第九十九条―第一百三条） 附則		目次 第一章 津波浸水想定の設定等（第一条） 第二章 推進計画区域における特別の措置 第一節 土地区画整理事業に関する特例（第二条―第五条） 第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例（第六条） 第三節 集団移転促進事業に関する特例（第七条） 第三章 津波防護施設等 第一節 津波防護施設の管理（第八条―第二十条） 第二節 津波防護施設に関する費用（第二十一条・第二十二条） 第三節 指定津波防護施設（第二十三条―第二十七条） 第四章 津波災害警戒区域（第二十八条―第三十二条） 第五章 津波災害特別警戒区域（第三十三条―第六十一条） 第六章 雑則（第六十二条） 附則
第一章 総則		
（目的） 第一条 この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（以下「津波防災地域づくり」という。）を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市		

計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。		
(定義) 第二条 この法律において「海岸保全施設」とは、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設をいう。 2 この法律において「港湾施設」とは、港湾法（昭和三十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設をいう。 3 この法律において「漁港施設」とは、漁港漁場整備法（昭和三十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設をいう。 4 この法律において「河川管理施設」とは、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設をいう。 5 この法律において「海岸管理者」とは、海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。 6 この法律において「港湾管理者」とは、港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。 7 この法律において「漁港管理者」とは、漁港漁場整備法第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。 8 この法律において「河川管理者」とは、河川法第七条に規定する河川管理者をいう。 9 この法律において「保安施設事業」とは、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業をいう。 10 この法律において「津波防護施設」とは、盛土構造物、^{こゝ}閘門その他の^{こゝ}政令で定める施設（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く。）であつて、第八条第一項に規定する津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町村長が管理するものをいう。 11 この法律において「津波防護施設管理者」とは、第十八条第一項又は第二項の規定により津波防護施設を管理する都道府県知事又は市町村長をいう。 12 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、下水道その他^{こゝ}政令で定める公共の用に供する施設をいう。	(津波防護施設) 第一条 津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）第二条第十項の政令で定める施設は、盛土構造物（津波による浸水を防止する機能を有するものに限る。第十五条において同じ。）、護岸、胸壁及び閘門をいう。 (公共施設) 第二条 法第二条第十二項の政令で定める公共の用に供する施設は、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の	

13 この法律において「公益的施設」とは、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。 14 この法律において「特定業務施設」とは、事務所、事業所その他の業務施設で、津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。）の基幹的な産業の振興、当該区域内の地域における雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与するもののうち、公益的施設以外のものをいう。 15 この法律において「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」とは、前項に規定する区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設をいう。	施設とする。	
第二章 基本指針等 （基本指針） 第三条 国土交通大臣は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項 二 第六条第一項の調査について指針となるべき事項 三 第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定について指針となるべき事項 四 第十条第一項に規定する推進計画の作成について指針となるべき事項 五 第五十三条第一項の津波災害警戒区域及び第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項 3 国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。 4 国土交通大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。		
（国及び地方公共団体の責務） 第四条 国及び地方公共団体は、津波による災害の防止又は軽減が効果的に図られるようにするため、津波防災地域づくりに関する施策を、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に配慮しつつ、地域の実情に応じ適切に組み合わせで一体的に講ずるよう努		

めなければならない。		
（施策における配慮） 第五条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する津波防災地域づくりを推進するための施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに住民の生活の安定及び福祉の向上並びに地域経済の活性化に配慮するとともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めなければならない。		
第三章 津波浸水想定の設定等		第一章 津波浸水想定の設定等
（基礎調査） 第六条 都道府県は、基本指針に基づき、第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定又は変更のために必要な基礎調査として、津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行うものとする。 2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、前項の調査の結果について必要な報告を求めることができる。 3 国土交通大臣は、都道府県による第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定又は変更に資する基礎調査として、津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質その他の事項に関する調査であつて広域的な見地から必要とされるものを行うものとする。 4 国土交通大臣は、関係都道府県に対し、前項の調査の結果を通知するものとする。		
（基礎調査のための土地の立入り等） 第七条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、前条第一項又は第三項の調査（次条第一項及び第九条において「基礎調査」という。）のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。 3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。 4 日の出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた		

場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。 5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。 8 都道府県又は国は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。 9 前項の規定による損失の補償については、都道府県又は国と損失を受けた者とが協議しなければならない。 10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は国は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。	（収用委員会の裁決の申請手続） 第三条 法第七条第十項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第三項、第三十五条第四項又は第五十一条第六項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、<u>国土交通省令</u>で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。	（損失の補償の裁決申請書の様式） 第一条 津波防災地域づくりに関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第一とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。
（津波浸水想定） 第八条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。以下同じ。）を設定するものとする。 2 都道府県知事は、前項の規定により津波浸水想定を設定しようとするときは、国土交通大臣に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。 3 都道府県知事は、第一項の規定により津波浸水想定を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、関係する海岸管理者及び河川管理者の意見を聴くものとする。 4 都道府県知事は、第一項の規定により津波浸水想定を設定したときは、速やかに、これを、国土交通大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。 5 国土交通大臣は、前項の規定により津波浸水想定の設定について報告を受けたときは、社会資本整備審議会の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な勧告をすることができる。 6 第二項から前項までの規定は、津波浸水想定の変更について準		

用する。		
(基礎調査に要する費用の補助)		
第九条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、都道府県の行う基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。		
第四章 推進計画の作成等		
(推進計画)		
第十条 市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成することができる。		
2 推進計画においては、推進計画の区域（以下「推進計画区域」という。）を定めるものとする。		
3 前項に規定するもののほか、推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。		
一 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針		
二 津波浸水想定に定める浸水の区域（第五十条第一項において「浸水想定区域」という。）における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項		
三 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項であつて、次に掲げるもの		
イ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備に関する事項		
ロ 津波防護施設の整備に関する事項		
ハ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項		
ニ 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項		
ホ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。第十六条において「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業（第十六条において「集団移転促進事業」という。）に関する事項		
ヘ 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第五項に規定する地籍調査（第九十五条において「地籍調査」という。）の実施に関する事項		

ト 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する事項 4 推進計画は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。 5 市町村は、推進計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されていないときは、これに定めようとする第三項第二号及び第三号イからへまでに掲げる事項について都道府県に、これに定めようとする同号イからへまでに掲げる事項について関係管理者等（関係する海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、保安施設事業を行う農林水産大臣若しくは都道府県又は津波防護施設管理者をいう。以下同じ。）その他同号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、それぞれ協議しなければならない。 6 市町村は、推進計画のうち、第三項第三号イ及びロに掲げる事項については、関係管理者等が作成する案に基づいて定めるものとする。 7 市町村は、必要があると認めるときは、関係管理者等に対し、前項の案の作成に当たり、津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から配慮すべき事項を申し出ることができる。 8 前項の規定による申出を受けた関係管理者等は、当該申出を尊重するものとする。 9 市町村は、推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣、都道府県及び関係管理者等その他第三項第三号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、推進計画を送付しなければならない。 10 国土交通大臣及び都道府県は、前項の規定により推進計画の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。 11 国土交通大臣は、前項の助言を行うに際し必要と認めるときは、農林水産大臣その他関係行政機関の長に対し、意見を求めることができる。 12 第五項から前項までの規定は、推進計画の変更について準用する。		
（協議会） 第十一条 推進計画を作成しようとする市町村は、推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。		

一 推進計画を作成しようとする市町村 二 前号の市町村の区域をその区域に含む都道府県 三 関係管理者等その他前条第三項第三号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者 四 学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。		
第五章 推進計画区域における特別の措置		第二章 推進計画区域における特別の措置
第一節 土地区画整理事業に関する特例		第一節 土地区画整理事業に関する特例
（津波防災住宅等建設区） 第十二条 津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域内の土地を含む土地（推進計画区域内にあるものに限る。）の区域において津波による災害を防止し、又は軽減することを目的とする土地区画整理事業の事業計画においては、施行地区（土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下同じ。）内の津波による災害の防止又は軽減を図るための措置が講じられた又は講じられる土地の区域における住宅及び公益的施設の建設を促進するため特別な必要があると認められる場合には、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、当該土地の区域であつて、住宅及び公益的施設の用に供すべきもの（以下「津波防災住宅等建設区」という。）を定めることができる。 2 津波防災住宅等建設区は、施行地区において津波による災害を防止し、又は軽減し、かつ、住宅及び公益的施設の建設を促進する上で効果的であると認められる位置に定め、その面積は、住宅及び公益的施設が建設される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。 3 事業計画において津波防災住宅等建設区を定める場合には、当該事業計画は、推進計画に記載された第十条第三項第三号ハに掲		（津波防災住宅等建設区を定める場合の地方公共団体施行に関する認可申請手続） 第二条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十二条第一項又は第五十五条第十二項の認可を申請しようとする者は、津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項の規定により事業計画において津波防災住宅等建設区を定めようとするときは、認可申請書に、土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）第三条の二各号に掲げる事項のほか、津波防災住宅等建設区の位置及び面積を記載しなければならない。 （津波防災住宅等建設区に関する図書） 第三条 津波防災住宅等建設区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。 2 前項の設計説明書には津波防災住宅等建設区的面積を記載し、前項の設計図は縮尺千二百分の一以上とするものとする。 3 第一項の設計図及び土地区画整理法施行規則第六条第一項の設計図は、併せて一葉の図面とするものとする。

げる事項（土地区画整理事業に係る部分に限る。）に適合して定めなければならない。		
（津波防災住宅等建設区への換地の申出等） 第十三条 前条第一項の規定により事業計画において津波防災住宅等建設区が定められたときは、施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地（土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。以下同じ。）の所有者で当該宅地についての換地に住宅又は公益的施設を建設しようとするものは、施行者（当該津波防災住宅等建設区に係る土地区画整理事業を施行する者をいう。以下この条において同じ。）に対し、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（第四項及び次条において「換地計画」という。）において当該宅地についての換地を津波防災住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。 2 前項の規定による申出に係る宅地について住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権を有する者があるときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。 3 第一項の規定による申出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める公告があった日から起算して六十日以内に行わなければならない。 一 事業計画が定められた場合 土地区画整理法第七十六条第一項各号に掲げる公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。） 二 事業計画の変更により新たに津波防災住宅等建設区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告 三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い津波防災住宅等建設区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告 4 施行者は、第一項の規定による申出があった場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を津波防災住宅等建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。 一 当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物（住宅及び公益的施設並びに容易に移転し、又は除却することができる工作物		（津波防災住宅等建設区への換地の申出） 第四条 法第十三条第一項の申出は、別記様式第二の申出書を提出して行うものとする。 2 前項の申出書には、法第十三条第二項の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。 （津波防災住宅等建設区内に換地を定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物） 第五条 法第十三条第四項第一号の国土交通省令で定める工作物は、仮設の工作物とする。

で国土交通省令で定めるものを除く。)が存しないこと。 二 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。）が存しないこと。 5 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。 6 施行者は、第四項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。 7 施行者が土地区画整理法第十四条第一項の規定により設立された土地区画整理組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項の規定による申出は、同条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。		
(津波防災住宅等建設区への換地) 第十四条 前条第四項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を津波防災住宅等建設区内に定めなければならない。		
第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例		第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例
第十五条 推進計画区域（第五十三条第一項の津波災害警戒区域である区域に限る。）内の第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合する建築物については、防災上有効な備蓄倉庫その他これに類する部分で、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第三十五号に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの床面積は、同法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。		(認定申請書及び認定通知書の様式) 第六条 法第十五条の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第三の申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。 2 特定行政庁は、法第十五条の規定による認定をしたときは、別記様式第四の通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。 3 特定行政庁は、法第十五条の規定による認定をしないときは、別記様式第五の通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。
第三節 集団移転促進事業に関する特例		第三節 集団移転促進事業に関する特例

第十六条 集団移転促進事業（推進計画区域内に存する集団移転促進法第二条第一項に規定する移転促進区域に係るものであって、住民の生命、身体及び財産を津波による災害から保護することを目的とするものに限る。次項において同じ。）に係る集団移転促進事業計画（集団移転促進法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画をいう。次項において同じ。）は、推進計画に記載された第十条第三項第三号ホに掲げる事項に適合するものでなければならない。 2 都道府県は、市町村から集団移転促進事業につき一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る必要があることにより当該市町村が当該集団移転促進事業に係る集団移転促進事業計画を定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができる。この場合において、集団移転促進法第三条第一項、第四項及び第七項並びに第四条（見出しを含む。）中「市町村」とあるのは「都道府県」と、集団移転促進法第三条第一項中「集団移転促進事業を実施しようとするときは、」とあるのは「津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第十六条第二項の規定により同項の申出に係る」と、「定めなければならない。この場合においては」とあるのは「定める場合においては」と、同条第四項中「第一項後段」とあるのは「第一項」と、「都道府県知事を経由して、集団移転促進事業計画を」とあるのは「集団移転促進事業計画を」と、「当該都道府県知事は、当該集団移転促進事業計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる」とあるのは「当該都道府県は、当該集団移転促進事業計画について、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない」と、同条第七項中「都道府県知事を経由して、国土交通大臣に」とあるのは「国土交通大臣に」とし、同条第八項の規定は、適用しない。		（集団移転促進事業に関する特例） 第七条 法第十六条第二項の規定に基づき都道府県が防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画を定める場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）別記第一号様式、別記第二号様式及び別記第三号様式の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」とする。
第六章 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画		
第十七条 次に掲げる条件のいずれにも該当する第二条第十四項に規定する区域であって、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を定めることができる。 一 当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点として一体的に整備される自然的経済的社会的条件を備えていること。		

二 当該区域内の土地の大部分が建築物（津波による災害により建築物が損傷した場合における当該損傷した建築物を除く。）の敷地として利用されていないこと。 2 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模 二 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 3 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画は、次に掲げるところに従って定めなければならない。 一 前項第一号に規定する施設は、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点としての機能が確保されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。 二 前項第二号に掲げる事項は、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持することが可能となるよう定めること。 三 当該区域が推進計画区域である場合にあっては、推進計画に適合するよう定めること。		
第七章 津波防護施設等		第三章 津波防護施設等
第一節 津波防護施設の管理		第一節 津波防護施設の管理
（津波防護施設の管理） 第十八条 津波防護施設の新設、改良その他の管理は、都道府県知事が行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、市町村長が管理することが適当であると認められる津波防護施設で都道府県知事が指定したものについては、当該津波防護施設の存する市町村の長がその管理を行うものとする。 3 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該市町村長の意見を聴かなければならない。 4 都道府県知事は、第二項の規定により指定をするときは、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、これを公示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。		（市町村長が管理する津波防護施設の指定の公示） 第八条 法第十八条第四項の規定による公示は、次に掲げるところにより津波防護施設の位置を明示して、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 一 市町村、大字、字、小字及び地番 二 平面図又は一定の地物、施設、工作物からの距離及び方向
第十九条 津波防護施設の新設又は改良は、推進計画区域内において、推進計画に即して行うものとする。		

(境界に係る津波防護施設の管理の特例) 第二十条 都府県の境界に係る津波防護施設については、関係都府県知事は、協議して別にその管理の方法を定めることができる。 2 前項の規定による協議が成立した場合においては、関係都府県知事は、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、その成立した協議の内容を公示しなければならない。 3 第一項の規定による協議に基づき、一の都府県知事が他の都府県の区域内に存する津波防護施設について管理を行う場合においては、その都府県知事は、<u>政令</u>で定めるところにより、当該他の都府県知事に代わってその権限を行うものとする。	(他の都府県知事の権限の代行) 第四条 法第二十条第三項の規定により一の都府県知事が他の都府県知事に代わって行う権限は、法第七章第一節及び第二節に規定する都府県知事の権限のうち、次に掲げるもの以外のものとする。 一 法第十八条第二項の規定により市町村長が管理することが適当であると認められる津波防護施設を指定し、及び同条第四項の規定により公示すること。 二 法第十八条第三項の規定により市町村長の意見を聴くこと。 三 法第二十一条第一項の規定により津波防護施設区域を指定し、及び同条第三項の規定により公示すること。 四 法第三十六条第一項の規定により津波防護施設台帳を調製し、及びこれを保管すること。	(関係都府県知事の協議の内容の公示) 第九条 法第二十条第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について、関係都府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 一 津波防護施設の位置及び種類 二 管理を行う都府県知事 三 管理の内容 四 管理の期間 2 前項第一号の津波防護施設の位置は、前条各号に掲げるところにより明示するものとする。
(津波防護施設区域の指定) 第二十一条 津波防護施設管理者は、次に掲げる土地の区域を津波防護施設区域として指定するものとする。 一 津波防護施設の敷地である土地の区域 二 前号の土地の区域に隣接する土地の区域であって、当該津波防護施設を保全するため必要なもの 2 前項第二号に掲げる土地の区域についての津波防護施設区域の指定は、当該津波防護施設を保全するため必要な最小限度の土地の区域に限ってするものとする。 3 津波防護施設管理者は、津波防護施設区域を指定するときは、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。		(津波防護施設区域の指定の公示) 第十条 法第二十一条第三項の規定による公示は、第八条各号に掲げるところにより津波防護施設区域を明示して、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

4 津波防護施設区域の指定、変更又は廃止は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。		
(津波防護施設区域の占用) 第二十二条 津波防護施設区域内の土地（津波防護施設管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）を占用しようとする者は、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、津波防護施設管理者の許可を受けなければならない。 2 津波防護施設管理者は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が津波防護施設の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。		(津波防護施設区域の占用の許可) 第十一条 法第二十二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならない。 - 一 津波防護施設区域の占用の目的 - 二 津波防護施設区域の占用の期間 - 三 津波防護施設区域の占用の場所
(津波防護施設区域における行為の制限) 第二十三条 津波防護施設区域内の土地において、次に掲げる行為をしようとする者は、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、津波防護施設管理者の許可を受けなければならない。ただし、津波防護施設の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして<u>政令</u>で定める行為については、この限りでない。	(津波防護施設区域における行為で許可を要しないもの) 第五条 法第二十三条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるもの（第二号から第四号までに掲げる行為で、津波防護施設の敷地から五メートル（津波防護施設の構造又は地形、地質その他の状況により津波防護施設管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離）以内の土地におけるものを除く。）とする。 - 一 津波防護施設区域（法第二十一条第一項第二号に掲げる土地の区域に限る。次号から第四号までに同じ。）内の土地における耕うん - 二 津波防護施設区域内の土地における地表から高さ三メートル以内の盛土（津波防護施設に沿って行う盛土で津波防護施設に沿う部分の長さが二十メートル以上のものを除く。） - 三 津波防護施設区域内の土地における地表から深さ一メートル以内の土地の掘削又は切土 - 四 津波防護施設区域内の土地における施設又は工作物（鉄骨造、コンクリート造、石造、れんが造その他これらに類する構造のもの及び貯水池、水槽、井戸、水路その他これらに類する用途のものを除く。）の新築又は改築 - 五 前各号に掲げるもののほか、津波防護施設の敷地である土地の区域における施設又は工作物の新築又は改築以外の行為であって、津波防護施設管理者が津波防護施設の保全上影響が少ないと認めて指定したもの 2 津波防護施設管理者は、前項の規定による指定をするときは、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。	(津波防護施設区域における制限行為の許可) 第十二条 法第二十三条第一項第一号に該当する行為をしようするため同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならない。 - 一 施設又は工作物を新設又は改築する目的 - 二 施設又は工作物を新設又は改築する場所 - 三 新設又は改築する施設又は工作物の構造 - 四 工事実施の方法 - 五 工事実施の期間 2 法第二十三条第一項第二号又は第三号に該当する行為をしようするため同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならない。 - 一 行為の目的 - 二 行為の内容 - 三 行為の期間 - 四 行為の場所 - 五 行為の方法 (津波防護施設区域における行為の制限に係る指定の公示) 第十三条 令第五条第二項（令第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の公示は、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 津波防護施設以外の施設又は工作物（以下この章において「他の施設等」という。）の新築又は改築 二 土地の掘削、盛土又は切土 三 前二号に掲げるもののほか、津波防護施設の保全に支障を及ぼすおそれがあるものとして<u>政令</u>で定める行為 2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。	（津波防護施設区域における制限行為） 第六条 法第二十三条第一項第三号の政令で定める行為は、津波防護施設を損壊するおそれがあると認めて津波防護施設管理者が指定する行為とする。 2 前条第二項の規定は、前項の規定による指定について準用する。	
（経過措置） 第二十四条 津波防護施設区域の指定の際現に権原に基づき、第二十二条第一項若しくは前条第一項の規定により許可を要する行為を行っている者又は同項の規定によりその設置について許可を要する他の施設等を設置している者は、従前と同様の条件により、当該行為又は他の施設等の設置について当該規定による許可を受けたものとみなす。同項ただし書若しくは同項第三号の政令又はこれを改廃する政令の施行の際現に権原に基づき、当該政令の施行に伴い新たに許可を要することとなる行為を行い、又は他の施設等を設置している者についても、同様とする。		
（許可の特例） 第二十五条 国又は地方公共団体が行う事業についての第二十二条第一項及び第二十三条第一項の規定の適用については、国又は地方公共団体と津波防護施設管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可があったものとみなす。		
（占用料） 第二十六条 津波防護施設管理者は、<u>国土交通省令</u>で定める基準に従い、第二十二条第一項の許可を受けた者から占用料を徴収することができる。		（占用料の基準） 第十四条 法第二十六条に規定する占用料は、近傍類地の地代等を考慮して定めるものとする。
（監督処分） 第二十七条 津波防護施設管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき津波防護施設の保全上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状回復を命ずることができる。 一 第二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定に違反した者 二 第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可に付した条件に違反した者 三 偽りその他不正な手段により第二十二条第一項又は第二十三		

条第一項の許可を受けた者

- 2 津波防護施設管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第二十二條第一項又は第二十三條第一項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- 一 津波防護施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- 二 津波防護施設の保全上著しい支障が生じたとき。
- 三 津波防護施設の保全上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、津波防護施設管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、津波防護施設管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 4 津波防護施設管理者は、前項の規定により他の施設等を除却し、又は除却させたときは、当該他の施設等を保管しなければならない。
- 5 津波防護施設管理者は、前項の規定により他の施設等を保管したときは、当該他の施設等の所有者、占有者その他当該他の施設等について権原を有する者（第九項において「所有者等」という。）に対し当該他の施設等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

（他の施設等を保管した場合の公示事項）

第七條 法第二十七條第五項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した他の施設等の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した他の施設等の放置されていた場所及び当該他の施設等を除却した日時
- 三 当該他の施設等の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した他の施設等を返還するため必要と認められる事項

（他の施設等を保管した場合の公示の方法）

第八條 法第二十七條第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該津波防護施設管理者の事務所に掲示すること。
- 二 前号の公示の期間が満了しても、なお当該他の施設等の所有者、占有者その他当該他の施設等について権原を有する者（第十二条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項の要旨を公報又は新聞紙への掲載その他の適切な方法により公表すること。

6 津波防護施設管理者は、第四項の規定により保管した他の施設等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該他の施設等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該他の施設等の価額に比し、その保管に不当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該他の施設等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

2 津波防護施設管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、国土交通省令で定める様式による保管した他の施設等一覧簿を当該津波防護施設管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（他の施設等の価額の評価の方法）

第九条 法第二十七条第六項の規定による他の施設等の価額の評価は、当該他の施設等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該他の施設等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、津波防護施設管理者は、必要があると認めるときは、他の施設等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した他の施設等を売却する場合の手続）

第十条 法第二十七条第六項の規定による保管した他の施設等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない他の施設等その他競争入札に付することが適当でないと認められる他の施設等については、随意契約により売却することができる。

第十一条 津波防護施設管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、当該他の施設等の名称又は種類、形状、数量その他国土交通省令で定める事項を当該津波防護施設管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 津波防護施設管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該他の施設等の名称又は種類、形状、数量その他国土交通省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 津波防護施設管理者は、前条ただし書の規定による随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（他の施設等を返還する場合の手続）

第十二条 津波防護施設管理者は、保管した他の施設等（法第二十七条第六項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提出させる方法その他の方法によってその者が当該他の施設等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、国土交通省令で定める様式による受領書と引換えに返還する

（保管した他の施設等一覧簿の様式）

第十五条 令第八条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第六とする。

（競争入札における揭示事項等）

第十六条 令第十一条第一項及び第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- 二 当該競争入札の執行の日時及び場所
- 三 契約条項の概要
- 四 その他津波防護施設管理者が必要と認める事項

（他の施設等の返還に係る受領書の様式）

第十七条 令第十二条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第七とする。

7 津波防護施設管理者は、前項の規定による他の施設等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該他の施設等を廃棄することができる。 8 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。 9 第三項から第六項までに規定する他の施設等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該他の施設等の返還を受けるべき所有者等その他第三項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。 10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した他の施設等（第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該他の施設等の所有権は、都道府県知事が保管する他の施設等にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、市町村長が保管する他の施設等にあつては当該市町村長が統括する市町村に帰属する。	ものとする。	
（損失補償） 第二十八条 津波防護施設管理者は、前条第二項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。 2 前項の規定による損失の補償については、津波防護施設管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、津波防護施設管理者は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、<u>政令</u>で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。 4 津波防護施設管理者は、第一項の規定による補償の原因となった損失が前条第二項第三号に該当する場合における同項の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。	（収用委員会の裁決の申請手続） 第三条 （略）	
（技術上の基準） 第二十九条 津波防護施設は、地形、地質、地盤の変動その他の状況を考慮し、自重、水圧及び波力並びに地震の発生、漂流物の衝突その他の事由による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。		（津波防護施設の技術上の基準）

2 前項に定めるもののほか、津波防護施設の形状、構造及び位置について、津波による人的災害の防止又は軽減のため必要とされる技術上の基準は、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県（第十八条第二項の規定により市町村長が津波防護施設を管理する場合にあっては、当該市町村長が統括する市町村）の条例で定める。

第十八条 盛土構造物に関する法第二十九条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 型式、天端高、法勾配及び法線は、盛土構造物の背後地の状況等を考慮して、津波浸水想定（法第八条第一項に規定する津波浸水想定をいう。以下同じ。）を設定する際に想定した津波の作用に対して、津波による海水の浸入を防止する機能が確保されるよう定めるものとする。

二 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全な構造とするものとする。

三 天端高は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に盛土構造物への衝突による津波の水位の上昇等を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。

四 盛土構造物の近傍の土地の利用状況により必要がある場合においては、樋門、樋管、陸閘その他排水又は通行のための設備を設けるものとする。

五 津波の作用から盛土構造物を保護するため必要がある場合においては、盛土構造物の表面に護岸を設けるものとする。

2 胸壁に関する法第二十九条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 型式、天端高及び法線は、胸壁の背後地の状況等を考慮して、津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して、津波による海水の浸入を防止する機能が確保されるよう定めるものとする。

二 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全な構造とするものとする。

三 天端高は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に胸壁への衝突による津波の水位の上昇等を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。

3 閘門に関する法第二十九条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 型式、閘門のゲートの閉鎖時における上端の高さ及び位置は、閘門の背後地の状況等を考慮して、津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して、津波による海水の浸入を防止する機能が確保されるよう定めるものとする。

二 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全な構造とするものとする。

三 閘門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、津波浸水想定に定める水深に係る水位に閘門への衝突による津波の水位の上昇等を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。

(兼用工作物の工事等の協議) 第三十条 津波防護施設と他の施設等とが相互に効用を兼ねる場合においては、津波防護施設管理者及び他の施設等の管理者は、協議して別に管理の方法を定め、当該津波防護施設及び他の施設等の工事、維持又は操作を行うことができる。 2 津波防護施設管理者は、前項の規定による協議に基づき、他の施設等の管理者が津波防護施設の工事、維持又は操作を行う場合においては、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。		(他の工作物の管理者による津波防護施設の管理の公示) 第十九条 法第三十条第二項の公示は、次に掲げる事項について、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 一 津波防護施設の位置及び種類 二 管理を行う者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名） 三 管理の内容 四 管理の期間 2 前項第一号の津波防護施設の位置は、第八条各号に掲げるところにより明示するものとする。
(工事原因者の工事の施行等) 第三十一条 津波防護施設管理者は、津波防護施設に関する工事以外の工事（以下この章において「他の工事」という。）又は津波防護施設に関する工事若しくは津波防護施設の維持の必要を生じさせた行為（以下この章において「他の行為」という。）により必要を生じた津波防護施設に関する工事又は津波防護施設の維持を当該他の工事の施行者又は他の行為の行為者に施行させることができる。 2 前項の場合において、他の工事が河川工事（河川法が適用され、又は準用される河川の河川工事をいう。以下同じ。）、道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。以下同じ。）に関する工事、地すべり防止工事（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第四項に規定する地すべり防止工事をいう。以下同じ。）、急傾斜地崩壊防止工事（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事をいう。第四十三条第二項において同じ。）又は海岸保全施設に関する工事であるときは、当該津波防護施設に関する工事については、河川法第十九条、道路法第二十三条第一項、地すべり等防止法第十五条第一項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第十六条第一項又は海岸法第十七条第一項の規定を適用する。		
(附帯工事の施行) 第三十二条 津波防護施設管理者は、津波防護施設に関する工事により必要を生じた他の工事又は津波防護施設に関する工事を施行		

するため必要を生じた他の工事をその津波防護施設に関する工事と併せて施行することができる。 2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、砂防工事（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事をいう。第四十四条第二項において同じ。）、地すべり防止工事又は海岸保全施設等（海岸法第八条の二第一項第一号に規定する海岸保全施設等をいう。第四十四条第二項において同じ。）に関する工事であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十八条、道路法第二十二条第一項、砂防法第八条、地すべり等防止法第十四条第一項又は海岸法第十六条第一項の規定を適用する。		
（津波防護施設管理者以外の者の行う工事等） 第三十三条 津波防護施設管理者以外の者は、第二十条第一項、第三十条第一項及び第三十一条の規定による場合のほか、あらかじめ、<u>政令</u>で定めるところにより津波防護施設管理者の承認を受けて、津波防護施設に関する工事又は津波防護施設の維持を行うことができる。ただし、<u>政令</u>で定める軽易なものについては、津波防護施設管理者の承認を受けることを要しない。 2 国又は地方公共団体が行う事業についての前項の規定の適用については、国又は地方公共団体と津波防護施設管理者との協議が成立することをもって、同項の規定による承認があったものとみなす。	（津波防護施設管理者以外の者の行う工事等の承認申請手続） 第十三条 法第三十三条第一項の承認を受けようとする者は、工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画を記載した承認申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならない。 （津波防護施設管理者以外の者の行う工事等で承認を要しないもの） 第十四条 法第三十三条第一項ただし書の政令で定める軽易なものは、ごみその他の廃物の除去、草刈りその他これらに類する小規模な維持とする。	
（津波防護施設区域に関する調査のための土地の立入り等） 第三十四条 津波防護施設管理者又はその命じた者若しくは委任した者は、津波防護施設区域に関する調査若しくは測量又は津波防護施設に関する工事のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。 2 第七条（第一項を除く。）の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第八項から第十項までの規定中「都道府県又は国」とあるのは、「津波防護施設管理者」と読み替えるものとする。		
（津波防護施設の新設又は改良に伴う損失補償） 第三十五条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合を除き、津波防護施設管理者が津波防護施設を新設し、又は改良したことにより、当該津波防護施設に面する土地について、通路、溝、垣、柵その他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、		

若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、津波防護施設管理者は、これらの工事をするを必要とする者（以下この条において「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、津波防護施設管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、津波防護施設管理者が当該工事を施行することを要求することができる。 2 前項の規定による損失の補償は、津波防護施設に関する工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。 3 第一項の規定による損失の補償については、津波防護施設管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。 4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、津波防護施設管理者又は損失を受けた者は、<u>政令</u>で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。	（収用委員会の裁決の申請手続） 第三条 （略）	
（津波防護施設台帳） 第三十六条 津波防護施設管理者は、津波防護施設台帳を調製し、これを保管しなければならない。 2 津波防護施設管理者は、津波防護施設台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。 3 津波防護施設台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、<u>国土交通省令</u>で定める。		（津波防護施設台帳） 第二十条 津波防護施設台帳は、帳簿及び図面をもって組成するものとする。 2 帳簿及び図面は、一の津波防護施設ごとに調製するものとする。 3 帳簿には、津波防護施設につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第八とする。 - 一 津波防護施設管理者の名称 - 二 津波防護施設の位置、種類、構造及び数量 - 三 津波防護施設区域が指定された年月日 - 四 津波防護施設区域 - 五 津波防護施設区域の面積 - 六 津波防護施設区域の概況 4 図面は、津波防護施設につき、平面図、横断図及び構造図とし、必要がある場合は縦断図を添付し、次の各号により調製するものとする。 - 一 尺度は、メートルを単位とすること。

		二 高さは、東京湾中等潮位を基準とし、小数点以下二位まで示すこと。 三 平面図については、 イ 縮尺は、原則として二千分の一とすること。 ロ 原則として二メートルごとに等高線を記入すること。 ハ 津波防護施設の位置及び種類を記号又は色別をもって表示すること。 ニ 津波防護施設区域は、黄色をもって表示すること。 ホ イからニまでのほか、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。 (イ) 津波防護施設区域の境界線 (ロ) 市町村名、大字名、字名及びその境界線 (ハ) 地形 (ニ) 法第二十三条第一項第一号に規定する他の施設等のうち主要なもの (ホ) 方位 (ヘ) 縮尺 (ト) 調製年月日 四 横断面については、 イ 津波防護施設、地形その他の状況に応じて調製すること。 この場合において、横断測量線を朱色破線をもって平面図に記入すること。 ロ 横縮尺は、原則として五百分の一とし、縦縮尺は、原則として百分の一とすること。 ハ イ及びロのほか、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。 (イ) 津波浸水想定に定める水深に係る水位 (ロ) 津波防護施設の高さ (ハ) 縮尺 (ニ) 調製年月日 五 構造図については、 イ 各部分の寸法を記入すること。 ロ 調製年月日を記載すること。 5 帳簿及び図面の記載事項に変更があったときは、津波防護施設管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。
(許可等の条件)		
第三十七条 津波防護施設管理者は、第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第三十三条第一項の承認には、津波防護施設の保全上必要な条件を付することができる。		
第二節 津波防護施設に関する費用		

(津波防護施設の管理に要する費用の負担原則) 第三十八条 津波防護施設管理者が津波防護施設を管理するために要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該津波防護施設管理者の属する地方公共団体の負担とする。		
(津波防護施設の新設又は改良に要する費用の補助) 第三十九条 国は、津波防護施設の新設又は改良に関する工事で<u>政令</u>で定めるものを行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、<u>政令</u>で定めるところにより、当該工事に要する費用の一部を補助することができる。	(国が費用を補助する工事の範囲及び補助率) 第十五条 法第三十九条の規定により国がその費用を補助することができる工事は、次に掲げる施設であつて津波防護施設であるものの新設又は改良に関する工事とし、その補助率は二分の一とする。 一 道路又は鉄道と相互に効用を兼ねる盛土構造物であつて、<u>国土交通省令</u>で定める規模以下のもの 二 前号に掲げる施設に設けられる護岸 三 胸壁又は開門であつて、盛土構造物と一体となって機能を発揮するもの (補助額) 第十六条 国が法第三十九条の規定により補助する金額は、前条各号に掲げる施設であつて津波防護施設であるものの新設又は改良に関する工事に要する費用の額（法第四十三条から第四十五条までの規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額）に前条に規定する国の補助率を乗じて得た額とする。	(令第十五条第一号の国土交通省令で定める規模) 第二十一条 令第十五条第一号の国土交通省令で定める規模は、おおむね五百メートルとする。
(境界に係る津波防護施設の管理に要する費用の特例) 第四十条 都府県の境界に係る津波防護施設について第二十条第一項の規定による協議に基づき関係都府県知事が別に管理の方法を定めた場合においては、当該津波防護施設の管理に要する費用については、関係都府県知事は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。		
(市町村の分担金) 第四十一条 前三条の規定により都道府県が負担する費用のうち、その工事又は維持が当該都道府県の区域内の市町村を利用するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。 2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。		
(兼用工作物の費用) 第四十二条 津波防護施設が他の施設等の効用を兼ねるときは、当		

該津波防護施設の管理に要する費用の負担については、津波防護施設管理者と当該他の施設等の管理者とが協議して定めるものとする。		
(原因者負担金) 第四十三条 津波防護施設管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた津波防護施設に関する工事又は津波防護施設の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。 2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事又は海岸保全施設に関する工事であるときは、当該津波防護施設に関する工事の費用については、河川法第六十八条、道路法第五十九条第一項及び第三項、地すべり等防止法第三十五条第一項及び第三項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二十二条第一項又は海岸法第三十二条第一項及び第三項の規定を適用する。		
(附帯工事に要する費用) 第四十四条 津波防護施設に関する工事により必要を生じた他の工事又は津波防護施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第二十二条第一項及び第二十三条第一項の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第二十五条の規定による協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該津波防護施設に関する工事について費用を負担する者がその全部又は一部を負担するものとする。 2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、砂防工事、地すべり防止工事又は海岸保全施設等に関する工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第六十七条、道路法第五十八条第一項、砂防法第十六条、地すべり等防止法第三十四条第一項又は海岸法第三十一条第一項の規定を適用する。 3 津波防護施設管理者は、第一項の津波防護施設に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となったものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。		
(受益者負担金) 第四十五条 津波防護施設管理者は、津波防護施設に関する工事によって著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。		

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統括する都道府県の条例で、市町村長が負担させるものにあつては当該市町村長が統括する市町村の条例で定める。		
（負担金の通知及び納入手続等） 第四十六条 第二十七条及び前三条の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、<u>政令</u>で定める。	（政令事項なし） ※当分の間、地方自治法に規定する手続の例による。	
（強制徴収） 第四十七条 第二十六条の規定に基づく占用料並びに第二十七条第九項、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第三項及び第四十五条第一項の規定に基づく負担金（以下この条及び次条においてこれらを「負担金等」と総称する。）を納付しない者があるときは、津波防護施設管理者は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。 2 前項の場合においては、津波防護施設管理者は、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。 3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、津波防護施設管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 4 延滞金は、負担金等に先立つものとする。 5 負担金等及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。		（延滞金） 第二十二條 法第四十七条第二項に規定する延滞金は、同条第一項に規定する負担金等の額につき年十・七五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額とする。
（収入の帰属） 第四十八条 負担金等及び前条第二項の延滞金は、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、市町村長が負担させるものにあつては当該市町村長が統括する市町村の収入とする。		
（義務履行のために要する費用） 第四十九条 前節の規定又は同節の規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、同節又はこの節に特別の規定がある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。		
第三節 指定津波防護施設		第三節 指定津波防護施設
（指定津波防護施設の指定等） 第五十条 都道府県知事は、浸水想定区域（推進計画区域内のもの		

に限る。以下この項において同じ。）内に存する第二条第十項の政令で定める施設（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設及び津波防護施設であるものを除く。）が、当該浸水想定区域における津波による人的災害を防止し、又は軽減するために有用であると認めるときは、当該施設を指定津波防護施設として指定することができる。 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする施設が存する市町村の長の意見を聴くとともに、当該施設の所有者の同意を得なければならない。 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、当該指定津波防護施設を公示するとともに、その旨を当該指定津波防護施設が存する市町村の長及び当該指定津波防護施設の所有者に通知しなければならない。 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。		（指定津波防護施設の指定の公示） 第二十三条 法第五十条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 一 指定津波防護施設の指定をする旨 二 当該指定津波防護施設の名称及び指定番号 三 当該指定津波防護施設の位置 四 当該指定津波防護施設の高さ 2 前項第三号の指定津波防護施設の位置は、第八条各号に掲げるところにより明示するものとする。
（標識の設置等） 第五十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定により指定津波防護施設を指定したときは、<u>国土交通省令</u>で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めるところにより、指定津波防護施設又はその敷地である土地の区域内に、それぞれ指定津波防護施設である旨又は指定津波防護施設が当該区域内に存する旨を表示した標識を設けなければならない。 2 指定津波防護施設又はその敷地である土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を都道府県知事の		（指定津波防護施設の標識の設置の基準） 第二十四条 法第五十一条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一 次に掲げる事項を明示したものであること。 イ 指定津波防護施設の名称及び指定番号 ロ 指定津波防護施設の高さ及び構造の概要 ハ 指定津波防護施設の管理者及びその連絡先 ニ 標識の設置者及びその連絡先 二 指定津波防護施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。 4 都道府県は、第一項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。 5 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。 6 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は損失を受けた者は、<u>政令</u>で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。	(収用委員会の裁決の申請手続) 第三条 (略)																										
(行為の届出等) 第五十二条 指定津波防護施設について、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他<u>国土交通省令</u>で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で<u>政令</u>で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 一 当該指定津波防護施設の敷地である土地の区域における土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 二 当該指定津波防護施設の改築又は除却	(通常管理行為、軽易な行為その他の行為) 第十七条 法第五十二条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一 法第五十二条第一項第一号に掲げる行為であつて、指定津波防護施設の維持管理のためにするもの 二 法第五十二条第一項第一号に掲げる行為であつて、仮設の建築物の建築その他これに類する土地の一時的な利用のためにするもの（当該利用に供された後に当該指定津波防護施設の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。）	(指定津波防護施設に関する行為の届出) 第二十五条 法第五十二条第一項の規定による届出は、別記様式第九の届出書を提出して行うものとする。 2 法第五十二条第一項各号に掲げる行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。 3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。 <table><tr><th>図面の種類</th><th>明示すべき事項</th><th>縮尺</th><th>備考</th></tr><tr><td>指定津波防護施設の位置図</td><td>指定津波防護施設の位置</td><td>二千五百分の一以上</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">指定津波防護施設の現況図</td><td>指定津波防護施設の形状</td><td>二千五百分の一以上</td><td>平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。</td></tr><tr><td>指定津波防護施設の構造の詳細</td><td>五百分の一以上</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">法第五十二条第一項各号に掲げる行為の計画図</td><td>当該行為を行う場所</td><td>二千五百分の一以上</td><td></td></tr><tr><td>当該行為を行った後の指定津波防護施設及びその敷地の形状</td><td>二千五百分の一以上</td><td>平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。</td></tr><tr><td>当該行為を行った後の指定津波防護施設の構造の詳細</td><td>五百分の一以上</td><td></td></tr></table> (指定津波防護施設に関する行為の届出書の記載事項) 第二十六条 法第五十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、同項各号に掲げる行為の完了予定日、当該行為の対象となる指定	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	指定津波防護施設の位置図	指定津波防護施設の位置	二千五百分の一以上		指定津波防護施設の現況図	指定津波防護施設の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。	指定津波防護施設の構造の詳細	五百分の一以上		法第五十二条第一項各号に掲げる行為の計画図	当該行為を行う場所	二千五百分の一以上		当該行為を行った後の指定津波防護施設及びその敷地の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。	当該行為を行った後の指定津波防護施設の構造の詳細	五百分の一以上	
図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考																								
指定津波防護施設の位置図	指定津波防護施設の位置	二千五百分の一以上																									
指定津波防護施設の現況図	指定津波防護施設の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。																								
	指定津波防護施設の構造の詳細	五百分の一以上																									
法第五十二条第一項各号に掲げる行為の計画図	当該行為を行う場所	二千五百分の一以上																									
	当該行為を行った後の指定津波防護施設及びその敷地の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。																								
	当該行為を行った後の指定津波防護施設の構造の詳細	五百分の一以上																									

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、当該届出の内容を、当該指定津波防護施設が存する市町村の長に通知しなければならない。 3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があった場合において、当該指定津波防護施設が有する津波による人的災害を防止し、又は軽減する機能の保全のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。		津波防護施設の名称及び指定番号とする。 （指定津波防護施設に関する行為の届出の内容の通知） 第二十七条 法第五十二条第二項の規定による通知は、第二十五条第一項の届出書の写しを添付してするものとする。
第八章 津波災害警戒区域		第四章 津波災害警戒区域
（津波災害警戒区域） 第五十三条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。 2 前項の規定による指定は、当該指定の区域及び基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であって、津波の発生時における避難並びに第七十三条第一項に規定する特定開発行為及び第八十二条に規定する特定建築行為の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。）を明らかにしてするものとする。 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。 4 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を公示しなければならない。		（津波災害警戒区域の指定の公示） 第二十八条 法第五十三条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による津波災害警戒区域の指定（同条第六項において準用する場合にあっては、指定の変更又は解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 一 津波災害警戒区域の指定をする旨 二 津波災害警戒区域 三 基準水位（法第五十三条第二項に規定する基準水位をいう。以下同じ。） 2 前項第二号の津波災害警戒区域は、次に掲げるところにより明

5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。 6 第二項から前項までの規定は、第一項の規定による指定の変更又は解除について準用する。		示するものとする。 一 市町村、大字、字、小字及び地番 二 平面図 （都道府県知事の行う津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書の送付） 第二十九条 法第五十三条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による送付は、津波災害警戒区域位置図及び津波災害警戒区域区域図により行わなければならない。 2 前項の津波災害警戒区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、津波災害警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。 3 第一項の津波災害警戒区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該津波災害警戒区域及び基準水位を表示したものでなければならない。
（市町村地域防災計画に定めるべき事項等） 第五十四条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う津波に係る避難訓練（第七十条において「津波避難訓練」という。）の実施に関する事項 四 警戒区域内に、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。第七十一条第一項第一号において同じ。）又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 五 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画にお		

いて同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、同号に規定する施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、同項第一号に掲げる事項のうち人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。		
（住民等に対する周知のための措置） 第五十五条 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。		（津波に関する情報の伝達方法等を住民に周知させるための必要な措置） 第三十条 法第五十五条（法第六十九条において準用する場合を含む。）の住民等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一 津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に法第五十五条に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。 二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。
（指定避難施設の指定） 第五十六条 市町村長は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であって次に掲げる基準に適合するものを指定避難施設として指定することができる。 一 当該施設が津波に対して安全な構造のものとして<u>国土交通省令</u>で定める技術的基準に適合するものであること。		（指定避難施設の技術的基準） 第三十一条 建築物その他の工作物である指定避難施設に関する法第五十六条第一項第一号の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。 一 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全なものとして<u>国土交通大臣が定める構造方法</u>を用いるものであること。 二 地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全上これらに準ずるものとして<u>国土交通大臣が定める基準</u>に適合するものであること。 津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件 第一 津波防災地域づくりに関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第三十一条第一号に規定する津波浸水想定（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第

八条第一項に規定する津波浸水想定をいう。以下同じ。)を設定する際に想定した津波(以下単に「津波」という。)の作用に対して安全な構造方法は、次の第一号及び第二号に該当するものとしなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき津波の作用に対して安全であることが確かめられた場合には、これによらないことができる。

一 次のイからニまでに定めるところにより建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の構造耐力上主要な部分(基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。))で、建築物等の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。以下同じ。)が津波の作用に対して安全であることが確かめられた構造方法

イ 津波の作用時に、建築物等の構造耐力上主要な部分に生ずる力を次の表に掲げる式によって計算し、当該構造耐力上主要な部分に生ずる力が、それぞれ建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三章第八節第四款の規定による材料強度によって計算した当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめること。ただし、これと同等以上に安全性を確かめることができるときは、この限りでない。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁(建築基準法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。)が指定する多雪区域における場合	備考
津波の作用時	G + P + T	G + P + 0.35 S + T G + P + T	建築物等の転倒、滑動等を検討する場合においては、津波による浮力の影響その他の事情を勘案することとする。

この表において、G、P、S及びTは、それぞれ次の力(軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。)を表すものとす

る。

G 建築基準法施行令第八十四条に規定する固定荷重によって生ずる力

P 建築基準法施行令第八十五条に規定する積載荷重によって生ずる力

S 建築基準法施行令第八十六条に規定する積雪荷重によって生ずる力

T ロに規定する津波による波圧によって生ずる力

ロ 津波による波圧は、津波浸水想定に定める水深に次の式に掲げる水深係数を乗じた高さ以下の部分に作用し、次の式により計算するものとしなければならない。

$$qz = \rho g (a h - z)$$

この式において、 qz 、 ρ 、 g 、 h 、 z 及び a は、それぞれ次の数値を表すものとする。

qz 津波による波圧（単位 一平方メートルにつきキロニュートン）

ρ 水の単位体積質量（単位 一立方メートルにつきトン）

g 重力加速度（単位 メートル毎秒毎秒）

h 津波浸水想定に定める水深（単位 メートル）

z 建築物等の各部分の高さ（単位 メートル）

a 水深係数（三とする。ただし、他の施設等により津波による波圧の軽減が見込まれる場合にあつては、海岸及び河川から五〇〇メートル以上離れているものについては一・五と、これ以外のものについては二とする。）

ハ ビロティその他の高い開放性を有する構造（津波が通り抜けることにより建築物等の部分に津波が作用しない構造のものに限る。）の部分（以下この号において「開放部分」という。）を有する建築物等については、当該開放部分に津波による波圧は作用しないものとしてすることができる。

ニ 開口部（常時開放されたもの又は津波による波圧により破壊され、当該破壊により建築物等の構造耐力上主要な部分に構造耐力上支障のある変形、破壊その他の損傷を生じないもの）に限り、開放部分を除く。以下この号において同じ。）を有する建築物等について、建築物等の各部分の高さにおける津波による波圧が作用する建築物等の部分の幅（以下この号において「津波作用幅」という。）にロの式により計算した津波による波圧を乗じた数値の総和（以下この号において「津波による波力」という。）を用いてイの表の津波による波

圧によって生ずる力を計算する場合における当該津波による波力を計算するに当たっては、次の(1)又は(2)に定めるところによることができる。この場合において、これらにより計算した当該津波による波力を用いてイの表の津波による波圧によって生ずる力を計算するに当たっては、建築物等の実況を考慮することとする。

(1) 津波作用幅から開口部の幅の総和を除いて計算すること。ただし、津波作用幅から開口部の幅の総和を除いて計算した津波による波力を、津波作用幅により計算した津波による波力で除して得た数値が〇・七を下回るときは、当該数値が〇・七となるように津波作用幅から除く開口部の幅の総和に当該数値に応じた割合を乗じて計算することとする。

(2) 津波による波圧が作用する建築物等の部分の面積（以下この号において「津波作用面積」という。）から開口部の面積の総和を除いた面積を津波作用面積で除して得た数値を乗じて計算すること。ただし、当該数値が〇・七を下回るときは、当該数値を〇・七として計算することとする。

二 次のイからハまでに該当する構造方法

イ 前号に定めるところによるほか、津波の作用時に、津波による浮力の影響その他の事情を勘案し、建築物等が転倒し、又は滑動しないことが確かめられた構造方法を用いるものとする。ただし、地盤の改良その他の安全上必要な措置を講じた場合において、建築物等が転倒し、又は滑動しないことが確かめられたときは、この限りでない。

ロ 津波により洗掘のおそれがある場合にあつては、基礎ぐいを使用するものとする。ただし、地盤の改良その他の安全上必要な措置を講じた場合において、建築物等が転倒し、滑動し、又は著しく沈下しないことが確かめられたときは、この限りでない。

ハ 漂流物の衝突により想定される衝撃が作用した場合においても建築物等が容易に倒壊、崩壊等するおそれのないことが確かめられた構造方法を用いるものとする。

第二 施行規則第三十一条第二号に規定する地震に対する安全上地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に準ずる基準は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第四条第二項第三号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対

二 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。 三 津波の発生時において当該施設が住民等に開放されることその他当該施設の管理方法が<u>内閣府令・国土交通省令</u>で定める基準に適合するものであること。 2 市町村長は、前項の規定により指定避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。 3 建築主事を置かない市町村の市町村長は、建築物又は建築基準法第八十八条第一項の政令で指定する工作物について第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。 4 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。		して安全な構造であることが確かめられることとする。 第三・第四 （略） （指定避難施設の管理方法に関する基準） 避難第一条 津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）第五十六条第一項第三号の内閣府令・国土交通省令で定める基準は、避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動（第三条第一号において「物品の設置等」という。）により避難上の支障を生じさせないこととする。
（市町村地域防災計画における指定避難施設に関する事項の記載等） 第五十七条 市町村防災会議は、前条第一項の規定により指定避難施設が指定されたときは、当該指定避難施設に関する事項を、第五十四条第一項第二号の避難施設に関する事項として、同項の規定により市町村地域防災計画において定めるものとする。この場合においては、当該市町村地域防災計画において、併せて当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を、同項第一号に掲げる事項として定めるものとする。		
（指定避難施設に関する届出） 第五十八条 指定避難施設の管理者は、当該指定避難施設を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定避難施設の現状に<u>政令</u>で定める重要な変更を加えようとするときは、<u>内閣府令・国土交通省令</u>で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。	（指定避難施設の重要な変更） 第十八条 法第五十八条の政令で定める重要な変更は、次に掲げるものとする。 一 改築又は増築による指定避難施設の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の変更 二 指定避難施設の避難上有効な屋上その他の場所として市町村長が指定するものの総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更 三 前号に規定する場所までの避難上有効な階段その他の経路と	（指定避難施設に関する行為の届出） 避難第二条 法第五十八条の規定による届出は、別記様式の届出書を提出して行うものとする。

	して市町村長が指定するものの廃止	
（指定の取消し） 第五十九条 市町村長は、当該指定避難施設が廃止され、又は第五十六条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。 2 市町村は、前項の規定により第五十六条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。		
（管理協定の締結等） 第六十条 市町村は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であつて第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものについて、その避難用部分（津波の発生時における避難の用に供する部分をいう。以下同じ。）を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等（当該施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次条第一項において同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）との間において、管理協定を締結して当該施設の避難用部分の管理を行うことができる。 2 前項の規定による管理協定については、施設所有者等の全員の合意がなければならない。		
第六十一条 市町村は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内において建設が予定されている施設又は建設中の施設であつて、第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合する見込みのもの（当該市町村が管理することとなる施設を除く。）について、その避難用部分を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等となろうとする者（当該施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。次項及び第六十八条において「予定施設所有者等」という。）との間において、管理協定を締結して建設後の当該施設の避難用部分の管理を行うことができる。 2 前項の規定による管理協定については、予定施設所有者等の全員の合意がなければならない。		
（管理協定の内容） 第六十二条 第六十条第一項又は前条第一項の規定による管理協定（以下「管理協定」という。）には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 管理協定の目的となる避難用部分（以下この条及び第六十五		

条において「協定避難用部分」という。) 二 協定避難用部分の管理の方法に関する事項 三 管理協定の有効期間 四 管理協定に違反した場合の措置 2 管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。 一 協定避難施設（協定避難用部分の属する施設をいう。以下同じ。）の利用を不当に制限するものでないこと。 二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について<u>内閣府令・国土交通省令</u>で定める基準に適合するものであること。		（管理協定の基準） 避第三条 法第六十二条第二項第二号の内閣府令・国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一 協定避難用部分の管理の方法に関する事項は、津波の発生時において協定避難用部分が住民等に開放されること、協定避難用部分について物品の設置等により避難上の支障を生じさせないことその他津波の発生時において円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項及び協定避難用部分の維持修繕その他協定避難用部分の適切な管理に必要な事項について定めること。 二 管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下とすること。 三 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。
（管理協定の縦覧等） 第六十三条 市町村は、管理協定を締結しようとするときは、<u>内閣府令・国土交通省令</u>で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。 2 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、市町村に意見書を提出することができる。		（管理協定の縦覧に係る公告） 避第四条 法第六十三条第一項（法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 一 管理協定の名称 二 協定避難施設の名称及び協定避難用部分 三 管理協定の有効期間 四 管理協定の縦覧場所
第六十四条 建築主事を置かない市町村は、建築物又は建築基準法第八十八条第一項の政令で指定する工作物について管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。		
（管理協定の公告等） 第六十五条 市町村は、管理協定を締結したときは、<u>内閣府令・国土交通省令</u>で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供す		（管理協定の締結等の公告） 避第五条 前条の規定は、法第六十五条（法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

るとともに、協定避難施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定避難施設である旨又は協定避難施設が当該区域内に存する旨を明示し、かつ、協定避難用部分の位置を明示しなければならない。		
（市町村地域防災計画における協定避難施設に関する事項の記載） 第六十六条 市町村防災会議は、当該市町村が管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を、第五十四条第一項第二号の避難施設に関する事項として、同項の規定により市町村地域防災計画において定めるものとする。		
（管理協定の変更） 第六十七条 第六十条第二項、第六十一条第二項、第六十二条第二項、第六十三条及び第六十五条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、第六十一条第二項中「予定施設所有者等」とあるのは、「予定施設所有者等（施設の建設後にあっては、施設所有者等）」と読み替えるものとする。		
（管理協定の効力） 第六十八条 第六十五条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあった管理協定は、その公告のあった後において当該管理協定に係る協定避難施設の施設所有者等又は予定施設所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。		
（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用） 第六十九条 第五十四条、第五十五条、第五十七条及び第六十六条の規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により津波による人的災害の防止又は軽減を図るため同項の市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画をいう。」と、同条第二項、第五十七条及び第六十六条中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、第五十五条、第五十七条及び第六十六条中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。		

(津波避難訓練への協力) 第七十条 指定避難施設の管理者は、津波避難訓練が行われるときは、これに協力しなければならない。		
(避難確保計画の作成等) 第七十一条 次に掲げる施設であつて、第五十四条第一項（第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により市町村地域防災計画又は災害対策基本法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの（以下この条において「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下この条において「避難確保計画」という。）を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。 一 地下街等 二 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして<u>政令</u>で定めるもの 2 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。 3 市町村長は、前二項の規定により報告を受けたときは、避難促	(避難促進施設) 第十九条 法第七十一条第一項第二号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センターその他これらに類する施設 二 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。） 三 病院、診療所及び助産所	(避難確保計画に定めるべき事項) 第三十二条 法第七十一条第一項の避難確保計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項 二 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項 三 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項 四 第一号から第三号までに掲げるもののほか、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

進施設の所有者又は管理者に対し、当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。 4 避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、第二項の避難訓練に参加しなければならない。 5 避難促進施設の所有者又は管理者は、第二項の避難訓練を行おうとするときは、避難促進施設を利用する者に協力を求めることができる。		
第九章 津波災害特別警戒区域 （津波災害特別警戒区域） 第七十二条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為（都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。次条第一項及び第八十条において同じ。）及び一定の建築物（居室（建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有するものに限る。以下同じ。）の建築（同条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ。）又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。 2 前項の規定による指定は、当該指定の区域を明らかにしてするものとする。 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。 4 前項の規定による公告があったときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案につ		第五章 津波災害特別警戒区域 （津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨の公告） 第三十三条 法第七十二条第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による津波災害特別警戒区域の指定（同条第十一項において準用する場合にあつては、指定の変更又は解除。以下この項及び次条第一項において同じ。）をしようとする旨の公告は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 一 津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨 二 津波災害特別警戒区域の指定をしようとする土地の区域 2 前項第二号の土地の区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。 一 市町村、大字、字、小字及び地番 二 平面図

いて、都道府県知事に意見書を提出することができる。 5 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町村長の意見を聴かなければならない。 6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、その旨及び当該指定の区域を公示しなければならない。 7 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。 8 第一項の規定による指定は、第六項の規定による公示によってその効力を生ずる。 9 関係市町村長は、第七項の図書を当該市町村の事務所において、公衆の縦覧に供しなければならない。 10 都道府県知事は、海岸保全施設又は津波防護施設の整備の実施その他の事由により、特別警戒区域の全部又は一部について第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について当該指定を解除するものとする。 11 第二項から第九項までの規定は、第一項の規定による指定の変更又は前項の規定による当該指定の解除について準用する。		(津波災害特別警戒区域の指定の公示) 第三十四条 法第七十二条第六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による津波災害特別警戒区域の指定の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 一 津波災害特別警戒区域の指定をする旨 二 津波災害特別警戒区域 2 前項第二号の津波災害特別警戒区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。 一 市町村、大字、字、小字及び地番 二 平面図 (都道府県知事の行う津波災害特別警戒区域の指定の公示に係る図書の送付) 第三十五条 法第七十二条第七項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による送付は、津波災害特別警戒区域位置図及び津波災害特別警戒区域区域図により行わなければならない。 。 2 前項の津波災害特別警戒区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、津波災害特別警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。 3 第一項の津波災害特別警戒区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該津波災害特別警戒区域を表示したものでなければならない。
(特定開発行為の制限) 第七十三条 特別警戒区域内において、<u>政令</u>で定める土地の形質の	(特定開発行為に係る土地の形質の変更) 第二十条 法第七十三条第一項の政令で定める土地の形質の変更は	

変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（第三項及び第九十四条において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（第三項において「中核市」という。）又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市（第三項において「特例市」という。）の区域内にあっては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。	、次に掲げるものとする。 一 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖（地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下この条において同じ。）を生ずることとなるもの 二 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの 三 切土及び盛土を同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの 2 前項の規定の適用については、小段その他のものによって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面（崖の地表面をいう。以下この項において同じ。）の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。
2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、次に掲げる用途以外の用途でないものをいう。 一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（<u>政令</u>で定めるものに限る。） 二 前号に掲げるもののほか、津波の発生時における利用者の円滑	（制限用途） 第二十一条 法第七十三条第二項第一号の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。 一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、母子健康センター（妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。）その他これらに類する施設 二 幼稚園及び特別支援学校 三 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）及び助産所（妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。）

かつ迅速な避難を確保することができないおそれが大きいものとして特別警戒区域内の区域であって市町村の条例で定めるものとに市町村の条例で定める用途 3 市町村（指定都市、中核市及び特例市を除く。）は、前項第二号の条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。 4 第一項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。 一 特定開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）が特別警戒区域の内外にわたる場合における、特別警戒区域外においてのみ第一項の制限用途の建築物の建築がされる予定の特定開発行為 二 開発区域が第二項第二号の条例で定める区域の内外にわたる場合における、当該区域外においてのみ第一項の制限用途（同号の条例で定める用途に限る。）の建築物の建築がされる予定の特定開発行為 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の<u>政令</u>で定める行為	（特定開発行為の制限の適用除外） 第二十二条 法第七十三条第四項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為（法第七十二条第一項に規定する開発行為をいう。次号において同じ。） 二 仮設の建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為								
（申請の手続） 第七十四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一 開発区域の位置、区域及び規模 二 予定建築物（前条第一項の制限用途のものに限る。）の用途及びその敷地の位置 三 特定開発行為に関する工事の計画	（特定開発行為の許可の申請） 第三十六条 法第七十三条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第十の特定開発行為許可申請書を都道府県知事等（同項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 2 法第七十四条第一項第三号の特定開発行為に関する工事の計画は、計画説明書及び計画図により定めなければならない。 3 前項の計画説明書は、特定開発行為に関する工事の計画の方針、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区。次項及び第三十八条第二項から第四項までにおいて同じ。）内の土地の現況及び土地利用計画を記載したものでなければならない。 4 第二項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。 <table><tr><td>図面の種類</td><td>明示すべき事項</td><td>縮尺</td><td>備考</td></tr><tr><td>現況地形図</td><td>地形並びに津波災害特別警戒区域、法第七十三条第二項第二号の条</td><td>二千五百分の一以上</td><td>等高線は、二メートルの標高差を示すものであること</td></tr></table>	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	現況地形図	地形並びに津波災害特別警戒区域、法第七十三条第二項第二号の条	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものであること
図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考						
現況地形図	地形並びに津波災害特別警戒区域、法第七十三条第二項第二号の条	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものであること						

		例で定める区域及び開発区域の境界		。
土地利用計画図	開発区域の境界並びに予定建築物（法第七十三条第一項の制限用途のものに限る。第四十三条第二項第二号において同じ。）の用途及び敷地の形状	千分の一以上		
造成計画平面図	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び崖（令第二十条第一項第一号に規定する崖をいう。以下同じ。）又は擁壁の位置	千分の一以上		
造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	千分の一以上		
排水施設計画平面図	排水施設の位置、種類の ^{のり} 材料、形状、内法寸法、勾配、水の流 ^{のり} れ ^{のり} の方向、吐口の位置及び放流先の名称	五百分の一以上		
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面、崖面の保護の方法、崖の上端の周辺の地盤の保護の方法（当該崖の上端が基準水位より高い場合を除く。）並びに崖の崖面の下端の周辺の地盤の保護の方法（第四十三条第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。）	五十分の一以上	一	切土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超える崖、盛土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルを超える崖又は切土及び盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超える崖について作成すること。 二 擁壁で覆われる崖面については、土質に關す

四	その他 <u>国土交通省令</u> で定める事項
2	前項の申請書には、 <u>国土交通省令</u> で定める図書を添付しなければならない。

			る事項は、示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	五十分の一以上	
(特定開発行為の許可の申請書の記載事項) 第三十七条 法第七十四条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、特定開発行為に関する工事の着手予定年月日及び完了予定年月日とする。 (特定開発行為の許可の申請書の添付図書) 第三十八条 法第七十四条第二項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。 一 開発区域位置図 二 開発区域区域図 三 特定開発行為に関する工事の完了後において当該工事に係る開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）に地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域があるときは、その区域の位置を表示した地形図 四 第四十条第三項に該当する場合にあっては、土質試験その他の調査又は試験（以下「土質試験等」という。）に基づく安定計算を記載した安定計算書その他の同項に該当することを証する書類 五 第四十三条第二項各号のいずれかに該当する場合にあっては、土質試験等に基づく安定計算を記載した安定計算書その他の同項各号のいずれかに該当することを証する書類 2 前項第一号の開発区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、開発区域の位置を表示した地形図でなければならない。 3 第一項第二号の開発区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、法第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。			

		4 第一項第三号の地形図は、縮尺千分の一以上とし、開発区域の区域及び当該区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）のうち地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域並びにこれらの区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、法第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。
（許可の基準） 第七十五条 都道府県知事等は、第七十三条第一項の許可の申請があったときは、特定開発行為に関する工事の計画が、擁壁の設置その他の津波が発生した場合における開発区域内の土地の安全上必要な措置を<u>国土交通省令</u>で定める技術的基準に従い講じるものであり、かつ、その申請の手続がこの法律及びこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。		（地盤について講ずる措置に関する技術的基準） 第三十九条 法第七十五条（法第七十八条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。 一 地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置を講ずること。 二 特定開発行為によって生ずる崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配を付すること。 三 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（次号において「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。 四 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水（第四十四条において「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講ずること。 五 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置を講ずること。 （擁壁の設置に関する技術的基準） 第四十条 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、特定開発行為によって生ずる崖（切土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超えるもの、盛土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルを超えるもの又は切土及び盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超えるものに限る。第四十三条において同じ。）の崖面を擁壁

で覆うこととする。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖又は崖の部分で、次の各号のいずれかに該当するものの崖面については、この限りでない。

一 土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	六十度	八十度
風化の著しい岩	四十度	五十度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	三十五度	四十五度

二 土質が前号の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分。この場合において、前号に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、同号に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

2 前項の規定の適用については、小段その他のものによって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

3 第一項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置を講ずる場合には、適用しない。

（擁壁の構造等）

第四十一条 前条第一項の規定により設置される擁壁については、次に定めるところによらなければならない。

一 擁壁の構造は、構造計算、実験その他の方法によって次のイからニまでに該当することが確かめられたものであること。

イ 土圧、水圧及び自重（以下この号において「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

ロ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

ハ 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

ニ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

二 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあつては、この

限りでない。

- 2 特定開発行為によって生ずる崖の崖面を覆う擁壁で高さが二メートルを超えるものについては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百十二条（同令第七章の八の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。

（崖面について講ずる措置に関する技術的基準）

第四十二条 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によって生ずる崖の崖面について講ずる措置に関するものは、当該崖の崖面（擁壁で覆われたものを除く。）が風化、津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘その他の侵食に対して保護されるように、芝張りその他の措置を講ずることとする。

（崖の上端の周辺の地盤等について講ずる措置に関する技術的基準）

第四十三条 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によって生ずる崖の上端の周辺の地盤について講ずる措置に関するものは、当該崖の上端が基準水位より高い場合を除き、当該崖の上端の周辺の地盤が津波浸水想定を設定する際に想定した津波による侵食に対して保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

- 2 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によって生ずる崖の崖面の下端の周辺の地盤について講ずる措置に関するものは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該崖面の下端の周辺の地盤が津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘に対して保護されるように、根固め、根入れその他の措置を講ずることとする。

一 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために根固め、根入れその他の措置が必要でないことが確かめられた場合

二 津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘に起因する地滑りの滑り面の位置に対し、予定建築物の位置が安全であることが確かめられた場合

（排水施設の設置に関する技術的基準）

第四十四条 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排出することができるように、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。

二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ

		、かつ、漏水を最少限度のものとする措置を講ずるものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。 三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールを設けるものであること。 イ 管渠の始まる箇所 ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。） ハ 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所 五 ます又はマンホールに、蓋を設けるものであること。 六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜めを設けるものであること。
（許可の特例） 第七十六条 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもって第七十三条第一項の許可を受けたものとみなす。 2 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けた特定開発行為は、第七十三条第一項の許可を受けたものとみなす。		
（許可又は不許可の通知） 第七十七条 都道府県知事等は、第七十三条第一項の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。 2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請をした者に通知しなければならない。		
（変更の許可等） 第七十八条 第七十三条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者は、第七十四条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第七十三条第一項の制限用途以外のものであるとき、又は<u>国土交通省令</u>で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 2 前項の許可を受けようとする者は、<u>国土交通省令</u>で定める事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。		（軽微な変更） 第四十五条 法第七十八条第一項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める軽微な変更は、特定開発行為に関する工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更とする。 （変更の許可の申請書の記載事項） 第四十六条 法第七十八条第二項の<u>国土交通省令</u>で定める事項は、次に掲げるものとする。

3 第七十三条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。 4 前三条の規定は、第一項の許可について準用する。 5 第一項の許可又は第三項の規定による届出の場合における次条から第八十一条までの規定の適用については、第一項の許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を第七十三条第一項の許可の内容とみなす。 6 第七十六条第二項の規定により第七十三条第一項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該特定開発行為に係る第一項の許可又は第三項の規定による届出とみなす。		一 変更に係る事項 二 変更の理由 三 法第七十三条第一項の許可の許可番号 （変更の許可の申請書の添付図書） 第四十七条 法第七十八条第二項の申請書には、法第七十四条第二項に規定する図書のうち特定開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。この場合においては、第三十八条第二項から第四項までの規定を準用する。
（工事完了の検査等） 第七十九条 第七十三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為（第七十六条第二項の規定により第七十三条第一項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為を除く。）に関する工事の全てを完了したときは、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。 2 都道府県知事等は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該工事が第七十五条の<u>国土交通省令</u>で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該技術的基準に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。 3 都道府県知事等は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、当該工事が完了した旨及び当該工事の完了後において当該工事に係る開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）に地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときはその区域を公告しなければな		（特定開発行為に関する工事の完了の届出） 第四十八条 法第七十九条第一項の規定による届出は、別記様式第十一の工事完了届出書を提出して行うものとする。 （検査済証の様式） 第四十九条 法第七十九条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十二とする。 （特定開発行為に関する工事の完了等の公告） 第五十条 法第七十九条第三項の規定による公告は、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区。以下この条及び第五十四条第一項において同じ。）に含まれる地域の名称、法第七十三条第一項の許可を受けた者の住所及び氏名並びに開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）のうち地盤面の高さが基準水位

らない。		以上である土地の区域があるときはその区域を明示して、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市（第五十四条第三項及び第六十一条において「都道府県等」という。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
（開発区域の建築制限） 第八十条 第七十三条第一項の許可を受けた開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）内の土地においては、前条第三項の規定による公告又は第七十六条第二項の規定により第七十三条第一項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為に係る都市計画法第三十六条第三項の規定による公告があるまでの間は、第七十三条第一項の制限用途の建築物の建築をしてはならない。ただし、開発行為に関する工事用の仮設建築物の建築をするときその他都道府県知事等が支障がないと認めたときは、この限りでない。		
（特定開発行為の廃止） 第八十一条 第七十三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。 2 第七十六条第二項の規定により第七十三条第一項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為に係る都市計画法第三十八条の規定による届出は、当該特定開発行為に係る前項の規定による届出とみなす。		（特定開発行為に関する工事の廃止の届出） 第五十一条 法第八十一条第一項に規定する特定開発行為に関する工事の廃止の届出は、別記様式第十三の特定開発行為に関する工事の廃止の届出書を提出して行うものとする。
（特定建築行為の制限） 第八十二条 特別警戒区域内において、第七十三条第二項各号に掲げる用途の建築物の建築（既存の建築物の用途を変更して同項各号に掲げる用途の建築物とすることを含む。以下「特定建築行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 一 第七十九条第三項又は都市計画法第三十六条第三項後段の規定により公告されたその地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域において行う特定建築行為 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の<u>政令</u>で定める行為	（特定建築行為の制限の適用除外） 第二十三条 法第八十二条第二号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一 非常災害のために必要な応急措置として行う建築 二 仮設の建築物の建築	

	三 特定用途（第二十一条各号に掲げる用途をいう。以下この号において同じ。）の既存の建築物（法第七十二条第一項の規定による津波災害特別警戒区域の指定の日以後に建築に着手されたものを除く。）の用途を変更して他の特定用途の建築物とする行為										
（申請の手続） 第八十三条 第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について前条の許可を受けようとする者は、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一 特定建築行為に係る建築物の敷地の位置及び区域 二 特定建築行為に係る建築物の構造方法 三 次条第一項第二号の政令で定める居室の床面の高さ 四 その他<u>国土交通省令</u>で定める事項 2 前項の申請書には、<u>国土交通省令</u>で定める図書を添付しなければならない。 3 第七十三条第二項第二号の条例で定める用途の建築物について前条の許可を受けようとする者は、市町村の条例で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一 特定建築行為に係る建築物の敷地の位置及び区域 二 特定建築行為に係る建築物の構造方法 三 その他市町村の条例で定める事項 4 前項の申請書には、<u>国土交通省令</u>で定める図書及び市町村の条例で定める図書を添付しなければならない。		（特定建築行為の許可の申請） 第五十二条 法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について法第八十二条の許可を受けようとする者は、別記様式第十四の特定建築行為許可申請書（第五十五条第二号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第八十二条の許可を受けようとする場合にあっては、別記様式第十四の特定建築行為許可申請書及び別記様式第十五の建築物状況調書。第五十六条第二項及び第三項において同じ。）の正本及び副本に、それぞれ法第八十三条第二項に規定する図書を添えて、都道府県知事等に提出しなければならない。 （特定建築行為の許可の申請書の記載事項） 第五十三条 法第八十三条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、特定建築行為に係る建築物の敷地における基準水位、特定建築行為に係る建築物の階数、延べ面積、建築面積、用途及び居室の種類並びに特定建築行為に関する工事の内容、着手予定年月日及び完了予定年月日とする。 （特定建築行為の許可の申請書の添付図書） 第五十四条 法第八十三条第二項及び第四項の国土交通省令で定める図書は、特定建築物位置図、法第七十九条第二項に規定する検査済証の写し又は都市計画法第三十六条第二項に規定する検査済証の写し（これらに準ずる書面を含み、法第七十三条第一項の許可を受けた開発区域内の土地において特定建築行為を行う場合に限る。）及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定めるものとする。 一 次条第二号の地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものとして法第八十二条の許可を受けようとする場合 次の表の(イ)項、(ロ)項、(ハ)項及び(ニ)項に掲げる図書（エレベーターを設ける建築物にあっては、これらの図書のほか、同表の(ヘ)項に掲げる図書） <table border="1"> <tr> <th colspan="2">図書の種類</th><th>明示すべき事項</th></tr> <tr> <td rowspan="3">(イ)</td><td>付近見取図</td><td>方位、道路及び目標となる地物</td></tr> <tr> <td rowspan="2">配置図</td><td>縮尺及び方位</td></tr> <tr> <td>敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別</td></tr> </table>	図書の種類		明示すべき事項	(イ)	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	配置図	縮尺及び方位	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
図書の種類		明示すべき事項									
(イ)	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物									
	配置図	縮尺及び方位									
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別									

				擁壁の位置その他安全上適当な措置	
				土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ	
				敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	
				下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路	
			各階平面図	縮尺及び方位	
				間取、各室の用途及び床面積	
				壁及び筋かいの位置及び種類	
				通し柱及び開口部の位置	
				延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造	
				申請に係る建築物が建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十八条の二（建築基準法施行令第百三十七条の四の二に規定する基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であって、当該建築物について、増築又は改築をしようとするときにあつては、当該増築又は改築に係る部分以外の部分について行う同令第百三十七条の四の三第三号に規定する措置	
			(ろ)	基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準
				各階床伏図	法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上
				小屋伏図	主要な部分をいう。以下同じ。）の材料の種
				構造詳細図	別及び寸法
			(は)	構造計算書	次条第一号の国土交通大臣が定める構造方法に係る構造計算
			(に)	構造計算書	一　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表三の（一）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項
					二　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（二）項に掲げる構造計算書に明示す

			べき事項 三 建築基準法施行令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の(三)項に掲げる構造計算書に明示すべき事項 四 建築基準法施行令第八十一条第三項に規定する同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の(四)項に掲げる構造計算書に明示すべき事項
	(ほ)	構造計算書	各階の保有水平耐力及び各階の^{じん}靱性、各階の形状特性、地震の地域における特性並びに建築物の振動特性を考慮して行った各階の耐震性能の水準に係る構造計算並びに各階の保有水平耐力、各階の形状特性、当該階が支える固定荷重と積載荷重との和（建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたもの）、地震の地域における特性、建築物の振動特性、地震層せん断力係数の建築物の高さ方向の分布及び建築物の構造方法を考慮して行った各階の保有水平耐力の水準に係る構造計算
	(へ)	各階平面図	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置 エレベーターの機械室の出入口の構造 エレベーターの機械室に通ずる階段の構造 エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造
		構造詳細図	エレベーターのかごの構造 エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造 非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造 エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法

5 第七十三条第三項の規定は、前二項の条例を定める場合について準用する。		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1451 103 1525 311"></td><td data-bbox="1525 103 1653 311"></td><td data-bbox="1653 103 2116 311"> エレベーターの制御器の構造 エレベーターの安全装置の位置及び構造 乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置 </td></tr> </table> 二 次条第二号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第八十二条の許可を受けようとする場合 次のイからホまでに掲げる場合に应じそれぞれイからホまでに定める図書（エレベーターを設ける建築物にあっては、これらの図書のほか、前号の表の（へ）項に掲げる図書） イ 木造の建築物（ロに規定する建築物を除く。）である場合 前号の表の（い）項、（ろ）項及び（は）項に掲げる図書（同表の（ろ）項に掲げる図書にあっては、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図を除く。以下この号において同じ。） ロ 建築基準法第六条第一項第二号に掲げる建築物である場合 前号の表の（い）項、（ろ）項、（は）項及び（に）項に掲げる図書 ハ 木造と木造以外の構造とを併用する建築物（二に規定する建築物を除く。）である場合 前号の表の（い）項、（ろ）項、（は）項及び（ほ）項に掲げる図書 ニ 木造と木造以外の構造とを併用する建築物であつて木造の構造部分が建築基準法第六条第一項第二号に掲げる建築物に該当するものである場合 前号の表の（い）項、（ろ）項、（は）項、（に）項及び（ほ）項に掲げる図書 ホ 木造の構造部分を有しない建築物である場合 前号の表の（い）項、（ろ）項、（は）項及び（ほ）項に掲げる図書（同表の（い）項に掲げる図書にあっては、各階平面図を除く。） 2 前項の特定建築物位置図は、縮尺二千五百分の一以上とし、特定建築行為に係る建築物の敷地の位置及び区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、法第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。 3 都道府県知事等は、都道府県等の規則で、第一項第一号の表に掲げる図書の一部の添付を要しないこととすることができる。			エレベーターの制御器の構造 エレベーターの安全装置の位置及び構造 乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
		エレベーターの制御器の構造 エレベーターの安全装置の位置及び構造 乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置			
（許可の基準） 第八十四条 都道府県知事等は、第七十三条第二項第一号に掲げる					

用途の建築物について第八十二条の許可の申請があったときは、当該建築物が次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

一 津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。

二 第七十三条第二項第一号の政令で定める用途ごとに政令で定める居室の床面の高さ（当該居室の構造その他の事由を勘案して都道府県知事等が津波に対して安全であると認める場合にあっては、当該居室の床面の高さに都道府県知事等が当該居室について指定する高さを加えた高さ）が基準水位以上であること。

（居室の床面の高さを基準水位以上の高さにすべき居室）

第二十四条 法第八十四条第一項第二号（法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める居室は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める居室（当該用途の建築物に当該居室の利用者の避難上有効なものとして法第七十三条第一項に規定する都道府県知事等が認める他の居室がある場合にあっては、当該他の居室）とする。

- 一 第二十一条第一号に掲げる用途（次号に掲げるものを除く。）
 - ） 寝室（入所する者の使用するものに限る。）
- 二 第二十一条第一号に掲げる用途（通所のみにより利用される

（特定建築行為に係る建築物の技術的基準）

第五十五条 法第八十四条第一項第一号（法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものであること。
- 二 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全上これらに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件

第一・第二 （略）

第三 施行規則第五十五条第一号に規定する津波の作用に対して安全な構造方法は、第一第一号及び第二号（この場合において、第一第一号中「建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）」とあるのは「特定建築行為に係る建築物」と、第一第一号及び第二号中「建築物等」とあるのは「特定建築行為に係る建築物」と読み替えるものとする。）に該当するものとしなければならない。ただし、特別な調査又は研究の成果に基づき津波の作用に対して安全であることが確かめられた場合にあっては、これによらないことができる。

第四 施行規則第五十五条第二号に規定する地震に対する安全上地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に準ずる基準は、第二に定めるところによる。

2 都道府県知事等は、第七十三条第二項第二号の条例で定める用途の建築物について第八十二条の許可の申請があったときは、当該建築物が次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、その申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は前条第三項若しくは第四項の条例の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。 一 前項第一号の国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。 二 次のいずれかに該当するものであることとする基準を参酌して市町村の条例で定める基準に適合するものであること。 イ 居室（共同住宅その他の各戸ごとに利用される建築物にあっては、各戸ごとの居室）の床面の全部又は一部の高さが基準水位以上であること。 ロ 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。 3 第七十三条第三項の規定は、前項第二号の条例を定める場合について準用する。 4 建築主事を置かない市の市長は、第八十二条の許可をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。	ものに限る。) 当該用途の建築物の居室のうちこれらに通う者に対する日常生活に必要な便宜の供与、訓練、保育その他これらに類する目的のために使用されるもの 三 第二十一条第二号に掲げる用途 教室 四 第二十一条第三号に掲げる用途 病室その他これに類する居室	
(許可の特例) 第八十五条 国又は地方公共団体が行う特定建築行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもって第八十二条の許可を受けたものとみなす。		
(許可証の交付又は不許可の通知) 第八十六条 都道府県知事等は、第八十二条の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。 2 都道府県知事等は、当該申請をした者に、前項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもって通知しなければならない。 3 前項の許可証の交付を受けた後でなければ、特定建築行為に関する工事（根切り工事その他の<u>政令</u>で定める工事を除く。）は、	(行為着手の制限の例外となる工事) 第二十五条 法第八十六条第三項（法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める工事は、根切り工事、山留	

することができない。 4 第二項の許可証の様式は、<u>国土交通省令</u>で定める。	め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。	(許可証の様式) 第五十六条 法第八十六条第四項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十六とする。 2 都道府県知事等は、法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について法第八十六条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第五十二条の特定建築行為許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。 3 都道府県知事等は、法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について法第八十六条第一項の不許可の処分をしたときは、同条第二項の文書に、第五十二条の特定建築行為許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。
(変更の許可等) 第八十七条 第八十二条の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者は、次に掲げる場合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、変更後の建築物が第七十三条第二項各号に掲げる用途の建築物以外のものとなるとき、又は<u>国土交通省令</u>で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 一 第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について第八十三条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合 二 第七十三条第二項第二号の条例で定める用途の建築物について第八十三条第三項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合 2 前項の許可を受けようとする者は、<u>国土交通省令</u>で定める事項（同項第二号に掲げる場合にあっては、市町村の条例で定める事項）を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。 3 第七十三条第三項の規定は、前項の条例を定める場合について準用する。 4 第八十二条の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。		(変更の許可の申請) 第五十七条 法第八十七条第一項第一号に掲げる場合において同項の許可を受けようとする者は、同条第二項の申請書の正本及び副本に、それぞれ法第八十三条第二項に規定する図書のうち特定建築行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、都道府県知事等に提出しなければならない。この場合においては、第五十四条第二項の規定を準用する。 (軽微な変更) 第五十八条 法第八十七条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定建築行為に関する工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更とする。 (変更の許可の申請書の記載事項) 第五十九条 法第八十七条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 変更に係る事項 二 変更の理由 三 法第八十二条の許可の許可番号 (変更の許可証の様式等)

5 前三条の規定は、第一項の許可について準用する。		第六十条 法第八十七条第五項において準用する法第八十六条第四項の国土交通省令で定める様式は、別記様式十七とする。 2 第五十六条第二項又は第三項の規定は、法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物に係る法第八十七条第五項において準用する法第八十六条第一項の許可の処分又は不許可の処分について準用する。
(監督処分) 第八十八条 都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定開発行為に係る土地又は特定建築行為に係る建築物における津波による人的災害を防止するために必要な限度において、第七十三条第一項、第七十八条第一項、第八十二条若しくは前条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。 一 第七十三条第一項又は第七十八条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者 二 第八十二条又は前条第一項の規定に違反して、特定建築行為をした者 三 第七十三条第一項、第七十八条第一項、第八十二条又は前条第一項の許可に付した条件に違反した者 四 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為（当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。）であつて、開発区域内の土地の安全上必要な措置を第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準に従って講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者 五 特別警戒区域で行われる又は行われた特定建築行為（当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。）であつて、第八十四条第一項各号に掲げる基準又は同条第二項各号に掲げる基準に従って行われていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者 六 偽りその他不正な手段により第七十三条第一項、第七十八条第一項、第八十二条又は前条第一項の許可を受けた者 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれ		

を行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。 3 都道府県知事等は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他<u>国土交通省令</u>で定める方法により、その旨を公示しなければならない。 4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。		(都道府県知事等の命令に関する公示の方法) 第六十一条 法第八十八条第三項の国土交通省令で定める方法は、都道府県等の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。
(立入検査) 第八十九条 都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者は、第七十三条第一項、第七十八条第一項、第七十九条第二項、第八十条、第八十二条、第八十七条第一項又は前条第一項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査することができる。 2 第七条第五項の規定は、前項の場合について準用する。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。		
(報告の徴収等) 第九十条 都道府県知事等は、第七十三条第一項又は第七十八条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土地若しくは当該許可に係る特定開発行為に関する工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における津波による人的災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。 2 都道府県知事等は、第八十二条又は第八十七条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る建築物若しくは当該許可に係る特定建築行為に関する工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該建築物における津波による人的災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。		
(許可の条件) 第九十一条 都道府県知事等は、第七十三条第一項又は第七十八条第一項の許可には、特定開発行為に係る土地における津波による人的災害を防止するために必要な条件を付することができる。		

2 都道府県知事等は、第八十二条又は第八十七条第一項の許可には、特定建築行為に係る建築物における津波による人的災害を防止するために必要な条件を付することができる。		
(移転等の勧告) 第九十二条 都道府県知事は、津波が発生した場合には特別警戒区域内に存する建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他津波による人的災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。		
第十章 雑則		第六章 雑則
(財政上の措置等) 第九十三条 国は、津波防災地域づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。		
(監視区域の指定) 第九十四条 都道府県知事又は指定都市の長は、推進計画区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。		
(地籍調査の推進) 第九十五条 国は、推進計画区域における地籍調査の推進を図るため、地籍調査の推進に資する調査を行うよう努めるものとする。		
(権限の委任) 第九十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。		(権限の委任) 第六十二条 法第七条第一項の規定による国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長も行うことができる。
(命令への委任) 第九十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。		
(経過措置) 第九十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過		

措置を含む。)を定めることができる。		
第十一章 罰則		
第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第二十二条第一項の規定に違反して、津波防護施設区域を占用した者 二 第二十三条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者 三 第七十三条第一項又は第七十八条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者 四 第八十条の規定に違反して、第七十三条第一項の制限用途の建築物の建築をした者 五 第八十二条又は第八十七条第一項の規定に違反して、特定建築行為をした者 六 第八十八条第一項の規定による都道府県知事等の命令に違反した者		
第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 一 第七条第七項（第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者 二 第八十九条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者		
第一百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第五十一条第三項の規定に違反した者 二 第五十二条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項各号に掲げる行為をした者 三 第九十条第一項又は第二項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者		
第一百二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。		
第一百三条 第五十八条、第七十八条第三項、第八十一条第一項又は第八十七条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。		